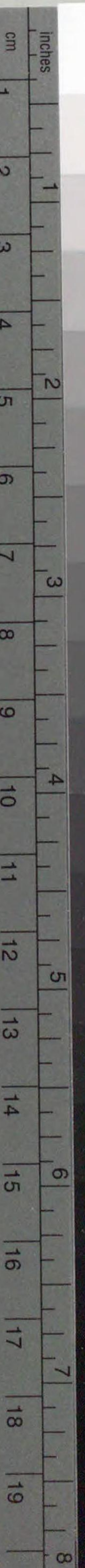


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27

国会制定法審議要録  
第21・22回-第23・24回

BZ-5-8




\*1201000517849\*











千々+N-9

BZ-5-8




\*1201000036559\*

第二十二回  
第二十二回

国会制定法審議要録

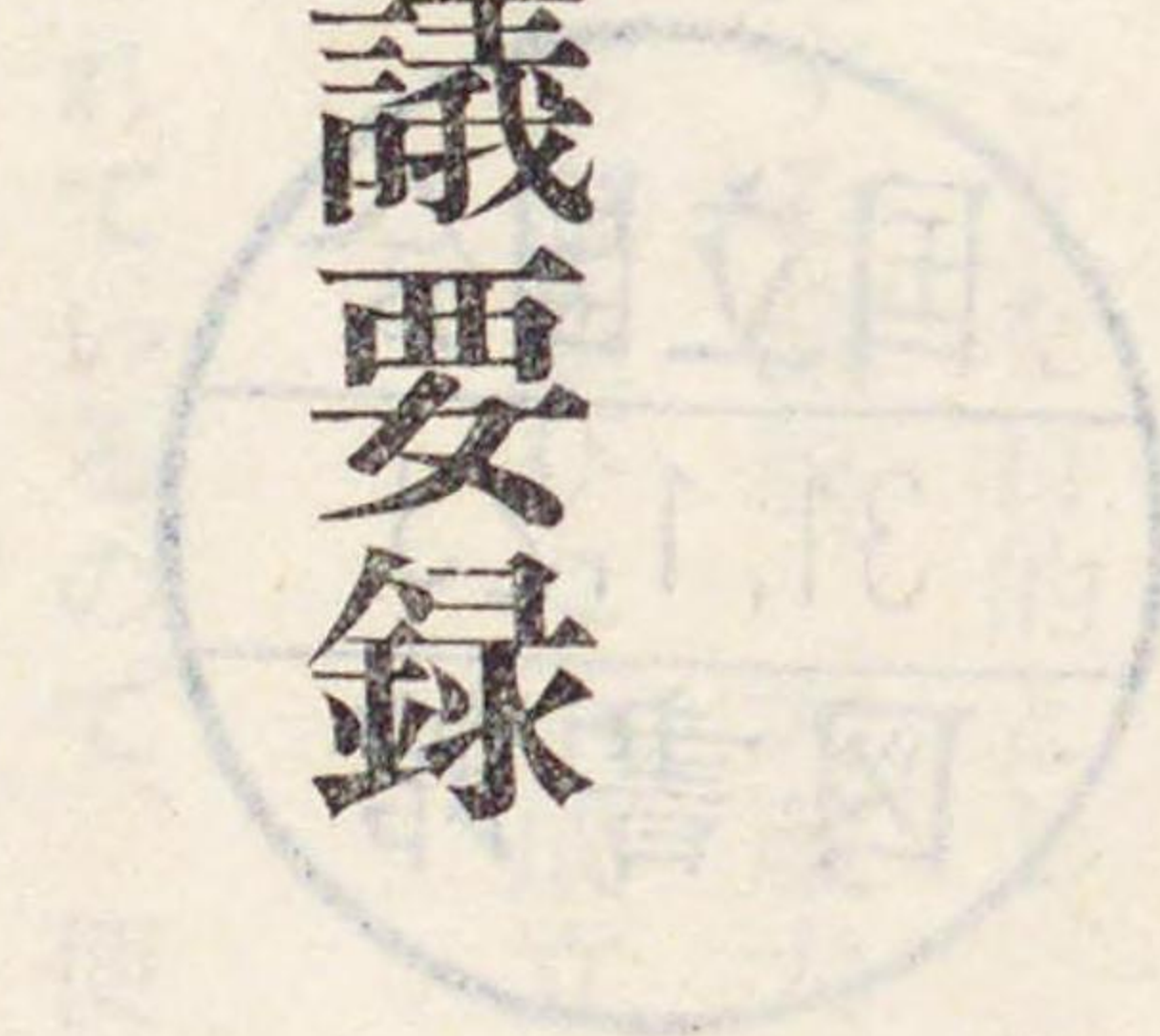
衆議院法制局







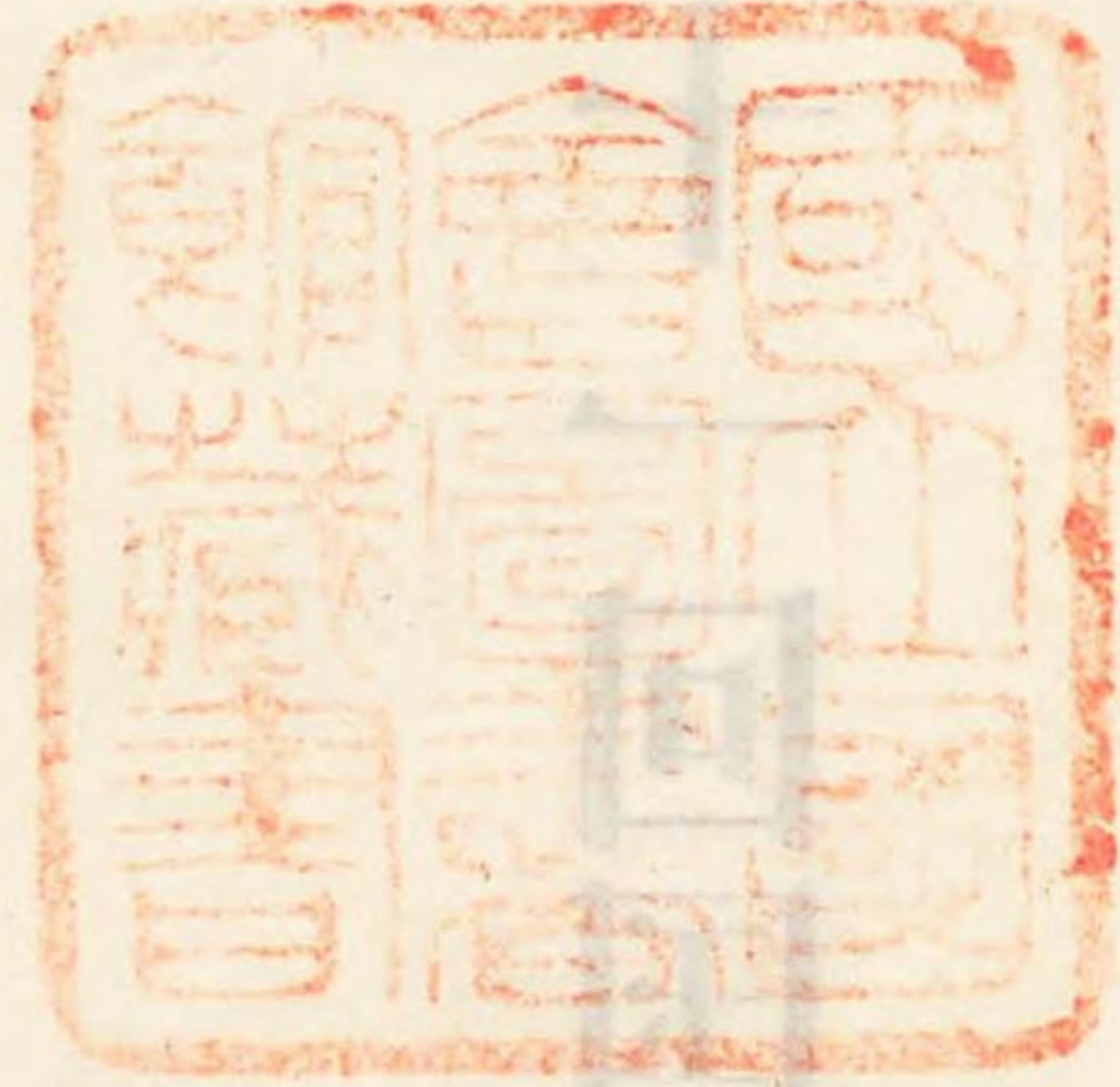
# 第二十一回国会制定法審議要録



衆議院法制局



B2  
5  
8



第一

国会図書



K 9811

衆議院図書

### 凡 例

一、本書は、第二十一回国会（常会）において成立した法律及び承認された条約の立法趣旨並びにそれらのものの審議の状況を明らかにするため、提案理由の説明、両議院における委員長報告及び成立した法律等の審議経過を収録することを目的とし、併せて、内閣総理大臣の施政方針に関する演説、外務大臣の外交に関する演説、大蔵大臣の財政に関する演説、第二十一回国会会期調、委員会及び委員長一覧表並びに不成立法律案の審議経過等を掲げたものである。

提案理由は、両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上、先議議院における提案理由説明のみを収録することとした。

二、提案理由及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま転載したものである。

三、法律の公布年月日法律番号の下に「（衆）」又は「（参）」と註記してあるのは、その法律の提案が、それぞれ衆議院議員又は参議院議員の提案に係るものであることを示し、その

凡例

314 451 Sy 996k







目次

○ 大日本帝国憲法改正の法律(昭三〇・一・二八・法三)……………五

○ 公職選挙法の一部を改正する法律(昭三〇・一・二八・法四)……………八

○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭三〇・一・二四・法二)(衆法)……………三

○ 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・二七法二二九)(衆法)……………一

○ 恩給法の一部を改正する法律(昭三〇・一・二八・法三)(衆法)……………五

○ 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭三〇・一・二八・法四)(衆法)……………八

○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭三〇・一・二四・法二)(衆法)……………三

○ 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・二七法二二九)(衆法)……………一

○ 恩給法の一部を改正する法律(昭三〇・一・二八・法三)(衆法)……………五

○ 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭三〇・一・二八・法四)(衆法)……………八

○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭三〇・一・二四・法二)(衆法)……………三

目次

法律の件名索引(五十音順)

(お)

○ 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・二七法二二九)(衆法)……………一

(い)

○ 国会法の一部を改正する法律(昭三〇・一・二八・法三)(衆法)……………五

○ 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭三〇・一・二八・法四)(衆法)……………八

(ち)

○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭三〇・一・二四・法二)(衆法)……………三



法律の部門別索引(五十音順)

○憲法改正(昭三〇・一一・二八法三).....三
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭三〇・一一・二四法二).....三
○公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭三〇・一一・二八法四).....八
○国会法の一部を改正する法律(昭三〇・一一・二八法三).....五
○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・二七法二二九).....一

法律の部門別索引

第一 憲 法

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭三〇・一一・二四法二).....三
○公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭三〇・一一・二八法四).....八

第二 国 会

○国会法の一部を改正する法律(昭三〇・一一・二八法三).....五

第三 公 務 員

○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・二七法二二九).....一



第二 公 務 員

第一 國 会

○猪俣浩三君 たいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、趣旨を御説明申し上げます。

◎恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭和二九、二二、二七法二二九)(衆)

一、提案理由(十二月十七日)

○猪俣浩三君 たいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、趣旨を御説明申し上げます。

本案は、十二月十七日内閣委員会提出にかかるものでありまして、さきに公務員の在職年に対する加算制度は原則として廃止されたのでありますが、蒸気機関車乗務員等のごとく、特に不健康かつ危険な業務に従事する職員の加算制度については別途措置せらるることとなつていましたので、その成案の実現までその人々の在職年に対する加算を認めることに第十九国会において恩給法の改正を行つたのでありますが、昭和三十年三月三十一日をもつてその効力がなくなりまして、さらに一年その効力期間を延長し、もつて移行による空白を補うための措置をいたそうとするのが本案の要旨であります。

二、参議院内閣委員長報告(十二月二十日)

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

○荒木正三郎君 只今議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本法律案は、衆議院内閣委員長の発議による法律案であります。先ずこの法律案の発議された理由と内容につきまして御説明いたします。

さきに公務員恩給に関する在職年数の加算制度は原則として廃止されたのでありますが、蒸気機関車乗務員等のごとく、特に不健康且つ危険な業務に従事する職員の加算制度については、別途措置せられることになつておりましたので、それまでの間、なおこれらの人々については加算を認めることに、第十九国会において恩給法の改正が行われたのでありますが、昭和三十年三月三十一日を以てその期間が満了いたしますので、更に一年その期間を延長し、以て移行による空白を補うための措置をいたそうとするのが、本案の要旨であります。

内閣委員会は、本月十八日委員会を開きまして、本法律案の審議に当つたのでありますが、本法律案が議員提出法律案の形をとり、政府提出法律案の形をとらなかつた理由如何。又、不健康業務に従事する一般公務員の恩給加算について、従来暫定措置をたび／＼繰返しておるが、この暫定措置と密接な関係のある不健康業務に従事する各種公共企業体の共済組合法案の成立の見通し等の問題について、質疑応答がありました。他に特に質問もなく、ついで討論に入りましたところ、討論省略の動議が提出され、この動議が成立し



恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

たしましたので、直ちに本法律案について採決をいたしました。その結果本法律案は、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

以上で報告を終わります。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(昭和三〇、一、二四法二)(衆)

一、提案理由(一月二十二日)

○久保田鶴松君 たいだいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案理由並びにその内容の概略を説明いたします。

御承知のごとく、昭和二十六年には地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が制定公布せられ、市町村の選挙は同年四月二十三日、都道府県の選挙は同年四月三十日に行うことに法定され、全国のほとんどすべての地方公共団体において一齊に選挙が施行された次第であります。従いまして、別段の事情がある場合のほかは、大多数の地方公共団体におきましては、その議会の議員及び長の任期は本年四月または五月をもって満了することとなりますので、これらの選挙の期日の統一をすることによって選挙執行の円滑をはかり、あわせて選挙執行経費の節減に資することといたしたき考えでございます。

この法律案の内容の骨子は、この法律の施行の日、すなわち一月二十五日から今年五月二十日までの間にその任期が満了することが予想されている都道府県及び五大市の議会の議員及び長の選挙は四

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

月二十三日に、市町村の議会の議員及び長の選挙は四月三十日に、それぞれ同時に行うことにいたしたいと存するのであります。

さらに、本法案施行の日、すなわち一月二十五日以降告示の日の前日までの間に地方公共団体の議会が解散され、もしくは再選挙、補欠選挙等の場合において、議員、当選人がすべてない場合、あるいは地方公共団体の長が欠け、もしくは退職を申し出た場合においても本法案が適用され、それぞれただいま申し上げました期日に選挙を行うことにいたすことにいたしました。ただ、町村合併促進法の規定によってその任期を延長している市町村の議会の議員の選挙については、その任期が右の期間内に満了することとなる場合は、関係町村の協議の趣旨を尊重して、その選挙期日を統一しないこととし、その他この法律で定める選挙期日の告示の日から今年五月二十日までの間に町村合併が行われるような場合に、その関係町村で行うべき選挙について若干の除外措置を講じております。

なお、都道府県で行う選挙と五大市で行う選挙とを同時に行うことといたしましたため、四つの選挙を同時に行うこととなりますが、さらに教育委員の補欠選挙をあわせて行う場合におきましては、種々の困難も考えられますので、かような場合におきましては教育委員の選挙を同時に行うことを要しない旨の除外例を設けることにいたしました。

以上、きわめて簡単に本法律案の提案理由及びその内容を概略御説明申し上げます。

特別委員会におきましては、昨二十一日本案を起草の上、ここに



提案いたしました次第でございます。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします次第でございます。

二、参議院地方行政委員長報告(二月二十四日)

(公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭三〇―法四)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎国会法の一部を改正する法律

(昭和三〇、一、二八法三)(衆)

一、提案理由(一月二十一日)

○菅家喜六君 ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

国会法は、申し上げるまでもなく、憲法付属の重要法典でありまして、憲法も本法によって初めてその運用の妙を發揮できるのでありますから、憲法の実施以来ここに約十一年の経験を積んで、より一そう憲法の精神に沿うた民主的な国会運営をはかるため、その改正が待望されておったのであります。特に、平和回復における国会の運営の实情にかんがみ、国憲の最高機関として名実ともに国民の信頼と尊敬を集め、国政の審議の重責を果し、もって民主政治の健全なる発達を期するため、いわゆる自肅三法の一環として、さきの国会において果し得なかつた国会法の改正案をここに提出するに至つた次第であります。

しかして、国会法の改正につきましては、第十三回国会以来、毎国会議院運営委員会に国会法等改正に関する起草小委員会を設け慎重に調査研究を重ね、その間において学者、言論界、経済団体の意見等をも聴取いたし、十分にこれを参考といたしたのであります。小委員の方々におかれても熱心にあらゆる角度から種々検討を加えられておつたものであり、また各党におかれてもそれぞれ国会法改

国会法の一部を改正する法律

正に関する特別委員会を設置して調査研究をなされておつたのであります。これらの結果に基づいて、去る第二十回国会に国会法の一部を改正する法律案として提出されるに至つたのであります。短期国会でありましたので、議院運営委員会の審査が終了したままで国会の議決を得るに至らなかつたことは、まことに遺憾であります。今回両院の議院運営委員会の理事の合同会において、さきの国会における本院の議院運営委員会の議決案をもととして相互に意見の調整をはかつて、ここに本案が提出されるに至つた次第であります。

まず本案の内容について概要を御説明申し上げますが、この改正の眼目は、国会自肅の立場からする制度の改正、憲法の原則からする規定の明確化、それから実際の運営面から必要と考えられる諸点の是正等でありまして、その他はいずれも字句の整理であります。その重要と認められます点を申し上げますと、改正の第一は、常会の召集に関するものであります。常会における予算審議の實際に適合せしめるため、すなわち、昭和二十七年の常会のように、その年の八月中に召集しなければならぬような不都合を生ぜしめないために、現行法の第二条のただし書きを削り、第十条の会期の規定に、「但し、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもつて」常会の会期は終了したものとするとする。このただし書きをつけることとしたのであります。

第二は、開会中逮捕された議員の釈放の要求に関するものであります。従来、会期中に内閣から議員の逮捕について許諾を求める手



国会法の一部を改正する法律

続規定にありましたが、逮捕された議員の釈放に関する手続規定を欠いていたのであります。今回新たにこの規定を設けますとともに、これと関連して、会期前に逮捕された議員があるときは、その氏名を内閣から通知せしめることをあわせて規定いたしましたのであります。

第三は、常任委員会の整理統合に関するものであります。常任委員会は従来二十二であったのでありますが、議案の審議能率の促進をはかり、かつ過去の運営の実績にかんがみまして、内閣と人事、厚生と労働、農林と水産、通商産業と経済安定、郵政と電気通信の各委員会をそれぞれ合併し、また図書館運営委員会を議院運営委員会に併合して、総数二十二の現行法を十六の常任委員会に縮減したのであります。

第四は、従来委員会は制限公開主義を採用していたのでありますが、運営の実際にかんがみ、今後は、報道の任務に当る者その他の者で委員長の許可を得た者を除くのはか、議員以外の者の傍聴を許さないこととした点であります。

第五は、予算を伴う法律案を發議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要するという要件を付加したこと、さらに、同一の趣意より、法律案に対する修正の動議についても予算の増額を伴うもの及び予算を伴うこととなるもの、また予算に対する修正の動議については、同様の要件を付加することいたしました。

第六は、法律等の奏上または内閣への送付に関するものであります。

しめるため改正したものであります。

第十一は、自由討議及び両院法規委員会に関するものであります。自由討議は、第七回国会に一回行われたのを最後として、今日まで一回も行われたことなく、また両院法規委員会は第十四回国会から一度も開会されない過去の実際の運営にかんがみまして、これらむしろわが国の議会制度にはそぐわないものとして、この際これを思い切って廃止することが適当と考えた次第であります。

第十二は、緊急集会に関するものであります。参議院においては別に参議院の緊急集会に関するものが制定されてありますが、不備の点がありますので、この際、これを整備して、本法中に一章を設けて、緊急集会を求める手続、緊急集会における議案の發議その他の規定を設けることとした次第であります。

第十三は、訴追委員に関するものであります。従来、弾劾裁判所の裁判員については両院から選出され、訴追委員は衆議院からのみ選出されていたのでありますが、これを改めて、各国の例をも参酌いたしました。今回両議院から同数の訴追委員を出すこととしたしました。これが本改正案中の最も重要な一点でございます。

その他、細部にわたりますが、特別会を常会とあわせて召集することができるとしたこと、役員兼職制限を明確化したこと、専門員制度の改正、同一議案の両院競合防止、及び内閣提出議案の修正または撤回につき各院において議決後はこれを許さないとしたこと等であります。

なお、本案は第二十二回国会の召集の日からこれを施行すること

国会法の一部を改正

す。法律等の奏上または内閣への送付については、従来すべて衆議院の議長から奏上または送付することになっていたものでありますが、これを改めまして、衆議院の議決が国会の議決となった場合は衆議院議長においてこれをなし、その他の場合は最後の議決があった議院の議長からこれをなすこととした次第であります。

第七は、両議院関係の調整に関するものであります。議決の際における原案保持主義の建前よりして、各議院がそれぞれの議決の対象または両院協議会を求むべき案件を常に保持する必要から特にこれを明記した次第であります。

第八は、両院協議会に関するものであります。両院協議会は各議院の協議委員がおのおの三分の二以上出席しなければ開会することができないのでありますから、もし両院協議会を求められた院の協議委員が出席しなかつたときは開会不能となるおそれがあります。そこで、憲法上で認められた両院協議会制度の趣旨に沿うため、根本的な改正も考えられるのではあります。両院の良識ある運営がなされることを建前として、その救済策を講じた次第であります。

第九は、議院の内部警察権に関するものであります。各議院の内部における議長の警察権は、会期中に限りこれを認めていたのですが、現在は閉会中にありましても委員会の審査は常に行われている実情にかんがみまして、閉会中もお会期中と同様内部警察権を議長に認めることが適当と考えたわけでありました。

第十は、懲罰動議提出に関するものであります。これは他の議案の發議または修正の動議の場合における賛成者の要件と均衡を保た

とするとともに、本法案の施行に伴う関係法律の整備に関するものをその付則に規定いたしました。

以上、本案の内容の概要について御説明いたしました次第であります。

本案は、本日議院運営委員会において慎重に協議いたしました結果、ここにようやく成案を得た次第であります。何とぞ諸君の御賛同を切にお願いいたします次第であります。

(註) 衆議院及び参議院において各その委員会の審査は省略された。



### ◎公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (昭和三〇、一、二八四(衆))

#### 一、提案理由(一月二十一日)

○久保田鶴松君 たいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の提案理由を簡単に御説明申し上げます。

先国会におきまして公職選挙法改正に関する調査特別委員会より提出し、すでに公布されており公職選挙法の改正に関連いたしまして、公職選挙法の規定を準用または引用しております地方自治法、政治資金規正法、漁業法、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、農業委員会等に関する法律及び町村合併促進法の関係条文の事務的な整理を行う必要があると思っております。さらに、現行法によりますれば、衆議院議員、参議院地方選出議員及び都道府県の議員選挙において、その選挙の期日が公示または告示された後に市町村の廃置分合または境界変更等が行われますと、選挙の最中に選挙区に異動を生ずることになりますが、このようなことは、選挙の公正を確保するためには、ぜひ避けるべきものと思いません。しかし、現にかかる事態の発生が予想されますので、特別の規定を設け、選挙の期日の公示または告示の日以後選挙の期日まで

の間は選挙区に異動を生じないように措置する必要があるのとあります。よって、特別委員会におきましては、昨二十日本案を起草の上、ここに提出いたしました次第でございます。

何とぞ満場一致御賛成あらんことを希望いたします次第でございます。

#### 二、参議院地方行政委員長報告(一月二十四日)

○中田吉雄君 たいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は衆議院提出にかかるものでございまして、その提案理由は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律を整理するとともに、選挙区の特例を設ける必要があるといふのであります。すなわち、先国会において成立し、すでに公布されました公職選挙法の一部改正に伴いまして、公職選挙法の規定を準用または引用いたしております地方自治法、政治資金規正法、漁業法、町村合併促進法等の関係条文の事務的な整理を行うとともに、衆議院議員、参議院地方選出議員及び都道府県の議会の議員の選挙において、その選挙の期日の公示または告示がなされた日から選挙の期日までの間、すなわち選挙の期間中に市町村等の境界の変更があつても、当該選挙については選挙区に異動を生じないように措置せんとするものであります。

地方行政委員会におきましては、一月二十四日、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長久保田鶴松君より提案理由の説明を聞き、提案者側及び政府側との間に若干の質疑応答を重ねた後、討論を省略し、同日採決の結果、全会一致をもって本法案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、たいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について、委員会における審査の経過の概要並びに結果を御報告いたします。

本法案は衆議院提出にかかるものでありまして、その提案理由としては、全国大多数の地方公共団体の議会の議員及び長の任期が、本年四月または五月に満了することになるので、これらの選挙の期日を統一することによって選挙の執行の円滑をはかり、あわせて選挙執行経費の節減に資する等の必要があげられております。

法案内容の主要な点は、第一点、この法律の施行の日、すなわち一月二十五日から本年五月二十日までの間に、その任期満了が予想されておる都道府県及び五大市の議会の議員及び長の選挙は四月二十三日に、市町村の議会の議員及び長の選挙は四月三十日に、それぞれ同時に行うこと。第二点は、一月二十五日以降告示の期日の前日までの間に地方公共団体の議会が解散され、もしくは再選挙、補充選挙等の場合において議員、当選人がすべてない場合、あるいは地方公共団体の長が欠け、もしくは退職を申し出た場合において、それぞれ前述の期日に選挙を行うこと。第三点は、前の点に対

する特例除外として、町村合併促進法の規定によつて任期を延長している市町村の議会の議員の選挙において、その任期が一月二十五日から五月二十日までの間に満了するものについては、関係町村の協議の趣旨を尊重して、その選挙期日を統一しないこと。第四点は、この法律で定める選挙の期日の告示の日から本年五月二十日までの間に町村合併が行われる場合について、その関係町村で行うべき選挙の期日の特例除外を設けたこと。第五点は、都道府県の選挙と五大市の選挙を同時に行うことにしたために、それぞれの議員と長と四つの選挙が同時に行われることになるが、これに加えて、さらに教育委員会の委員の再選挙、または補充選挙等があわせ行われる場合の困難をおもんばかって、かような場合には教育委員の選挙を同時に行わないことができる旨の除外例を設けたこと等であります。

地方行政委員会におきましては、一月二十四日、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長久保田鶴松君より提案理由の説明を聞いたのち、提案者並びに政府側との間に質疑応答を重ねました。その詳細については速記録によつて御了承願いたいと存じます。

討論に入り、自由党の伊能委員及び緑風会の小林委員より、「本法案は選挙の時期が前回昭和二十六年の場合と逆になっており、また格別の理由もないのに、五大市を都道府県と同時にする等、納得しがたい点を含んでおる。ことに第二の点から、選挙の上にならざる混乱を招くおそれがあるので、これに対しては自治庁当局において、特に善処されるように要望して、不満足ながら本法案に賛成



する旨を述べられました。

かくて採決の結果、本法案は、全会一致をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

### ◎日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めめるの件

(昭三〇、四、一六条三)

#### 一、提案理由(十二月十六日)

○床次説明員 たいま議題となりました日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めめるの件並びに日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

わが政府は、かねてサンフランシスコ平和条約の当事国でないビルマ連邦との間に正式の国交を開くために種々努力を重ねて参りましたが、前内閣の時代すなわち本年八月にウ・チヨウ・ニエン氏を团长とするビルマ親善使節団が来朝いたしましたのを機会に、両国間の最大の懸案である賠償問題について先方と交渉を重ねました結果、円満妥結を見るに至りまして、九月二十五日に両国間平和条約中の賠償関係条項及び両国間賠償経済協力協定の仮調印が行われました。次いで、ラングーンで両国間平和条約に関する交渉が行われましたところ、これまた円満妥結を見るに至りましたので、十一月五日に、この日本国とビルマ連邦との間の平和条約及び日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定は、ラングーンで岡崎前外務大臣とウ・チヨウ・ニエン外務大臣代理との間で正式に

調印されるに至つたのであります。

この平和条約は、賠償関係条項を除き、さきに締結されました日印平和条約と大体似た内容を有しております。賠償及び経済協力協定におきましては、わが国は、ビルマ連邦に対しまして、今後十年間にわたつてまず賠償として年平均二千万ドルの価値を有するわが国の役務及び生産物を供与いたしますとともに、さらに経済協力として年平均五百万ドルの価値に達する同様の役務及び生産物を同国の使用に供することになつており、このわが国の義務とともにビルマ側が協力すべて事項を具体的に定めております。

思うに、ビルマに対する賠償の負担は、わが国の経済にとつて容易ならぬ負担ではありますが、この賠償問題の解決によりましてビルマとの間に正式の国交が開けることとなりましたことは、わが国の対東南アジア外交に一步を進めることとなる次第でありまして、まことに喜ぶべきことと申さねばなりません。

しかるところビルマ側におきましては、本条約の早期実施を希望し、同国の国会は目下休会中でありますが、明年二月の休会明け劈頭本条約を提出してその承認を求めるとなつておる趣であります。従来サンフランシスコ平和条約初め、日華、日印平和条約のいずれの場合におきましても、まず日本側の批准があつてしかる後相手方が批准する例となつておりますので、本条約につきましても、もし右期日までに日本側の批准が済んでおりません場合は、ビルマ側もわが方の態度決定をまつて審議を行うこととなるべく、従つて本条約の批准及び実施は数箇月の遅延を来すこととなるを免れません。

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めめるの件



かくのごときは日緬間の正常国交関係の回復の一日もすみやかならんことを希望するわが方にとり、大なる損失と申さねばなりません。よつてここに歳末、年始にかけての御多端な時期であるにもかかわらず、あえて本委員会の御開催を仰ぎ、速急御審議を煩わすこととなつた次第であります。つきましては右事情を了とせられ、慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

## 二、衆議院外務委員長報告(十二月十七日)

○喜多壯一郎君 たいま議題となつております第一の案件、すなわち日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めめるの件と、第二の案件、すなわち日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めめるの件、この二つの案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びにその結果を報告いたします。

まず日本国とビルマ連邦との間の平和条約と賠償及び経済協力の協定とを結ぶに至つたその間のいきさつについて一言いたしますが、もと／＼わが国はサンフランシスコ平和条約の当事国でないビルマ連邦との間に正式の国交を開くために交渉を重ねておりましたが、その交渉過程では、賠償問題が常に難点として両国間の交渉を妨げておりました。ところが、本年八月ビルマ連邦親善使節団がわが国に参りましたのがよい機会となりまして、賠償問題についてビルマ連邦側と密接な交渉を続けることができました結果、むずかし

かつた賠償問題も解決して、九月二十五日に平和条約の中の賠償関係条項と両国間の賠償と経済協力の協定との仮調印が行われ、次いでラングーンにおける両国間の平和条約についての交渉折衝となりました。これもまたわが方とビルマ側との両国間に一致を見ましたので、十一月五日に本平和条約と賠償及び経済協力の協定の二つがラングーンで正式に調印された次第であります。

本条約の内容は、前書きのほかに、本文が十箇条、それとあと書き、この三つの体裁から成り立っております。また、条約のうち平和条約は、賠償関係の条項のほかは、さきに締結いたしました日印平和条約、すなわち日本とインドとの平和条約と大体同じ内容であると申してよいと思ひます。また、賠償及び経済協力の協定によりますと、日本は、ビルマ連邦に対して、今後十年間にわたつて、賠償として毎年平均二千万ドル、米貨の二千万ドルすなわちわが七十億円の価値ある日本人の役務と日本国の生産物とを提供するとともに、さらに経済協力としては、一年平均五百万ドル、アメリカのドルすなわちわが十八億円の価値に相当する日本人の役務と日本国の生産物とをビルマ連邦の使用に提供することとなつております。それにまた、わが国の負担する義務に対応するビルマ連邦側の協力すべき事項なども具体的に列挙されております。

なお、本平和条約や経済協力に関する協定は、ビルマ連邦側はすみやかに実施することを積極的に希望しておることとでありまして、明年二月にはビルマ側は休会明けの国会早々批准承認する模様であると伝えられます。近來の外交上の慣例として日本側でも批准

を急ぐ必要がありますので、去る十五日本院外務委員会に付託され、翌十六日にただちに委員会を開き、慎重に審議を続けて参りました。委員会のこまかいことは委員会の会議録について御了承願ひます。

委員会は、政府側の説明を聞き、活発な質疑応答の後討論に入りました。自由党は富田健治君、日本民主党は並木芳雄君、日本社会党は細迫兼光君、日本社会党は戸叶里子君が、それ／＼各党派を代表して賛成の意見を述べられました。よつて、二つの案件を一括して採決いたしますと、委員会はその全員異議なく承認すべきものと議決いたしました。

以上報告いたします。

## 三、参議院外務委員長報告(十二月二十日)

○石黒忠篤君 只今議題となりました日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めめるの件並びに日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定の締結について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、我が政府は、かねてサンフランシスコ平和条約の当事国でないビルマ連邦との間におきまして正式の国交を開くために種々努力を重ねて参りましたが、前内閣の時代、即ち本年八月、ウ・チョウ・ニエン氏を团长とするビルマ親善使節団の

来朝を機会に、両国間の最大の懸案である賠償問題について先方と交渉を重ねました。その結果円満妥結を見るに至り、九月二十五日に両国平和条約中の賠償関係条項及び両国間賠償経済協力協定の仮調印が行われたのであります。次いでラングーンで両国間平和条約に関する交渉が行われまして、これ又円満妥結を見るに至りましたので、十一月五日に至つて、この両国間の平和条約と賠償及び経済協力に関する協定がラングーンにおいて正式に調印せられるに至りました。よつて政府は、この条約を批准することといたしたく、又この協定の締結について国会の承認を求めめるために本件を提出したのであります。

然るところ、ビルマ側におきましては、本条約の早期実施を希望いたして、明年二月に同国会にこれを提出し、その承認を求めることになつておるのであります。若し右期日までに日本側の批准が済んでいないと、先方も我がほうの態度の決定を待つて審議を行うことと相成ることと存ぜられるので、従つて本条約の批准及び実施は、数カ月の遅延を来たすことを免れないという情勢にあるのであります。かくのごときことは、両国の正常国交関係の回復の一日も速かならんことを希望する我がほうにとりまして、大いなる損失と申さなければならぬので、あえて急速に国会の承認を要請することとなつた次第であるといふこととでございます。

さて、本条約及び協定の内容を要約して述べますと、第一に平和条約について見ますと、本文十カ条より成り、その実質的観点とするものは賠償及び経済協力に関する規定でありまして、即ち



第五条の第一項(四)に、我が国はビルマに対し今後十年間、先ず賠償として年平均二千万ドルにひとしい七十二億円の価値を有する日本人の役務及び日本の生産物を供与すること。次に経済協力として年平均五百萬ドルにひとしい十八億円の価値に達する日本人の役務及び日本の生産物を同国の使用に供すること。更に他のすべての賠償請求国との賠償が最終的に解決したときに公正、且つ衡平なる待遇に對するビルマの要求を再検討する旨を規定してあります。而してこれ以外の諸条項は、先に締結せられましたインドとの平和条約とはほぼ同じ内容を有しており、即ち一には、両国間の平和及び友好関係の確立。二、戦前の二国間の条約の復活。三、通商関係、漁業等の協定に関する交渉の開始。四、ビルマ政府の在ビルマ日本財産の処分。五、在日、ビルマ財産の返還及び補償。六、戦前の債務が戦争状態の存在により影響されないこと。七、我が国の対ビルマ戦争請求権約は批准書交換の日において効力を発生する旨を定めてあります。次に、賠償及び経済協力に関する協定について見ますと、この協定は、右平和条約中の賠償関係条項の実施に関するものでありまして、本文七カ条、附属書及び交換公文から成り立つております。その第一には、経済協力は、双方の共同事業の形式で行われること、役務及び生産物は、附属書に掲げられた事業のために供されること。二、ビルマは、賠償及び経済協定の実施のため必要な措置をとること。三、共同事業におけるビルマ側の持分又は所有株式の割合は、原則として六〇%より少くないものとする、及び日本人

の持分等にしてビルマ政府が行ふことあるべき強制収用のこと。四、協議勸告機関として合同委員会を設置すること。五、本協定の実施細目を決定すること。六、紛争解決のためには仲裁裁判所を設置すること等に関して規定をいたしておるのでございます。而して本協定は、各当事国が国内法上承認した旨を通知する公文交換の日において効力を生ずることを定めてあります。

次に交換公文は、日本国政府が年平均二百万ドルにひとしい七億二千万円の価値に達する日本人の役務及び日本の生産物を十年間ビルマ政府に貸付ける用意がある旨を明らかにしておるのであります。以上が、付託せられました本件の概要であります。

委員会はこれに關しまして、十二月十七日より三回に亘つて審議を行いました。委員会におきましては重光外務大臣、一萬田大蔵大臣、その他政府委員との間に極めて熱心な質疑が行われましたのであります。時局柄、現下外務関係のことは国内的にも國際的にも極めて重大でありまして、且つ微妙なる政情の上にありまするために、委員会におきましても付託せられた案件のみならず、現下の國際情勢、新内閣の外交方針等に関して幾多の重要な問答が交わされ、頗る熱心な審議が行われました。これは正にしかるべきことであると存じます。諸君にもお知らせしたいこととありますが、委細、速記録によつて御承知を願うことといたして省略しまして、ここには委員会に付託された条約及び協定に關して委員会において行われた主なる質疑応答の要点を次に報告いたしたいと思います。

第一に、「賠償問題は、国交再開、通商関係増進等の大局的見地

より、できるだけ速かに解決する必要があるが、その交渉に當つては徒らに金額にこだわるために解決が遅延するようなことはないか」という質問に對しまして、「趣旨は極めて同感である。この条約と協定は、前内閣よりの貴重なる遺産である。一般的に申して賠償の解決は急がなければならないと考える。このために大蔵大臣、通産大臣、経済審議庁長官等の関係閣僚と協議をして賠償方針を決定する」という仕組にする考案であつて、閣僚の了解をも得ておる」という答弁がありました。

第二に、「ビルマにつき、賠償二億ドル、経済協力五千万ドルに妥結した経緯は如何なる経緯をたどつたのか。又、フィリピン、インドネシア、仏印三国に對する賠償金額の目安はどうか」という質問に對しまして、「ビルマについては、最初日本側は一億ドル、ビルマは四億ドルという線から出発をいたして交渉を重ねた結果、双方が歩み寄つてこの条約に到着をいたしました。他の求償国の分については、岡崎前外相が昨年東南アジア諸国訪問の際に、フィリピンに二億五千万ドル、インドネシアに一億二千五百万ドルの数字を提示いたしましたことはある。今後の交渉に當つては、経済財政等全局的に考へて有利に進めて行きたいと思う。将来どれだけの金額を目当てにやつて行くか、正確な数字は考へることが極めて困難である。交渉によつてきめるものであり、それで進むよりいたし方がないと思う」という答弁がありました。

次に、「仮にフィリピンに對する賠償額を大野・ガルシア協定の線に従い、二十年間に四億ドルといたして、インドネシアと仏印三

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めらるるの件

国についてはビルマの例に従い、これと同額になるとすれば、合計年額六千万ドル即ち二百二十億円の多額の財政負担がビルマの上に加はることになる。而して賠償金額は根本問題である日本の賠償能力を基礎として決定せらるべきものであるが、我が国には具体的にどの程度の賠償能力があると見ておるのか。賠償の予算措置は又如何にするのか。こういう質問に對しまして、「我が国の経済力及び財政状態からすると、賠償の支払は頗る困難な状態にある。賠償能力を具体的に想定をいたして数字に示すことはむづかしいが、その検討は必要と思う、國際收支等の観点よりも考へなければならぬ。賠償金額の予算措置としては平和回復善後処理費百五十億円のうちから支出することとなつておるが、昭和三十年年度予算における具体的数字はまだきめておらない」という答弁がございました。賠償及び経済協力の実施に關連して、ビルマ側の計画及び附属書列記の項目との関係は如何であるか。又、日本から帝國石油の者がビルマに行つておるが、石油事業はこの協定との連関があるのか」という質問に對しまして、「ビルマの福祉国家建設計画、いわゆるビダウダ計画は約十五億ドルの資金によつて開發計画を実行せんとするものであつて、そのうち五億ドルは外貨を必要とする趣であり、従つて我が方の賠償と経済協力による計二億五千万ドルはこの計画の実施に極めて役立つ次第である。次に、協定附属書列記の項目中に肥料工場、砂糖工場建設等のごとき利益を上げ得るものは、主として経済協力による資金を使用いたさしめ、水力発電所、製鉄所の建設等國營事業となるもの等については専ら賠償の金額が用いられる



ものと思われる。ビルマ石油事業には現在英国との合弁事業のものがあるが、このほか新たに油田開発の見込みもあるようであり、その場合は附属書第十九項に従つてなし得るわけである。なお、合弁事業の実施計画については、今月初旬彼の地に赴いた稻垣使節団が、目下実地調査中であり、近く先方よりも案が提出せられるはずである」との答弁がございました。

次に、「条約第五條第一項(B)の規定によつて没収せられる在ビルマの日本財産の総額はどのくらいであるか。この没収財産額は賠償中に繰入れることはできないのか。又協定第三條に連関をいたして、合弁事業における我が方の持分等が強制収用されて賠償に繰入れられるようなことはあるのかないのか。この規定は私有財産権の侵害であるが、これに対する国内での補償はどうなるのか」という質問に對しまして、「在ビルマ日本財産の全貌は、正確にはつかめていないが、その額は極めて少い。没収財産は賠償とは別であつて、その中に繰入れられない。これはサンフランシスコ平和条約に定められておる原則である。又、日本人の持分等が強制収用されて賠償に繰入れられるようなことはない。没収財産に対する補償については、国家が十分に考慮すべきことは勿論であつて、大蔵省では目下これについて検討中である」という答弁がありました。

次に、「本協定実施により、ビルマとの貿易はどの程度増進されるか」との質問に對して、「ビルマとの貿易は昨年度の輸出三千二百萬ドル、輸入四千八百萬ドルに上つて、昨年十月に両国間に貿易取

極ができたような次第である。又、ビルマが英連邦との特惠関税を撤廃した関係もあり、今後我が国との貿易はますます増進するものと予想せられる。賠償実施に際しては、その都度先方とよく話し合いをいたして、賠償が通常貿易を害することのないようにやつて参りたい」という答弁がありました。

このほか、「賠償実施の方式及び機構はどうなつてゐるのか。民間側の参加についてはどう考へてゐるか。又日本の業者が競争意識から、先方との契約において出血受註をしたり、役務について日本人技術者の給料を格段に安くするようなことのないように注意が肝要だと存するが、政府の考へは如何であるか。又条約、協定に規定のない事項で、日緬双方から挿入することを希望したものはあるのかないのか。どういふことがあるか。防衛問題、文化問題は両国の間で如何に取扱つたか」といふような質問がありました。これに對しまして、「賠償実施の機構については、先ず賠償連絡部を設けて、将来必要に応じて強化して行く考へである。賠償庁のごときものが必要とするに至るかも知れないが、差当りは現在の機関でやつて行くつもりである。民間との関係については審議機関を設けて、その意見を徴して円満に実施を図りたい。業者の不正競争を防ぐためには、業者の契約については政府が最終的に承認を与えることといたして、価格については先ずビルマ側とも話合つて行くようなことといたしたい。技術者の給料については、A、B、C級というような表を作つて、あらかじめ基準をきめて相当に維持して行きたい。又、この条約、協定は日本側が挿入したいと希望してゐたものは、日印条約

あつて、極めて重大であると同時に、極めて緊急を要することになつております。これについては、前内閣の時代において政府が全力を尽してやり上げたところであり、且つ重光新外相は、極めて公明にして含蓄のある態度を以て、我々の前でこれを前内閣の貴重なる遺産であるとして考へておると申されております。これは条約及び協定の内容は勿論、形式等においても別段改むべき欠陥を持たない良いものであると認められたことであるから、我々委員会は、それらの事實に信頼をいたして、この程度で審議を終了することにしては如何か」と委員会に諮りましたところ、委員会の承認がありましたので、質疑を打ち切りました。討論に入つた次第であります。

更に、「この条約と協定には、日本文と英文のいずれを正文とするかの規定がないが、どういふわけか」といふ質問に對しまして、「英語は双方にとつて第三國語であるから、英語によるものだけが正文であるが、国会においては日本語のものによつて審議を仰ぐことになつてゐる」といふ答弁がありました。

なお、質疑応答の詳細につきましては、速記録を御参照頂きたいと存するのであります。

熱心なる審議は、非常な熱心を以て続けられました。十九日日曜の夜にまで至りましたが、なお質疑は綿々として尽きず(笑声)、応答も又、諄々として倦むところを知らんように察せられたのであります。且つ我が国の財政経済上、政策法制上、なお細かに審議を及ぼすべきこともあるように存せられました。それは本件のみに限つたものでなく、広く根本の問題に觸れておるものと思われましたので、私は委員会運営上、この審議は、この上更に続けて行くことは許されぬ事情の下にあると考へまして、委員長といたしまして、左の發言をいたしましたのであります。

「付託せられました案件は、我が国初めての賠償に関するもので

日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件

「自由党を代表して本件に賛成する。本条約は、前内閣時代の努力の賜物である。(笑声)特にウ・チヨウ・ニエン・ビルマ代表のステーツマン・シップに對して、敬意を表するものである。本件については議論の余地もあるが、これが成立は、大局的見地より、我が国にとつて一歩も二歩も外交関係を前進せしめるものであるから、賛成である。今後この条約を基礎として両国の親善関係が増進せられ、両国に有利なる発展を遂げ、且つ他の求償国との間においても、これ以上立派なるものができ上ることを期待をいたしてやまない。本条約、協定は基礎的なものであるから、今後両国間に通商条約、漁業協定、文化協定等、各種の協定が作られ、経済協力が円満に行われ、業者の間に不正の競争など行われぬように、政府においても努力せられんことを要望する」と述べられました。緑風会の高橋委員は、「本件に賛成である。」



ビルマが永年の荊の道を辿つて、先年独立の宿願を遂げたことに對して先ず祝意を表し、同国がフィリピン、インドネシア等に先立つて我が國に對して戦争の終結を宣言し、今回又、条約の成立を見たことに對して、ビルマ政府と國民に對して謝意を表するものである。賠償額は、ビルマから見れば、その蒙つた損害に比べると少額に過ぎるかも知れないが、戦敗国日本にとつては、非常に大きな負担である。併し我が國といたしては、これは当然負うべきものであり、これによつて平和が勝ち得られるわけであるから賛成である。又これによつて我が國は経済協力を将来発展せしめ、国力を伸長せしむる好個の機会を与えられたものでもあるから、この条約の精神を正しく生かして行きたいと思う。現外務当局としても貴重な遺産としてよくこれを活用せられんことを念願する」と述べられました。次に羽生委員は、「社会党第四控室を代表して賛成する。不幸な戦争の後、国交未回復の國と国交を回復することは当然であるが、本件は、軍事的なものであるならば反対をするが、單純に国交の回復が目的であるから、全幅の賛意を表する。且つこれを機会に速かな中ソその他の國との国交回復を希望する。協定に關しては、ビルマとしては賠償金額について不満もあろうが、ウ・チョウ・ニエン代表の來朝によつて長い間討議をされたもので、その合意の結果によるものであるから妥当と考へる。ただ協定実施に當つて、當局において熱意を持つて遺漏なきやうに配慮ありたい。又この協定の後には、他の賠償國との問題が控えており、日本の国力や支払能力を考へれば、幾多の問題が存しないとも言えないのであるから、

屬クラブの大山委員は、「賠償協定には進んで賛意を表するにやぶさかでない。ただ条約については、サンフランシスコ条約に反対の立場であるので、同条約との連関においてビルマとの平和条約については、なお疑義を持つておつて、只今如何なる態度をとるべきかということについて決定をしておらないで甚だ苦心をしている。故にその条約に關しては棄権をいたしたい。」こう述べられました。

かくて討論を終結いたしましたして、採決を行いましたところ、委員会は、全会一致を以て両案はそれ／＼承認を与えることに決定をいたしました。

右、御報告を申し上げます。

これらをよく勘案して賠償問題について万全の措置を講ぜられた」と述べられました。曾根委員は、「社会党第二控室を代表をいたし賛成する。その理由は、第一に、日本の自主独立と経済自立の完成のためには国交未回復國、特にアジアの新独立國との国交樹立と経済提携が必要である。この意味で賠償問題のさきがけとしてビルマとの間に、解決に成功したことは慶賀すべきことである。第二に、この協定成立には、ビルマの政局が安定し、同國國民が復興の希望に燃えている実情がこれに幸にし、ウ・チョウ・ニエン外相のステーツマン・シップに負うところが多く、且つビルマが社会主義の実験をしている國であるということがこれに大きな役割を演じたと考へる。ビルマが植民地的羈絆を脱するために敢然として闘い、赤色の脅威にも耐え得べき社会秩序を求めて立派にやつているのに對して、我が國の賠償はその社会福祉に貢献できるのであるから、我が國にとつてその負担は大きいのであるけれども、我が國民も忍んでこれをやつて行つてもらへることと考へる。なお賠償問題は、我が國の全支払能力と連関するものが深いのであるから、賠償のみを切離して考へずに、我が國の民生、防衛等の諸問題との關係について、はつきりした見通しをつけて十分勘案して予算上に組入れるよう政府に要望する」旨を述べられました。次いで民主党の杉原委員は、「本件に賛成である。本条約、協定は、我が國の對外關係打關の上において重要な意義を持つものであり、内容もおおむね妥当である。本件の打關に當つた前内閣の努力に敬意を表し、且つビルマ政府の努力を多とするものである」と述べられました。最後に、無所



◎日本国とビルマ連邦との間の賠償及び  
経済協力に関する協定の締結について  
承認を求めるの件 (昭三〇、四、一六条四)

一、提案理由(十二月十六日)

(日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求め  
るの件(昭三〇―条三)と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(十二月十七日)

(日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求め  
るの件(昭三〇―条三)と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(十二月二十日)

(日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求め  
るの件(昭三〇―条三)と一括して掲載)

◎内閣総理大臣の施政方針に関する演説

(昭三〇、一、一二)

○国務大臣(鳩山一郎君) さきに私は本国会の指名によりまして内閣総理大臣の重責につき、ここに政府の所信を申し述べべる機会を得ましたことは、私のまことに光榮とするところであります。

明朗な政治を実現して民主主義の徹底をはかり、国民大衆の声をよく国政の上に反映することの必要であることは、まさに時代の強い要請であると信じております。過ぐる第十九回国会以来の国会の実情及び吉田内閣退陣から現内閣の成立に至る政治情勢から見まして、国民の意思が正しく国会の勢力分野に反映されておられないことは明白であります。よって、政府は、この見地に立って、民主主義のルールを尊重し、信を国民に問うべく、近く衆議院を解散して公明な選挙を行い、もって国民の神聖な審判を仰ぎたいと考えております。かくして、公明な選挙によって国民の信任を確保し、難局の打開に邁進したい所存でございます。

今日わが国の最大の課題は、すみやかにわが国の自主独立を完成いたし、独立国家の国民としての自覚を高め、わが国の自立再建を達成することにあると信じております。

このため、政府は、まず、外交においては、世界平和の確保と各国との共存共栄を目標とし、広く国民の理解と支持による積極的な自主平和外交を展開しようとするものであります。このため、ア

内閣総理大臣の施政方針に関する演説

メリカその他自由諸国との緊密な提携協力の基本方針を堅持し、国際緊張の緩和に努めるとともに、なおこれまで国交の開かれざる諸国との関係をもでき得る限り調整していく方針でございます。韓国及び東南アジア各国に対しては、誠意をもって諸懸案の解決をはかりまして、善隣友好と経済提携を促進いたし、進んでアジアの復興と繁榮に寄与したいと存じます。

なお、多数の未帰還同胞がまだ異国に残留しており、さらに現在なお六百余名の同胞が戦争犯罪人として拘禁せられておることはまことに遺憾でありまして、政府といたしましては、関係諸国に訴えて、すみやかに引き揚げ並びに釈放が実現するように一そうの努力をする考えであります。

変転する国際情勢のものにあつて、わが国の自主独立の実をあげ、るためにも、国力の許す範囲において、みずからの手によってみずからの国を守るべき態勢を一日も早く樹立することは、国家として当然の責務であるかと存するのであります。従つて、防衛問題に関する政府の基本方針は、国力相応の自衛力を充実整備して、すみやかに自主防衛態勢を確立することによって駐留軍の早期撤退を期すにあります。

わが国の自主独立の達成のためには、占領下において制定された諸法令、諸制度につきましても、それぞれ所要の再検討を加えて、わが国の国情に即した改善をいたしたいと考えるのであります。特に国家の基本法たる憲法については、制定当時の事情と、これが実施の結果にかんがみまして、国情に即した修正を施す必要があること



内閣総理大臣の施政方針に関する演説

は、これを認めざるを得ないところであります。しかし、憲法は、その重要性にかんがみ、これが改革につきましては最も慎重を期すべきものであると存じます。従つて、政府といたしましては、国民各層の意見を十分に徴して、しさいにその内容を検討し、平和主義民主主義の原則を堅持しつつ、最もわが国情に適するごとく改善の方途を講じなければならぬと存する次第であります。すなわち、これがため、国会に、学識経験者その他国民各層代表者の参加を求めまして、超党派的な憲法調査審議機関を設置いたしましたして、慎重審議の上でその成案を策定するようにいたすべきであると考えております。

経済の自立再建は国家の独立のため最も必要なことであることは、言うをまたないところであります。もとより、狭小な領土に膨大な人口を擁するわが国経済の自立再建をはかることは容易ならざるところであります。これを実現するためには国民全体の協力を必要とすることは申すまでもありませんが、そのためには、国民経済に対し長期の見通しを持つ総合的な計画を示し、国民に希望を持たせることが必要であります。政府が自由企業原則に立つて総合経済六カ年計画を樹立し、広く国民の理解を求めようとするのは全くこの趣旨にはかならぬものであります。すなわち、政府は、長期かつ総合的な計画のもとに、まず税制を改正して中小企業者、勤労者、農民等の負担軽減を行いつつ、中央、地方を通じて財政の健全化をはかり、もつて経済拡大への基礎を固めんとするものであります。また、金融面においてもその健全化に努めることといたし、これが

ためには豊富な資金が必要でありますので、資本の蓄積と国民貯蓄の増強に特段の措置を講じたいと考えております。経済の自立を達成するため、正常貿易の伸張と、これが要件である基幹産業の近代化、合理化、科学技術振興の緊要なことは申すまでもありません。これらについて、政府は必要有効な措置を講じ、万遺漏なきを期する所存であります。特に科学技術振興のため官民研究機関の機能を充実し、もつて資源の開拓とその有効な利用により優秀な国産品を生産し、その使用奨励に資せんとするものであります。

産業を復興し、経済の自立を達成するためには、労働と資本の協力を必要とするものであります。政府は、労使の双方が正義と友愛の精神に基いて、相互にその立場を尊重して、産業の復興再建に最善の努力を傾けられることを切望するものであります。そのため、政府は、労働運動の正常化を念願するとともに、各般の方策によつて労使の協力体制を確立いたしましたして、産業平和の確保に努めようとするものであります。

デフレによる経済健全化のための過程として、失業者の増大と中小企業者に対するしわ寄せの集中が見られるのであります。政府といたしましては、中小企業者に対しては、わが国における経済的、社会的重要性にかんがみ、その組織化と金融の円滑化につき格段の措置を講じ、特に中小企業製品の優秀化とこれが輸出振興について積極的施策を考慮中であります。失業対策といたしましては、根本的には前述の長期総合計画の実

施により雇用の増加を期するはもろんでありますが、さしあたりの強力な対策としては、公共事業の面において緊急就労対策事業を全国的に実施し、もつて失業者の大幅な吸収をはかる所存であります。

なお、国民生活、特に働く者の生活を安定せしめるため、昭和三十年度においては思い切った予算措置を講じて、庶民住宅建設の強力な推進をはかりたいと考えております。

農林、漁業及び食糧問題につきましては、まず畜産物、水産物を含めた総合的食糧の計画的増産を確保することによつて食糧輸入の節減をはかり、他面、農林水産物の輸出振興方策を講ずる考えであります。

内外の農業経済情勢に応じ、農林漁業の経営安定には特に力をいたし、これがため肥料、飼料等重要生産資材の価格の低廉化と需給の安定をはかるとともに、農林畜水産物の価格の安定と流通の改善刷新、農地担保金融制度の創設、農業災害補償制度の改善等を実施する所存であります。

さらに、食糧管理制度につきましては、内外の食糧事情及び経済事情にかんがみまして、根本的改革を行うため、すみやかに成案を得るよう努力中でございます。

毎年頻発する災害の抜本的防除と国土保全のため、政府は、造林、林道並びに道路事業、都市計画事業、災害復興事業等につきまして、総合的な治山治水基本計画を確立いたしましたして、これが適正かつ能率的な推進をはかる所存であります。

内閣総理大臣の施政方針に関する演説

なお、政府は、北海道及び東北地方の占める地位の重要性に着目いたし、これが開発については特段の力をいたす所存であります。また、災害を未然に防止し、国土、人命の安全をはかるため、氣象業務、非常無線通信網等の整備拡充をはかるとともに、船舶、航空機等の整備により海上保安態勢に強化していく考えであります。社会保障の充実強化は、民生安定のためきわめて肝要な事柄であります。政府は、各種疾病保険の普及充実をはかるとともに、これら保険に対する応急的補強措置を講じ、また結核その他の疾病予防に力をいたすとともに、医療機関の整備普及を期せんとするものであります。

なお、恩給制度の改革、遺家族及び引揚者に対する援護につきましては、財政事情の許す限り適宜の措置を講ぜんとするものであります。

文教の刷新は、現下のわが国にとって最も緊急の問題であります。戦後急激に行われた学制の改革は国情に適合しない点が多々ありますので、現行教育制度及び教育内容について十分な検討を加えらるとともに、教育施設の整備充実、特に最も緊急を要する六三制施設並びに老朽危険施設の整備をはかりたいと思つております。

わが国力を回復いたし、自立国家体制を確立するためには、何よりもまず国民各自の個人道徳の高揚をはかり、道義と相互扶助の精神を基調とした社会道徳を確立しなければならぬのであります。

覚醒剤、不良出版物等のはんらんはまことに嘆かわしき事態であります。特にわが国の将来をになうべき青少年に対し悪影響を与



えていることは、まことに憂慮すべきことであります。政府としては、広く民間諸団体の協力を得まして、早急にこれが絶滅のため適切な対策を講じ、もって明朗な社会の建設に邁進いたしたいと存するのであります。

近時わが国の治安はようやく平静に復しつつあることは御同慶にたえないところでありますが、暴力は絶対に否定いたしたい。すなわち、極左的破壊活動については、わが国の現状にかんがみ、断固これを取り締る方針であり、また、これと並んで最近極右分子のうちにも直接行動に訴えんとする事例も発生しているもので、これが取締りについても徹底的に行う方針であります。

この際特に一言したいのは、戦争終結以来すでに十年の歳月を経過したにもかかわらず、自主独立の気風上らず、国民道義のいまだ全からざることでありまして、これは私の衷心遺憾に感ずるところであります。特に、近時政界、官界を通じて著しく綱紀の弛緩頹廢を招き、国民の激しい指弾を受けておりますことは、私のまことに慨嘆にたえないところであります。政府は、この現状にかんがみまして、公明選挙を基盤として政界の肅正刷新をはかり、議会政治の信用を回復するとともに、官公吏については信賞必罰を徹底して官紀の振肅をはかる方針であります。さらに、政府は、社会道義、国民道徳の高揚をはかり、順法精神を振起し、精神、物質両面にわたる国家再建の一大国民運動を強力に推進いたす所存でございます。

近く行われる予定の総選挙は、前国会において成立した新選挙法のもとにおいて初めて行われる選挙であり、その意義は真に重大で

あります。政府は、前国会における衆議院の決議の趣旨に従って強力な公明選挙運動を展開しようとして、引き続き行われる地方選挙とともに、各界各層の御協力のもとに公正明らかな選挙に有終の美をおさめしめるため全力を傾注したいと念じておるものであります。以上明らかになりました諸施策によりまして、人心を新たにし、国民が前途に希望を持ち得る明朗清新なる社会を建設いたしたいと存じます。

ここに所信の一端を披瀝いたしましたして、国会を通じて国民各位の御理解と御協力を衷心切望する次第であります。

## ◎外務大臣の外交に関する演説

(昭和三〇、一、一二)

○國務大臣(重光葵君) 現在の国際政局を概観いたしまするに、幸いにして一応平穏な様相を呈しております。しかしながら、米英等の民主陣営においては、これを共産陣営の戦術の転換による平和攻势に基くものであると見て、これが対策に怠りがないのであります。すなわち、欧州方面においては、西ドイツの再軍備を認めて北大西洋軍事機構の強化をはかり、中近東方面においては、トルコ、パキスタン等の武力は充実し、またアジア方面においては、東南アジア防衛機構を樹立し、あわせて背後戦線の整備に努めております。かくのごとくして、力による平和の体制を築き、もって勢力の均衡を有利にすることによって、共産側を真の平和共存に誘導せんと努力しております。

以上のごとき国際情勢のものにおいて、わが国の地位は、現在なお遺憾ながら、いまだ十分確立せられるに至っておりません。三年前日本はサンフランシスコ条約によって独立を勝ち得たのであります。これは主要民主諸国との平和が回復せられたのとどまり、共産主義諸国との間には講和は成立せず、また戦後新たに独立したアジア諸国との国交もいまだに全般的には樹立せられておらぬのであります。その上、国際連合加入もまた今日まで実現に至らぬありさまでありますから、わが国が積極的に国際問題に貢献

する地位に達するには、今後格段の努力を必要とする次第でございます。

わが国際的地位の向上に最も必要なものは総合国力の涵養であることは言うまでもありませんが、いずれにしても、まず自主独立の精神を作興することがその前提であります。自主独立の完成こそはわが民族の悲願でありまして、われわれは敗戦の跡を一掃して自衛の体勢を整え、経済の自立を実現し、社会不安を除去して、新日本の建設に努力を結集する決意を有するものであります。現内閣が米國との緊密なる協力関係をもつて外交政策の基調としておるゆえんのもの、米國が日本のこの進路に対して深い理解を示すからにはかならないのであります。政府はこの政策を一そう推進せんと期するものでございます。本年初めビキニ補償問題が円満妥結に至ったことは、反米感情の原因になった懸案の一つを解決したものであるとして重要な意義を持つ次第であります。

アジアは日本の郷土であります。アジア民族が往年の植民地主義から解放せられ、自由独立の天地に発展向上することは、日本の切にこいねがうところであり、共産、民主両陣営間の激甚なる闘争のうちにあつて、アジアが国際政局において占める重要度は、とうてい昔日の談ではございません。現に、コロンボ・グループ諸国の提唱によって、近くアジア・アフリカ会議も招集せられる機運に相なっております。

日本としては、東亜における責任を自覚し、アジアの平和と進歩とに寄与せねばならぬのであります。それには、アジア諸国との修



交がいよいよ必要となつて参ります。このため、当面幾多の障害を克服いたさなければなりません。賠償問題の解決はその主要なものでありまして、わが国の経済能力の許す限り、誠意をもって急速に処理いたしたい意向でございます。政府は、その方針のもとに、鋭意準備を進めておるのであります。ビルマとの賠償交渉が妥結し、同国とはすでに経済協力の段階に進んだことは欣快とするところであります。

韓国との関係はすみやかに改善を要する次第でありまして、この際いたずらに過去の経緯に拘泥せず、大局的見地より兩國において善処すべきものと思ひます。また、わが国の承認しておる国民政府が中共政権と抗争しておることは、東亜の安定から見ればはた不幸なことであるのであります。これは、世界情勢に重大なる変化の起らない限り、容易に解決し得るものとは思われません。従つて、わが国としては、さしあたり現実の状況に応じて實際的に対処するのほかにないと思ひます。中国大陸との物資交易がわが国民生活上必要なことは否定できぬのであります。国際義務に反せざる限り、これを促したい所存であります。

冷たい戦争はなお激しく展開されておる情勢でありまして、軍事的に両陣営の勢力均衡が回復せられ、軍事戦線が次第に強化せられるにつれて、背後の戦線が重要視せられるのは当然であります。現に、共産勢力は、アジア、アフリカにおける民族主義の問題ないし生活程度向上の問題等を利用して、巧みに背後戦線の攪乱を試みておるのであります。アジアにおける民族独立は今日実現の緒につ

たと見るべきであります。経済開発、民主向上はこれからであります。この背後戦線において民主主義と共産主義の果していずれが終局の勝利を占めるかによつて冷たい戦争の帰趨が定まると申しても差しつかえはありません。英国のロンボ計画といい、アメリカの東南アジア開発計画といい、いずれもその着眼はひとしくここに存する次第であります。日本がアジアの一国として進んでアジア全般の問題に寄与することは、アジア地域の正常安定に資するのみでなく、わが国の経済的發展をつちかうゆゑであると信ずるのであります。

共産民主両陣営が共存し得るかいなかの論争はしばらく別として、現実には両陣営は並存して生存競争を行なつておるのであります。共産陣営がサンフランシスコ平和条約の調印を拒否して以来、日本と共産諸国との間には、戦後十年を経た現在もお戦争状態が継続しておる形と相なつております。これははなはだしく非現実的であり、かような変則的事態はすみやかに終息せんことを希望するものであります。ソ連との平和回復を言えば直ちに対米関係が悪化するかのよう考へておるのは皮相の觀察と申すべく、われわれはむしろ、日米協力を密接にし、わが国の国際的地位を強固にするこゝとがかえつて日ソの国交を調整する捷徑であると信ずるものであります。

いまだ返らざる島嶼及び未帰還同胞の運命は寸時もわれわれの念頭を去らぬ問題でありまして、機会あるごとに直接間接に關係国の注意を喚起しておりますが、米國との關係においては、沖繩及び小

笠原群島の返還問題、特に小笠原島民の帰島につきましては、今後日米協力の実があがり、兩國相互間の理解と信頼とが増進するにつれ、おのずから解決の日が近づくと期待する次第でございます。

また、ソ連との關係におきましては、領土問題につきましても、また抑留者帰還の問題につきましても、解決が今日まで思うように進展してない状況であります。他方中国大陸及びヴェトナム地区よりの邦人引き揚げが進行しておることは、われわれ同胞の喜びにたえないところであります。さらに、わが方不慮の努力にかかわらず、今なお六百数十名の巢鴨残留者のあることを思ひますれば、必事暗たんたるを得ません。戦後十年、もはや恩讐二つながら存しないはずであります。自由民主諸国の結束がきわめて肝要である今日、關係国の理解と同情とに訴へ、一日もすみやかに本問題が解消せられんことを祈つてやまぬものであります。

年々増大するわが国の人口圧力は、単に日本のみならず、世界の問題と考へるのであります。ために、移民については特に力を入れたい方針でありまして、受け入れ諸国の繁栄に貢献し得るがごとき移住者を、ただに農業方面のみならず、技術方面にも送り出したいと考へておりますが、これも人口問題の解決にはほど遠い感があります。最も肝要なことは、わが貿易の伸張であることは申すまでもありません。いまだガットにも正式加入を得ず、諸外国の差別的待遇についても必ずしも樂觀を許さないものがあります。もとより、われわれは、経済難局の打開を期するに当り、いたずらに友邦の援助と同情とのみに依頼するものではありません。産業の合理化、製

品の向上等、自力更正に努めると同時に、公正なる競争の原則を厳守するものであります。相手方たる友邦よりもまた公平の待遇を受けんことを要望するものであります。

最後に、大量破壊兵器の発達によつて、人類は今や共存か共滅かの岐路に直面しております。原爆の惨禍をつぶさに味わつた唯一の国として、日本は世界を原爆戦争の悪夢から解放する使命をになつておると言うても差しつかえはありません。国際連合の提唱する原子力平和利用に関して日本が率先賛成したのはそのためでありま

す。私は、世界が一日もすみやかに混乱を脱して眞の共存が実現することを切に祈るものでございます。これを要するに、わが外交政策の要諦は、日本が現在置かれた国際環境のもとに、米國を初め自由民主主義國との協力を基調としつつ自主的平和外交を展開し、民族の復興と独立とを完成するとともに、進んで世界の平和及び人類の福祉に貢献せんことを期するものであります。これをもつて私の外交演説を終ります。



### ◎大蔵大臣の財政に関する演説

(昭和三〇、一、二二)

○國務大臣(一萬田尚登君) 私は、この機会に、わが国經濟が直面する基本的な動向を明らかにいたしまして、今後これに対処すべき財政金融政策に関する所信を申し述べ、国民各位の協力を得たいと存じます。

国内資源に乏しく狭小なる領土に膨大な人口を擁しており、わが国といたしましては、自給自足によって生産の拡大、国民生活の向上をはかることはとうてい望み得ないのであります。わが国經濟の發展は諸外国との間の經濟交流の増大に待たねばならないのであります。従いまして、われわれといたしましては、國際經濟の動向に常に十分な注意を払いますとともに、これに応ずる国内經濟体制の整備をはからねばなりません。

最近におきます國際經濟の特徵的情勢は、世界の主要國が貿易及び為替の自由化に向つて真摯な努力を傾けているということがあります。

西欧諸國におきましては、戦後欧州經濟の一体化が叫ばれ、欧州經濟協力機構、支払同盟等の結成強化が促進され、諸國間の紐帶の緊密化がはかられるとともに、各國またこの目標に向つてそれぞれの通貨及び物價の安定、經濟の復興、貿易規模の拡大等に邁進しておるのであります。最近における各國の保有外貨の増加、國際収支

の改善等には著しいものがあります。西欧主要國の通貨の交換性は遠からず実現するものと思われるのであります。

米國におきましても、かかる情勢を促進すべく、自國經濟の安定を通じまして世界經濟の自由化を促進することに重大な関心を寄せるとともに、互惠通商法の延長等によりまして貿易の自由化に寄与せんとしつつあるのであります。このような動向を反映いたしました、一時憂慮せられておりました米國の景氣後退の現象も最近は解消したのであります。今後もかかる景況は持続され、國際取引も促進されるものと見られておるのであります。

東南アジア地域諸國の經濟も、昨年下半年以降米國等の景氣好転の影響を受けまして概して好転し、國際収支の面でも幾分改善が見られるようになって参りました。

今日、世界の貿易の半ば近くは、ドルその他の交換性のある通貨によつて行われているのであります。もし英國、西ドイツ等の通貨が交換性を回復いたしました暁には、世界の貿易の大部分が交換可能通貨によりまして行われることにより、貿易の自由化も一段と促進されることとなるのであります。その反面、國際場裏におきます競争はますます激化していくことを覚悟いたさねばならないのであります。かくのごとき世界の基本的動向に対しまして、わが國の態勢は果して整備されているではありませんか。これこそ最も重大な問題であると考えるのであります。

戦後十年を経ました今日、わが國の生産及び國民所得はすでに戦前の水準を突破いたしました。しかしながら、このように一応順調

に推移して来たかに見えまする繁榮にもかかわらず、現下の國際情勢に対処するわが國經濟の基礎はいまだ十分に固まったとは申しがたいのであります。經濟發展の基盤たるべき輸出貿易の規模におきましては、まだ戦前の半ばにも達していない状態であります。

國際収支の面におきましては、本年度は幸い二億数千万ドルの實質的黑字を期待し得るに至つておるのであります。これは必ずしもすべてが國際競争力ある正常な輸出の伸張によるものではないのであります。同時に、輸入規模の縮小もあつたのであります。國際収支の状況は、なお今後の特需の減退等とも考え合せます。と、不安定な基礎に立っていると申さざるを得ないのであります。

翻つて、従来の經濟政策を顧みまするに、国内的には、一貫した方針に従ひ総合的に施策する面が欠け、その場限りの対策に終始しがちであつて、これがために、対外的には、かえつて為替及び貿易管理の強化、外貨予算の引き締め等を行わざるを得なくなり、その結果として、貿易及び為替の自由化という國際經濟の基本的動向に対しましてむしろ逆行する方向に施策がおもむくこととなつていたのであります。

私は、現下の國際情勢にかんがみまして、また、わが國經濟は國際的な經濟交流の増大のうちにおいてのみその安定した發展が可能であるという基本的性格から考えまして、この際、従来の施策に對比し重点の置き方を変えるべきであり、對外經濟政策が國際經濟の基本的動向である自由化の趨勢になるべくすみやかに即応して運営されるよう改善することをもって第一義といたしまして、それが可

能なるごとく国内經濟政策の運営に計画性と総合性を盛り込んでいくことが、今後のわが國の財政金融政策の基本となるべきものと確信するのであります。

すなわち、戦後のわが國經濟の再建に當つては、その戦争による被害があまりにも甚大であつたためありますが、各人がたゞちに生産の回復、消費生活の向上に立ち向つて来た結果、技術の立ちおくれ、經營の放漫、無秩序な産業構造、企業の過大な借入金依存等の脆弱なる經濟基盤を内包したまま、表面的な經濟力の拡充が行われて来たのであります。これをそのままに放置いたしますならば、國際物價に比べての国内物價の割高と國際収支の不安定は解消せず、とうてい國際競争に伍していくことはできないのであります。

従いまして、今後の国内經濟政策におきましては、健全な財政金融政策により經濟の健全化をはからねばならないのであります。が、經濟力の貧弱なわが國といたしましては、ただ単に従来のような成り行きにまかせるといふ行き方ではなく、かかる目的が着実にかつ計画的に達成されていくような総合的かつ効果的な施策を必要とするところであるのであります。これがためには、今後わが國經濟の向うべき理想的な目標と方向を描きつつ、これが実現のため必要な諸施策を段階的、総合的に実施して参る構想が樹立されねばなりません。今回政府が昭和三十年以降六十年にわたる經濟の構図を描いて、前半三十二年においては、經濟の正常化、なかならず正常貿易による國際収支の均衡と将来の經濟發展の基盤の確立に主眼を置き、



後半においては、特需に依存することなく、正常貿易によって国際収支の均衡を維持しつつ経済の拡大発展と完全雇用の達成をはかることを目標といたします。総合経済六カ年計画を立案いたしましたのも、またこの趣旨にかならないのでありまして、この計画は、今後さらに各方面から検討を加えて、逐次具体的な施策のよるべき基準といたしたいのであります。

以上のような基本態勢を現実問題としていかに実現していくかにつきましても、もとよりこれに多大の困難が伴うことは当然であります。首尾一貫した計画のもとに、遅延逡巡するところなく邁進するの勇断を必要とするのであります。かかる全体的視野に立つ場合とらるべき財政金融面の施策につき、以下基本的な考えを申し述べてみたいと存じます。

まず、為替貿易の自由化方策であります。その前提は、何といつても、わが国産業の国際競争力を培養強化し、正常な輸出を伸ばして国際収支の実質的改善をはかることとあります。この意味におきまして、根本的な点といたしまして、重点基礎産業及び輸出産業の合理化、コストの引き下げをはかるほか、商社を育成強化し、輸出入銀行の資金の確保をはかり、また税制の面におきましても輸出免税措置を拡大する等、総合的諸施策により極力輸出の振興を行う考へであります。

このような輸出振興のための諸施策に相応じ、補償リンク制度の廃止、特別外貨割当の削減、バーター取引等の特殊貿易の縮小等、為替及び貿易の正常化に努めるとともに、為替貿易の現行諸制度に

関しましても、自由化の線に沿って検討を加える所存であります。すなわち、現行為替レートを堅持することはもちろんであります。が、さしあたり現在の複雑な為替相場の建て方を簡素化して弾力性を持たせ、保有外貨の管理運用制度の円滑化をはかるとともに、今後重要輸入物資別に、これに対する外貨予算の運用の長期化、弾力化を検討したいと考えております。

以上のような為替貿易の自由化方策を実現して参りますためには、これを可能ならしむるがごとき強力な国内的裏づけを必要としたのであります。その最も重要なものといつたしまして物価の動向を考えねばなりません。幸いに物価は昨年中下落の傾向に転じたのであります。この傾向をさらに持続せしむることが肝要と存するのであります。これがためには、通貨価値の安定を維持するとともに、その基盤の上に経済の合理化、健全化を進めなければなりません。特に財政におきましては、健全性を堅持するとともに、物価下落を織り込んでこれを編成すべきであると信じます。

この意味におきまして、まず国の昭和三十年年度予算におきましては、一般会計の総ワックは一兆円以内にとどめることといたしまして、その範囲内において重点的に政府の重要施策を推進いたす考へであります。財政投融资につきましても、その総ワックはほぼ前年度程度といたしまして、その運用に当り、生産、輸送、民生等各方面にわたって、総合性を保持しつつ、その効果を十分發揮し得るよう重点化をはかる方針であります。さらに、財源の調達に当りましては、租税その他通常の収入によってまかなうことといたしまして、

新たな公債発行はこれを行わない考へであります。

また、地方財政につきましても、特に年々規模が膨脹し、また赤字が累積しておる現状にかんがみまして、その規模の抑制をはかるとともに、極力健全化を推進することが緊急と存じます。このため、まず地方団体の自主的努力による経費の節減及び収入の確保を期することが肝要であります。同時に、地方行政機構及び事務の抜本的簡素合理化をはかり、国の補助金等の整理、効率化をはかりまして、地方負担を軽減するとともに、地方道路税の創設等によりまして地方の自主財源を充実いたしたい考へております。なお、すでに生じた地方団体の赤字につきましては、その再建整備の促進のため適切な法的措置を講じたい考へております。

次に、金融面におきましても、健全金融の方針を堅持いたしまして、財政金融一体となり、経済の健全化の基盤を造成すべきであります。政策の基調はいささかのやすきをも許すべきものではないと思ふのであります。ただ一口に財政金融一体とは申しますが、私は、金融はその本来の機能に従い、経済の実情に応じて、ある程度の弾力性をもって運営されることが望ましいと思ふのであります。財政が健全に運営されることが相待ちまして、今後できるだけ金融の正常な機能發揮をはかるようにいたしたいと思ひます。

このような意味での金融正常化の方向においてまず取り上げねばならぬ問題は、預貯金の増強と企業資本の充実とによる民間資本の蓄積の推進とであります。金融機関の日本銀行からの借り入れ依存の傾向は逐次是正せられて参りましたが、まだ十分とは言

いがたいのであります。企業の金融機関に対する依存の弊風もおお改善せられておるとは言えません。国民経済の拡大発展を期するためには、このような状態をすみやかに脱却いたしましたして、正常にして安定した経済基盤を確立することが何よりもまずその大前提とならなければならぬと信するのであります。このような民間資本蓄積の充実に伴い、金融正常化の一環といたしまして、国際金利水準に比しなお高位にあるわが国の金利水準の低下をはかり、コストの引き下げに寄与することを政策の目標としつつ、戦後の特殊事情によりまして不均衡を免れなかつた現行金利体系の整備をはかつて参りたいと存じます。このことはまた、日本銀行を中心とする金融の調節方式の問題と相関連するものでありまして、従来日本銀行の金融政策はもっぱら高率適用制度を中心といたしまして運営されて参りましたのを改め、今後は中央銀行本来の正常な金融政策をとるようにならざるやうに進めて参りますとともに、また日本銀行法その他の金融に関する諸制度の整備ということも慎重に検討いたしたいと存じます。なお、以上のごとき施策と相待ちまして、金融機関の資金運用につきましては、これが長期的な経済計画の線に沿って適切かつ効率的に行われるように、さらに一そのの配慮を加えて参るようにならざるやうに存じます。

以上、金融の正常化ということにつきまして申し述べましたが、当面この方向に向つてまず力をいたさねばならぬことは、何をいっても預貯金その他の資本蓄積のより一そのの増強をはかるといふこ



とであります。資本蓄積の促進は戦後一貫して取り上げられて参りました政策であります。私といたしましては、現在までの施策をもつてもなお十分ではないと考へるのでありまして、民力を涵養し国民貯蓄を助長するためには、そのような環境を作り出すための思い切った措置を講じて参りたいと思つております。特に資金吸収の面におきましては、通貨価値を安定し、通貨に対する信用を高めることをすべての施策の根柢といたしますとともに、たとえば臨時に預貯金利子に対する課税を全廃する等、国民の貯蓄意欲を大いに高揚いたしまして、これを一大国民運動にまで盛り上げるようにいたしたいと思いますのであります。

以上、為替及び貿易の自由化、財政の健全化、金融の正常化を今後の施策の基本方針とすることについて申し述べたのであります。が、この方策の推進は相当きびしいものでありまして、安易な考え方は絶対に許されないのであります。しかしながら、その推進の過程におきまして生じまする経過的、摩擦的現象はこれを緩和いたしまして、民生の安定をはかり、国民が明日への力をたくわえつつ、当面の困難を克服し得るよう、適當の配慮を加えて参ることは当然と言えましょう。

従いまして、昭和三十年年度の予算の編成に際しましては、一般の補助金、物件費、施設費等の経費につきまして根本的な再検討を加へまして、徹底的にその重点化、効率化をはかり、極力これを節減いたすことにいたしまして、民生の安定等に欠くべからざる部面については特に計画的、重点的に考へいたして参りたいと存じており

まするが、そのおもなるものは次の諸点であります。

その第一は、住宅政策の拡充であります。今日、わが国民生活は、衣食の面におきましてはほぼ戦前の水準程度まで回復いたしました。が、ひとり住宅につきましては、なお著しい不足を見ておる現状であります。従いまして、この際、民生の安定の見地から、政府は住宅政策の飛躍的拡充をはかる所存であります。すなわち、本年四月における住宅不足は二百八十四万戸に上ると見られております。これに年々の新規需要は二十五万戸程度と見られるのであります。これらの不足を今後十年間に解消することを目標といたしまして住宅建設の長期計画を樹立いたしますとともに、この計画に基きまして、少くとも昭和三十年度におきまして四十二万戸程度の住宅建設を実現いたしたいと考へております。このため、まず財政的措置といたしましては、公営住宅の予算を増額するほか、住宅金融公庫の資金を充実いたし、厚生年金資金の勤労者厚生住宅への還元融資を確保する等の措置を講ずることといたしたいと考へております。しこうして、集団庶民の住宅の建設、不燃化の促進、宅地対策の拡充に特に重点を置きますとともに、公費によります住宅の建設及び運営の方式の合理化をはかる考へであります。さらに、従来民間の自力によりまする住宅建設が建設総戸数の半ば以上を占めておりまする実情にかんがみまして、民間の住宅建設の意欲を大いに促進するために、税制上の特別償却制度の拡張等を行う所存であります。他面、不要不急の建物の新築は、当分の間これを抑制する措置を講じたいと考へております。

その第二は、社会保障の強化であります。長期的には、総合的な経済計画のもとに完全雇用を実現することを目標といたして参りますが、さしあたり、来年度におきましては、失業者につき生産に寄与し得るよう極力これが吸収をはかるとともに、生活困窮者の救済に遺憾なきを期するため、失業対策費その他の社会保障関係費を充実するとともに、緊急就労対策事業を拡充し、公共事業等についてもできるだけ失業者の就労促進をはかるよう、その施行地域、工事種目等に適切な配慮を加え、これを実施して参る所存であります。

その第三は、中小企業対策の充実であります。経済健全化政策の円滑な推進をはかるため、中小企業対策を重点的に充実することといたし、これがため、中小企業を組織化、系列化して企業の合理化をはかるほか、金融面におきましては、国民金融公庫、中小企業金融公庫等に対する資金を確保するとともに、中小企業の租税及び金利負担の軽減について所要の措置を講じたいと思ひます。

第四は、税制の改正であります。現行の租税制度は、わが国の社会、経済の実情に即しないという批判も参りますので、政府といたしましては、根本的に再検討を行いたいと考へておりますが、さしあたり来年度におきましては、民生の安定に資するとともに資本の蓄積を推進するため所要の改正を行いたい所存であります。すなわち、勤労者、中小企業者、農民等の低額所得者の負担軽減を中心とする所得税、法人税、事業税の軽減を行うことといたし、また、臨時に預貯金利子に対する課税の免除、配当所得に対する源泉課税の

軽減を考へたして参ります。これらの措置に伴つて生じたる財源の不足は、消費税その他間接税の増収等をもって補填する方針であります。

○議長(松永東君) 静粛に願ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君)(続) これらの直接税の減税額は、平年度において五百億円程度に達する見込みであります。

なお、防衛問題につきましては、わが国の国力に相応した自主的な防衛態勢を整へることを目標といたしまして、財政経済の規模を勘案しつつ、自衛隊を漸次充実することを基本方針といたし、昭和三十年度における自衛隊の充実につきましては、防衛費の総額を前年度のワク内にとどめることにいたし、防衛分担金の減額を求めることといたしたいと考へて参ります。

以上、政府が実施したいと思ふ財政金融政策の概要を申し述べました。

正常な輸出や生産の増加によりまして国際収支の継続的な均衡と経済の拡大発展を確保し、年々増大する人口に雇用の機会を与へ、生活水準の向上をはかりますことが、一挙に実現し得るとは考へられませんが、今日の経済健全化は、そのような目標実現の地固めを行う第一段階であります。しかも、この施策は、その実現の過程においてなお容易ならぬ困難を持つものであります。同時に、健全化に伴う犠牲ないし摩擦は極力これを調整いたしまして、将来の希望に向つて邁進しなければならぬのであります。

私は、以上に述べました政府の施策が広く輿論の支持を受けるこ



大蔵大臣の財政に関する演説  
 とを確信いたすものでありますが、あらためて国民各位の協力を期待し、ここに決意を新たにいたしまして、わが国経済の自立発展のために最善の努力を誓うものであります。

法律成立経過

可—提出原案又は送付案可決、修—修正可決（委員会欄「修」、本会議欄「修」とあるのは委員会修正可決、本会議は委員長報告通り修正可決）、同一回付案同意、承—承認

法律名	提出		衆議院		参議院		成立年月日	公布年月日	施行年月日			
	衆	院	衆	院	衆	院						
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（衆、内閣委員長提出）	衆	二、七	（委員会省略）	二、七	可	内	三、一七	三、一八	可	二、三〇	法三、三九号	公布の日
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（衆、公職選挙法調査特別委員長提出）	衆	一、三	（委員会省略）	一、三	可	地	一、三	一、四	可	一、四	法二、一四号	三、一、五
国会法の一部を改正する法律（衆、議院運営委員長提出）	衆	一、三	（委員会省略）	一、三	可	（委員会省略）	一、三	一、四	可	一、四	法三、一、六号	第二十二回国会召集の日
公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（衆、公職選挙法調査特別委員長提出）	衆	一、三	（委員会省略）	一、三	可	地	一、三	一、四	可	一、四	法三、一、六号	三、三、三
日本国とビルマ連邦との間の平和条約の批准について承認を求めるの件	衆	三、五	外	三、五	承	三、五	三、五	三、五	承	三、五	三、五	三、四、六

法律成立経過















不成立法律案審議経過

法案名	提出	衆議院		参議院		備考
		委員会	本会議	委員会	本会議	
○衆議院議員提出 売春等処罰法案(堤ツルヨ君外十一名提出)	衆 三、一〇					
最低賃金法案(井堀繁雄君外六十名提出)	衆 三、一〇					
最低賃金保障金融公庫法案(井堀繁雄君外六十名提出)	衆 三、一〇					
公職選挙法の一部を改正する法律案(鍛冶良作君外一名提出)	衆 三、一〇					
選挙区制等調査委員会法案(鍛冶良作君外三名提出)	衆 三、一〇					
政治資金規正法の一部を改正する法律案(鍛冶良作君外一名提出)	衆 三、一〇					
昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(井上良二君外百三十二名提出)	衆 三、一〇					
政治資金規正法の一部を改正する法律案(中村高一君外二十七名提出)	衆 三、一〇					
公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外一名提出)	衆 三、一〇					
昭和二十九年八月及び九月の台風による被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(長谷川保君外六名提出)	衆 三、一六					
警察法の一部を改正する法律案(中井一夫君外十八名提出)	衆 三、一六					
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(人事委員長提出)	衆 三、一三					
○参議院議員提出 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉三郎君外五名提出)	参 三、一三					
珪肺法案(藤原道子君外十名提出)	参 三、一〇					
労働基準法の一部を改正する法律案(藤原道子君外十名提出)	参 三、一〇					

法案名	提出	衆議院		参議院		備考
		委員会	本会議	委員会	本会議	
昭和二十九年八月及び九月の台風による被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(長谷川保君外六名提出)	衆 三、一六					
警察法の一部を改正する法律案(中井一夫君外十八名提出)	衆 三、一六					
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(人事委員長提出)	衆 三、一三					
○参議院議員提出 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉三郎君外五名提出)	参 三、一三					
珪肺法案(藤原道子君外十名提出)	参 三、一〇					
労働基準法の一部を改正する法律案(藤原道子君外十名提出)	参 三、一〇					



第一五五個大...

姓名	性別	年齡	籍貫	職業	學歷	政治面貌	備註
張三	男	25	山東	工人	初中	黨員	
李四	女	22	河南	學生	高中	團員	
王五	男	30	河北	農民	小學	黨員	
趙六	女	28	陝西	教師	大學	黨員	
孫七	男	35	湖北	醫生	大學	黨員	
周八	女	32	湖南	工程師	大學	黨員	
吳九	男	40	四川	幹部	大學	黨員	
鄭十	女	38	廣東	會計	高中	黨員	
...	...	...	...	...	...	...	...

...



第二十二回国会制定法審議要録

衆議院法制局



凡例

一、本書は、第二十二回国会（特別会）において成立した法律及び承認された条約の立法趣旨並びに議決された昭和三十年年度予算十件の提案趣旨を紹介し、及びそれらのものの審議の状況を明らかにするため、提案理由の説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律等の審議経過を収録することを目的とし併せて、内閣総理大臣の施政方針演説、外務大臣の外交演説、大蔵大臣の財政演説、国務大臣の経済に関する演説、第二十二回国会会期調、委員会及び委員長一覧表並びに不成立法律案の審議経過等を掲げたものである。

提案理由は、両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上、先議議院における提案理由説明のみを収録することとした。

二、提案理由及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま転載したものである。

三、法律の公布年月日法律番号の下に「衆」又は「参」と註記してあるのは、その法律案







目次

○法律第一五号 昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律(昭三〇・五・三二公布)……………三〇

○法律第一六号 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・五・三一公布)……………三二

○法律第一七号 計量法等の一部を改正する法律(昭三〇・五・三一公布)……………三三

○法律第一八号 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇・六・七公布)……………三三

○法律一九号 郵便年金法の一部を改正する法律(昭三〇・六・七公布)……………三三

○法律二〇号 郵便貯金法の一部を改正する法律(昭三〇・六・七公布)……………三四

○法律二一号 競馬法の一部を改正する法律(昭三〇・六・一四公布)(参)……………三四

○法律二二号 ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律(昭三〇・六・一五公布)(参)……………三四

○法律二三号 船舶積量測定法の一部を改正する法律(昭三〇・六・一五公布)(参)……………三五

○法律二四号 臨時通貨法の一部を改正する法律(昭三〇・六・二〇公布)……………三五

○法律二五号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・六公布)(参)……………三五

○法律二六号 道路運送車両法の一部を改正する法律(昭三〇・六・二八公布)……………三六

○法律二七号 郵便振替貯金法の一部を改正する法律(昭三〇・六・二九公布)……………三六

○法律二八号 商法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三六

○法律二九号 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三六

○法律三〇号 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三七

○法律三一号 あへん特別会計法(昭三〇・六・三〇公布)……………三七

○法律三二号 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)(衆)……………三八

○法律三三号 租税特別措置法等の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三八

○法律三四号 所得税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三八

○法律三五号 法人税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三八

○法律三六号 関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)(衆)……………三八

○法律三七号 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三八

○法律三八号 砂糖消費税(昭三〇・七・一公布)……………三九

○法律三九号 国税徴収法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三九

○法律四〇号 入場譲与税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三九

○法律四一号 物品税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇公布)……………三九

○法律四二号 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三〇・七・一公布)……………四〇

○法律四三号 国の援助等が必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・七・一公布)……………四〇

○法律四四号 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一公布)……………四〇

○法律四五号 昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭三〇・七・一公布)……………四一

○法律四六号 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・七・一公布)……………四一

目次



七・二公布) ..... 一五

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格  
で売り渡した事により食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるため  
の一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇・七・二公布) ..... 一六

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損  
失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇・七・  
二公布) ..... 一七

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰  
入金に関する法律(昭三〇・七・二公布) ..... 一八

労働省設置法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・四公布) ..... 二五

銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律(昭三〇・七・四公  
布) ..... 二七

中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭三〇・七・五公布) ..... 三〇

日本住宅公団法(昭三〇・七・八公布) ..... 三三

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・八公布) ..... 三九

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・八公布) ..... 四二

裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭三〇・七・九公布) ..... 四七

総理府設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一公布) ..... 五〇

外務省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一公布) ..... 五五

文部省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一公布) ..... 五九

厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一公布) ..... 六四

法律第五二号 ..... 三〇

法律第五三号 ..... 三三

法律第五四号 ..... 三九

法律第五五号 ..... 四二

法律第五六号 ..... 四七

法律第五七号 ..... 五〇

法律第五八号 ..... 五五

法律第五九号 ..... 五九

法律第六〇号 ..... 六四

水防法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一公布) ..... 一七

登録税法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一公布)(衆) ..... 二一

住宅融資保険法(昭三〇・七・一一公布) ..... 二二

農林省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一二公布) ..... 二四

麻薬取締法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一二公布) ..... 二六

出入国管理令の一部を改正する法律(昭三〇・七・一二公布) ..... 二九

農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登  
録税の臨時特例に関する法律(昭三〇・七・一二公布)(衆) ..... 三八

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給  
財団の年金の特別措置に関する法律(昭三〇・七・一五公布) ..... 三八

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律(昭三  
〇・七・一五公布) ..... 三八

アルコール専売法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一六公布) ..... 三三

運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一九公布) ..... 三九

郵政省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一九公布) ..... 四一

開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一九公布) ..... 四九

経済審議庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇公布) ..... 五〇

大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇公布) ..... 五五

風俗営業取締法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇公布)(衆) ..... 六一

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇  
公布) ..... 六二

法律第六一号 ..... 三〇

法律第六二号 ..... 三三

法律第六三号 ..... 三九

法律第六四号 ..... 四二

法律第六五号 ..... 四七

法律第六六号 ..... 五〇

法律第六七号 ..... 五五

法律第六八号 ..... 五九

法律第六九号 ..... 六四

法律第七〇号 ..... 六九

法律第七一号 ..... 七三

法律第七二号 ..... 七四

法律第七三号 ..... 七五

法律第七四号 ..... 七六

法律第七五号 ..... 七七

法律第七六号 ..... 七八

法律第七七号 ..... 七九



○法律第七八号 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇公布)(衆)……………二二七

○法律第七九号 在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二二公布)(衆)……………二二〇

○法律第八〇号 財団法人日本海員会館に対する国有的財産の譲与に関する法律(昭三〇・七・二二公布)(衆)……………二二三

○法律第八一号 博物館法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二二公布)……………二二七

○法律第八二号 日本航空株式会社法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二二公布)……………二三〇

○法律第八三号 建設省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二三公布)……………二二三

○法律第八四号 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭三〇・七・二三公布)(衆)……………二三六

○法律第八五号 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(昭三〇・七・二五公布)(衆)……………二二七

○法律第八六号 資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五公布)……………二四〇

○法律第八七号 過度経済力集中排除法等を廃止する法律(昭三〇・七・二五公布)……………二四一

○法律第八八号 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五公布)……………二四四

○法律第八九号 輸出品取締法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五公布)(衆)……………二四七

○法律第九〇号 海上運送法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五公布)……………二四九

○法律第九一号 けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法(昭三〇・七・二九公布)……………二五三

○法律第九二号 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九公布)……………二五七

○法律第九三号 日本専売公社法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九公布)……………二六一

○法律第九四号 たばこ専売法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九公布)……………二六四

○法律第九五号 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九公布)……………二六五

○法律第九六号 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九公布)……………二六八

○法律第九七号 自動車損害賠償保障法(昭三〇・七・二九公布)……………二七一

○法律第九八号 北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇公布)……………二七二

○法律第九九号 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇公布)……………二八〇

○法律第一〇〇号 余剰農産物資金融通特別会計法(昭三〇・七・三〇公布)……………二八四

○法律第一〇一号 関稅定率法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇公布)……………二八六

○法律第一〇二号 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇公布)……………二九四

○法律第一〇三号 日本開發銀行の電源開發株式会社に対する出資の処理に関する法律(昭三〇・七・三〇公布)……………二九七

○法律第一〇四号 地方道路税法(昭三〇・七・三〇公布)……………二九八

○法律第一〇五号 労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇公布)……………三〇二

○法律第一〇六号 防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三〇三

○法律第一〇七号 自衛隊法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三二〇



○法律第一〇八号 法務省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三二

○法律第一〇九号 通商産業省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三四

○法律第一一〇号 会計検査院法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三六

○法律第一一一号 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三二

○法律第一一二号 地方税法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三三

○法律第一一三号 地方道路譲与税法(昭三〇・八・一公布)……………三三

○法律第一一四号 結核予防法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三八

○法律第一一五号 国民健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)(衆)……………三〇

○法律第一一六号 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三四

○法律第一一七号 森林法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)(衆)……………三七

○法律第一一八号 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三九

○法律第一一九号 資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………四三

○法律第一二〇号 証券取引法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一公布)……………三五

○法律第一二一号 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二公布)……………三四

○法律第一二二号 北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・三公布)(衆)……………三五

○法律第一二三号 地方交付税法の一部を改正する法律(昭三〇・八・四公布)……………三五

○法律第一二四号 交付税及び譲与税配布金特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・八・九公布)……………三四

○法律第一二五号 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三五

理容師美容師法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三九

○法律第一二七号 優生保護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三七

○法律第一二八号 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三七

○法律第一二九号 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三七

○法律第一三〇号 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三六

○法律第一三一号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三二

○法律第一三二号 失業保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三六

○法律第一三三号 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三八

○法律第一三四号 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭三〇・八・五公布)……………三九

○法律第一三五号 少年院法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三九

○法律第一三六号 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三五

○法律第一三七号 昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三七

○法律第一三八号 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………四〇

○法律第一三九号 日本海外移住振興株式会社法(昭三〇・八・五公布)……………四一

○法律第一二六号 保に関する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三五

○法律第一二七号 理容師美容師法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三九

○法律第一二八号 優生保護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三七

○法律第一二九号 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三七

○法律第一三〇号 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三七

○法律第一三一号 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三六

○法律第一三二号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三二

○法律第一三三号 失業保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三六

○法律第一三四号 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三八

○法律第一三五号 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭三〇・八・五公布)……………三九

○法律第一三五号 少年院法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………三九

○法律第一三六号 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三五

○法律第一三七号 昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭三〇・八・五公布)(衆)……………三七

○法律第一三八号 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五公布)……………四〇

○法律第一三九号 日本海外移住振興株式会社法(昭三〇・八・五公布)……………四一



- 法律第一四〇号 輸出入取引法の一部を改正する法律(昭三〇・八・六公布).....四〇七
- 法律第一四一号 愛知用水公団法(昭三〇・八・六公布).....四一五
- 法律第一四二号 農地開発機械公団法(昭三〇・八・六公布).....四一六
- 法律第一四三号 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・八公布)(衆).....四三〇
- 法律第一四四号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・八公布).....四四二
- 法律第一四五号 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・八公布)(衆).....四四四
- 法律第一四六号 危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・八公布).....四四七
- 法律第一四七号 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭三〇・八・八公布).....四五二
- 法律第一四八号 日本学校給食会法(昭三〇・八・八公布).....四五五
- 法律第一四九号 昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭三〇・八・九公布).....四五七
- 法律第一五〇号 関稅定率法の一部を改正する法律(昭三〇・八・九公布).....四五九
- 法律第一五一号 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律(昭三〇・八・九公布).....四六〇
- 法律第一五二号 石油資源開発株式会社法(昭三〇・八・九公布).....四六一
- 法律第一五三号 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一〇公布)(衆).....四六五
- 法律第一五四号 クリーニング業法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一〇公布)(衆).....四七一

- 法律第一五五号 弁護士法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一〇公布)(衆).....四七三
- 法律第一五六号 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇・八・一〇公布).....四七六
- 法律第一五七号 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律(昭三〇・八・一〇公布).....四八六
- 法律第一五八号 戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律(昭三〇・八・一〇公布)(衆).....四八八
- 法律第一五九号 国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一一公布).....四九〇
- 法律第一六〇号 株式会社科学研究所法(昭三〇・八・一一公布)(衆).....四九二
- 法律第一六一号 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一一公布).....四九五
- 法律第一六二号 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一二公布).....四九三
- 法律第一六三号 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一三公布)(衆).....五〇九
- 法律第一六四号 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・一三公布)(衆).....五一四
- 法律第一六五号 自作農維持創設資金融通法(昭三〇・八・一五公布).....五一五
- 法律第一六六号 纖維製品品質表示法(昭三〇・八・一五公布).....五一〇
- 法律第一六七号 歯科衛生士法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一六公布).....五三三
- 法律第一六八号 歯科技工法(昭三〇・八・一六公布).....五三三
- 法律第一六九号 中小企業安定法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一六公布)(衆).....五三五
- 法律第一七〇号 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一七公布).....五三五



(衆).....五三三

○法律第一七一号 覚せい剤取締法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二〇公布)(衆).....五三四

○法律第一七二号 水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二〇公布)(衆).....五三六

○法律第一七三号 建築士法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二二公布)(参).....五三九

○法律第一七四号 繭糸価格安定法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二五公布).....五四〇

○法律第一七五号 糸価安定特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二五公布).....五四四

○法律第一七六号 昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起償の特例に関する法律(昭三〇・八・二六公布)(衆).....五五七

○法律第一七七号 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二六公布)(衆).....五六〇

○法律第一七八号 地方公営企業法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二六公布).....五六二

○法律第一七九号 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭三〇・八・二七公布).....五六六

○法律第一八〇号 養ほう振興法(昭三〇・八・二七公布)(衆).....五七四

○条約第五号 関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書(昭三〇・四・二二公布).....五八五

○条約第六号 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭三〇・六・二五公布).....五八八

○条約第七号 航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇・七・二〇公布).....五九四

○条約第八号 日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書(昭三〇・八・四公布).....六〇一

○条約第九号 特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定(昭三〇・八・五公布).....六〇三

○条約第一〇号 船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第八号)(昭三〇・八・二二公布).....六〇六

○条約第一一号 海員の雇入契約に関する条約(第二十二号)(昭三〇・八・二二公布).....六〇七

○条約第一二号 日本国とイタリアとの間の文化協定(昭三〇・九・六公布).....六〇八

○条約第一四号 日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定(昭三〇・一〇・五公布).....六二二

○条約第一号 日本国とタイとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(昭三〇・五・二五国会において承認・未公布).....六二三

○条約第一号 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件(昭三〇・六・一五国会において承認・未公布).....六四四

○条約第一号 婦人の参政権に関する条約(昭三〇・一〇・一一公布).....六四七

○条約第一号 海上で使用することができざる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第二十二号)の批准について承認を求めるの件(昭三〇・七・一国会において承認・未公布).....六五三

○条約第一号 船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めるの件(昭三〇・七・一国会において承認・未公布).....六五三



目次

一四

- 条約第 号 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件(昭三〇・七・一国会において承認・未公布)…………… 六四
- 条約第 号 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めるの件(昭三〇・七・一国会において承認・未公布)…………… 六五
- 条約第 号 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件(昭三〇・七・一国会において承認・未公布)…………… 六六
- 条約第 一三三号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書(昭三〇・九・一〇公布)…………… 六七

- 昭和三十年度一般会計暫定予算、昭和三十年度特別会計暫定予算及び昭和三十年度政府関係機関暫定予算(昭三〇・三・三一成立)…………… 六八
- 昭和三十年度一般会計予算、昭和三十年度特別会計予算及び昭和三十年度政府関係機関予算(昭三〇・七・一成立)…………… 六九
- 昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第1号)昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第1号)(昭和三〇年度政府関係機関暫定予算補正(機第1号)(昭三〇・五・三一成立)…………… 七〇
- 昭和三十年度特別会計予算補正(特第1号)(昭三〇・七・二五成立)…………… 七〇

- 内閣総理大臣の施政方針に関する演説(昭三〇・四・二五)…………… 七三
- 外務大臣の外交に関する演説(昭三〇・四・二五)…………… 七六
- 大蔵大臣の財政に関する演説(昭三〇・四・二五)…………… 七〇
- 国務大臣の経済に関する演説(昭三〇・四・二五)…………… 七六

目次

一五



法律の件名索引 (五十音順)

(あ)

- あへん特別会計法(昭三〇・六・三〇法三二)……………七五
  - アルコール専売法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一六法七〇)……………一九三
  - 愛知用水公団法(昭三〇・八・六法一四一)……………四五
  - あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一二法一六一)……………四九
  - 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一三法一六三)(衆法)……………五九
- (い)
- 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭三〇・七・二三法八四)(衆法)……………三三
  - 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・八法一四五)(衆法)……………四四
- (う)
- 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一九法七一)……………一七
  - 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一〇)

件名索引

法一五三(衆法)……………四六

(お)

- 大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇法七五)……………二〇五
  - 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・八法一四三)(衆法)……………四〇
- (か)
- 海上保安庁法の一部を改正する法律(昭三〇・四・一法一〇)……………三
  - 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇・六・七法一八)……………三〇
  - 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・六法二五)(参法)……………三三
  - 関稅定卒法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三六)(衆法)……………三九
  - 外務省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法五八)……………一五
  - 開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一九法七三)……………一九
  - 開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇法七七)……………二四



件名索引

- 過度経済力集中排除法等を廃止する法律(昭三〇・七・二五法八七)……………二四
- 海上運送法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五法九〇)……………二四
- 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九二)……………二七
- 関税法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇法一〇一)……………二六
- 会計検査院法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一〇)……………三六
- 関税法の一部を改正する法律(昭三〇・八・九法一五〇)……………四〇
- 株式会社科学研究法(昭三〇・八・一法一六〇)(衆法)……………四三
- 覚せい剤取締法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二〇法一七一)(衆法)……………四五

(キ)

- 期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律(昭三〇・三・三一法八)……………一〇
- 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法二九)……………二七
- 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に

- 関する法律(昭三〇・七・二法四八)……………二七
- 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(昭三〇・七・二五法八五)(衆法)……………三七
- 危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・八法一四六)……………四七

(ク)

- 国の援助等が必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・七・一法四三)……………四九
- クリーニング業法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一〇法一五四)(衆法)……………五二

(ケ)

- 計量法等の一部を改正する法律(昭三〇・五・三一法一七)……………五五
- 競馬法の一部を改正する法律(昭三〇・六・一四法二二)(参法)……………五七
- 経済審議庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇法七四)……………五九
- 建設省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二三法八三)……………六三

- けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法(昭三〇・七・二九法九一)……………三三
- 結核予防法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一四)……………三六
- 建築士法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二二法一七三)……………四二
- 満系価格安定法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二五法一七四)……………四五

(コ)

- 国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律(昭三〇・三・三一法六)……………三三
- 国営競馬特別会計法を廃止する法律(昭三〇・三・三一法七)……………四
- 国税徴収法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三九)……………四六
- 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一法四四)……………五二
- 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法六〇)……………五四
- 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五法八八)……………五八
- 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律(昭三〇・

件名索引

- 七・三〇法九九)……………六〇
- 国民健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一五)(衆法)……………六三
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一八)……………六九
- 交付税及び譲与税配布金特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・八・九法一二四)……………七四
- 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三三)……………七八
- 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭三〇・八・八法一四七)……………八三
- 国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一一法一五九)……………八九

(ク)

- 砂糖消費税法(昭三〇・七・一法三八)……………九四
- 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三〇・七・一法四二)……………一〇〇
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭三〇・七・九法五六)……………一〇七
- 在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一二法七九)(衆法)……………一〇九
- 財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する



る法律(昭三〇・七・二二法八〇)(衆法)……………三三  
(一)

- 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・三・三〇法五)……………一
- 昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・五・三二法一四)……………三
- 昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律(昭三〇・五・三二法一五)……………三〇
- 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・五・三二法一六)……………三三
- 商法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法二八)……………六二
- 所得税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三四)……………六六
- 昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に對する資金の融通に関する特別措置法(昭三〇・七・一法四五)……………二二
- 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴い食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇・七・二法四七)……………二六
- 銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律(昭三〇・七・四法五一)……………二七

- 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・八法五五)……………三三
- 住宅融資保険法(昭三〇・七・一一法六三)……………三三
- 出入国管理令の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法六六)……………三六
- 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭三〇・七・一五法六八)……………三八
- 資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五法八六)……………三九
- 自動車損害賠償保障法(昭三〇・七・二九法九七)……………三九
- 自衛隊法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二法一〇七)……………三〇
- 森林法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一七)(衆法)……………三七
- 資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一九)……………三三
- 証券取引法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一〇)……………三五
- 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭三〇・八・五法一二五)(参法)……………三五
- 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三〇)(衆法)……………三六

○失業保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三二)……………三六

- 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭三〇・八・五法一三四)……………三六
- 少年院法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三五)……………三六
- 昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭三〇・八・五法一三七)(衆法)……………三六
- 昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭三〇・八・九法一四九)……………三六
- 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律(昭三〇・八・一〇法一五七)……………三六
- 自作農維持創設資金融通法(昭三〇・八・一五法一六五)……………三五
- 齒科衛生士法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一六法一六七)……………三五
- 齒科技工法(昭三〇・八・一六法一六八)……………三五
- 糸佃安定特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二五法一七五)……………三五
- 昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭三〇・八・二六法一七六)(衆法)……………三五
- 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二六法一七七)(衆法)……………三五

(す)

- 水防法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法六一)……………二六
- 水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二〇法一七二)(衆法)……………三五

(せ)

- 船舶積量測定法の一部を改正する法律(昭三〇・六・一五法二三)(参法)……………三〇
- 積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇法七八)(衆法)……………三七
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・八法一四四)……………三三
- 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律(昭三〇・八・九法一五一)……………三〇
- 石油資源開発株式会社法(昭三〇・八・九法一五二)……………三二
- 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇・八・二〇法一五六)……………三六
- 戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律(昭三〇・八・一〇法一五八)(衆法)……………三六
- 繊維製品品質表示法(昭三〇・八・一五法一六六)……………三〇
- 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三

(そ)



- 法三二(衆法).....六三
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三三).....六五
- 総理府設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一法五七).....一五〇
- 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一七法一七〇)(衆法).....三三三

(た)

- たばこ専売法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九四).....二六四

(ち)

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・四・一法九)(参法).....二
- 町村合併促進法の一部を改正する法律(昭三〇・四・一法一一)(参法).....一五
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭三〇・七・五法五二).....三〇
- 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・八法五四).....一〇
- 地方道路税法(昭三〇・七・三〇法一〇四).....二九

- 地方税法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一二).....三三
- 地方道路譲与税法(昭三〇・八・一法一一三).....三三
- 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二法一一一).....三五
- 地方交付税法の一部を改正する法律(昭三〇・八・四法一一三).....三五
- 中小企業安定法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一六法一六九)(衆法).....三五
- 地方公営企業法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二六法一七八).....三五

(こ)

- 通商産業省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一〇九).....三四

(こ)

- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭三〇・八・五法一三六)(衆法).....三五

(七)

- 道路運送車両法の一部を改正する法律(昭三〇・六・二八法二六).....二九

- 登録税法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法六一二)(衆法).....三一
- 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一五法六九).....一六
- 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一二法一六二).....三三

(ニ)

- ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律(昭三〇・六・一五法二二)(参法).....四
- 入場譲与税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法四〇).....七
- 日本住宅公団法(昭三〇・七・八法五三).....二三
- 日本航空株式会社法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一二法八二).....三〇
- 日本専売公社法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九三).....三二
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇法一〇二).....三三
- 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律(昭三〇・七・三〇法一〇三).....三三
- 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三八).....三〇

- 日本海外移住振興株式会社法(昭三〇・八・五法一三九).....四一
- 日本学校給食会法(昭三〇・八・八法一四八).....四二

(セ)

- 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇・七・二法四九).....二八
- 農林省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法六四).....二九
- 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律(昭三〇・七・一二法六七)(衆法).....二八
- 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九五).....二五
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九六).....二六
- 農地開発機械公団法(昭三〇・八・六法一四二).....四八
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・一三法一六四)(衆法).....四四
- 博物館法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二二法八一).....三七

(は)



件名索引

(ウ) ○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一六)……………三〇四

(エ) ○物品税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法四一)……九  
○風俗営業取締法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二一法七六)(衆法)……………三二

(イ) ○弁護士法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一〇法一五五)(衆法)……………三〇三  
○捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・四・五法一一)……………六  
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・五・三二法一一)(衆法)……………三〇  
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三〇)……………三三  
○法人税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三五)……九  
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律……………

(ロ) ○八・五法一二九)……………三七  
(ハ) ○文部省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法五九)……………一五九  
(ニ) ○郵便年金法の一部を改正する法律(昭三〇・六・七法一九)……三  
○郵便貯金法の一部を改正する法律(昭三〇・六・七法二〇)……四  
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律(昭三〇・六・二九法二七)……………六〇  
○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭三〇・六・三〇法三七)……………三九  
○郵政省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一九法七二)……………一六  
○輸出品取締法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五法八九)(衆法)……………三〇  
○優生保護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一二七)(参法)……………三二  
○輸出入取引法の一部を改正する法律(昭三〇・八・六法一四〇)……………四七

件名索引

八

律(昭三〇・七・二法四六)……………二五  
○北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇法九八)……………三七  
○防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一〇六)……………三〇三  
○法務省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一〇八)……………三二  
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一一)……………三三  
○北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・三法一二二)(衆法)……………三五  
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一一八)(衆法)……………三七  
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭三〇・八・二七法一七九)……………三五  
(マ) ○麻薬取締法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一二法六五)……………六五  
(ミ) ○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二法四六)……………六五

(ム) ○余剰農産物資金融通特別会計法(昭三〇・七・三〇法一〇〇)……………三六  
○養ほう振興法(昭三〇・八・二七法一八〇)(衆法)……………四〇  
(リ) ○臨時通貨法の一部を改正する法律(昭三〇・六・二〇法二四)……………三  
○理容師美容師法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一二六)……………三九  
(ル) ○労働省設置法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・四法五〇)……………三五  
○労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇法一〇五)……………三〇  
○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一一一)……………三二



法律の部門別索引

第一 国家行政組織・行政一般

- 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一九法七二)……………一七
- 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一〇法一五三)……………四六五
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇法七五)……………二〇五
- 海上保安庁法の一部を改正する法律(昭三〇・四・一法一〇)……………二
- 外務省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法五八)……………一五
- 経済審議庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇法七四)……………二〇二
- 建設省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二三法八三)……………二三三
- 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法六〇)……………一六四
- 総理府設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法五七)……………一五〇
- 通商産業省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一〇九)……………三四
- 農林省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一二法六四)……………一七四
- 法務省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一〇八)……………三一
- 文部省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法五九)……………一五
- 郵政省設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一九法七二)……………一九
- 労働省設置法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・四法五〇)……………一五
- 会計検査院法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一〇)……………三六



○行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法二九)..... 二七

第一 公務員

○在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二二法七九)..... 三〇  
○恩給法の一部を改正する法律(昭三〇・八・八法一四三)..... 四三  
○国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三三)..... 三八

第三 外務

○国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・七・一法四二)..... 一〇五  
○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三〇・七・一法四二)..... 一〇〇  
○日本海外移住振興株式会社法(昭三〇・八・五法一三九)..... 四〇一

第四 地方行政・治安

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一三法一六三)..... 五九  
○昭和三十年六月及び七月の大水害による被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭三〇・八・二六法一七六)..... 五七  
○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二六法一七七)..... 五〇  
○水防法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法六一)..... 一七  
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・四・一法九)..... 二

○町村合併促進法の一部を改正する法律(昭三〇・四・一法一一)..... 五  
○地方税法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一二)..... 三三  
○地方道路譲与税法(昭三〇・八・一法一一三)..... 三三  
○地方交付税法の一部を改正する法律(昭三〇・八・四法一一三)..... 三六  
○地方公営企業法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二六法一七八)..... 五二  
○入場譲与税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法四〇)..... 九  
○銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律(昭三〇・七・四法五一)..... 一七  
○風俗営業取締法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇法七六)..... 二二

第五 裁判所・法務

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・六法二五)..... 五  
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭三〇・七・九法五六)..... 一四  
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一七法一七〇)..... 五三  
○商法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法二八)..... 六  
○出入国管理令の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法六六)..... 一七  
○少年院法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三五)..... 三九  
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇法一〇二)..... 二九  
○弁護士法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一〇法一五五)..... 四三



第六 財政・金融

- あへん特別会計法(昭三〇・六・三〇法三一).....七四
- アルコール専売法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一六法七〇).....一九三
- 関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三六).....九〇
- 開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇法七七).....三四
- 関税率法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇法一〇一).....二六六
- 関税率法の一部を改正する法律(昭三〇・八・九法一五〇).....四五九
- 期限のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律(昭三〇・三・三一法八).....二〇
- 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇・七・二法四八).....二七
- 国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律(昭三〇・三・三一法六).....三
- 国営競馬特別会計法を廃止する法律(昭三〇・三・三一法七).....四
- 国税徴収法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三九).....九六
- 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇法九九).....二八〇
- 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・八・九法一二四).....三六四
- 国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一一法一五九).....四九〇
- 砂糖消費税法(昭三〇・七・一法三八).....九四
- 財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律(昭三〇・七・二二法八〇).....三三
- 昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資

- 金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・五・三一法一四).....三三
- 昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律(昭三〇・五・三一法一五).....三〇
- 所得税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三四).....八六
- 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに  
より食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律  
(昭三〇・七・二法四七).....二六
- 資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五法八六).....一四〇
- 証券取引法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一〇).....三六〇
- 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭三〇・八・五法一三四).....三九〇
- 昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭三〇・八・九法一四九).....四七七
- 米価安定特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二五法一七五).....五五四
- 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三二).....八三
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三三).....八五
- たばこ専売法等の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九四).....二六四
- 地方道路税法(昭三〇・七・三〇法一〇四).....二九八
- 登録税法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一一法六一).....一七一
- 日本専売公社法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九三).....二六一
- 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律  
(昭三〇・七・二法四九).....二八
- 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に關



- する法律(昭三〇・七・一二法六七).....一八一
- 物品税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法四一).....一九九
- 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・五・三一法一三三).....二〇〇
- 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三〇).....二〇二
- 法人税法の一部を改正する法律(昭三〇・六・三〇法三五).....二〇九
- 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・七・二法四六).....二一五
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭三〇・八・二七法一七九).....二一六
- 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭三〇・六・三〇法三七).....一九三
- 余剰農産物資金融通特別会計法(昭三〇・七・三〇法一〇〇).....二八四
- 臨時通貨法の一部を改正する法律(昭三〇・六・二〇法二四).....二五
- 労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇法一〇五).....三〇二
- 開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一九法七三).....一九九
- 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五法八八).....二四四
- 昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭三〇・七・一法四五).....二二
- 資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一九).....三四三
- 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・八法五四).....一九
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭三〇・八・五法一三六).....三九五
- 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律(昭三〇・七・三〇法一〇三).....一九七

第八 産 業・経 済

- 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三八).....四〇〇
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九六).....二六八
- 愛知用水公団法(昭三〇・八・六法一四一).....四四五
- 過度経済力集中排除法等を廃止する法律(昭三〇・七・二五法八七).....二四一
- 計量法等の一部を改正する法律(昭三〇・五・三一法一七).....三四
- 競馬法の一部を改正する法律(昭三〇・六・一四法二一).....四六
- 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二五法一七四).....五四五
- 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・三・三〇法五).....一
- 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・五・三一法一六).....三
- 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(昭三〇・七・八法五五).....一四二
- 森林法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一七).....三七
- 昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭三〇・八・五法一三七).....三九七
- 自作農維持創設資金融通法(昭三〇・八・一五法一六五).....五二五
- 水産業協同組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二〇法一七二).....五二六
- 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二〇法七八).....二二七
- 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律(昭三〇・八・九法一五一).....四六〇
- 石油資源開発株式会社法(昭三〇・八・九法一五二).....四六一
- 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇・八・一〇法一五六).....四七六



- 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律(昭三〇・八・一〇法一五七)……………四六
- 繊維製品品質表示法(昭三〇・八・一五法一六六)……………五〇
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭三〇・七・五法五二)……………一三〇
- 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二法一二二)……………一三四
- 中小企業安定法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一六法一六九)……………一五五
- ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律(昭三〇・六・一五法二二)……………四六
- 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九五)……………一六五
- 農地開発機械公団法(昭三〇・八・六法一四二)……………四六
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・一三法一六四)……………五四
- 北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・三法一二二)……………三五
- 輸出品取縮法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五法八九)……………一四七
- 輸出入取引法の一部を改正する法律(昭三〇・八・六法一四〇)……………四七
- 養ほう振興法(昭三〇・八・二七法一八〇)……………五七

第八 交通・通信・建設

- 海上運送法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二五法九〇)……………一四九
- 自動車損害賠償保障法(昭三〇・七・二九法九七)……………一七一
- 船舶積量測定法の一部を改正する法律(昭三〇・六・一五法二三)……………五〇
- 道路運送車両法の一部を改正する法律(昭三〇・六・二八法二六)……………五八

- 日本航空株式会社法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二二法八一)……………一三〇
- 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・四・五法一一)……………一八
- 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇・六・七法一八)……………三〇
- 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・七・二九法九二)……………一三七
- 郵便年金法の一部を改正する法律(昭三〇・六・七法一九)……………一四〇
- 郵便貯金法の一部を改正する法律(昭三〇・六・七法二〇)……………一四〇
- 郵便振替貯金法の一部を改正する法律(昭三〇・六・二九法二七)……………一四〇
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一八)……………一三九
- 建築士法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二二法一七三)……………一四三
- 住宅融資保険法(昭三〇・七・一一法六三)……………一四三
- 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一五法六九)……………一三八
- 日本住宅公団法(昭三〇・七・八法五三)……………一三三
- 北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭三〇・七・三〇法九八)……………一七三

第九 教育・文化

- 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(昭三〇・七・二五法八五)……………一三七
- 危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・八法一四六)……………一四七
- 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一法四四)……………一〇八



- 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭三〇・八・八法一四七)…………… 四五
- 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭三〇・七・一五法六八)…………… 一八二
- 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭三〇・八・五法一二五)…………… 三六五
- 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三〇)…………… 三六〇
- 日本学校給食会法(昭三〇・八・八法一四八)…………… 四四五
- 博物館法の一部を改正する法律(昭三〇・七・二二法八一)…………… 三七七
- 株式会社科学研究所法(昭三〇・八・一一法一六〇)…………… 四九二

### 第十 厚生

- あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一二法一六一)…………… 四九五
- 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭三〇・七・一三法八四)…………… 一三六
- 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭三〇・八・八法一四五)…………… 四四五
- 覚せい剤取締法の一部を改正する法律(昭三〇・八・二〇法一七一)…………… 五〇四
- クリーニング業法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一〇法一五四)…………… 四七一
- けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法(昭三〇・七・二九法九一)…………… 二五二
- 結核予防法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一四)…………… 三三六
- 国民健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一五)…………… 三三〇

- 歯科衛生士法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一六法一六七)…………… 五三三
- 歯科技工法(昭三〇・八・一六法一六八)…………… 五三三
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・八法一四四)…………… 四四二
- 戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律(昭三〇・八・一〇法一五八)…………… 四八八
- 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一二法一六二)…………… 五〇三
- 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一六)…………… 三三四
- 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一二八)…………… 三〇五
- 麻薬取締法の一部を改正する法律(昭三〇・七・一二法六五)…………… 一七六
- 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一二九)…………… 三〇七
- 優生保護法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一二七)…………… 三〇一
- 理容師美容師法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一二六)…………… 三〇九

### 第十一 労働

- 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三一)…………… 三六二
- 失業保険法の一部を改正する法律(昭三〇・八・五法一三二)…………… 三六六

### 第十二 防衛

- 自衛隊法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一〇七)…………… 三三〇
- 防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一〇六)…………… 三〇三
- 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭三〇・八・一法一一一)…………… 三三二



## ◎自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、三、三〇法五)

### 一、提案理由(三月二十四日)

○石橋國務大臣 たいだいま議題になりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

第十九国会におきまして制定せられました自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、補助金等の臨時特例等に関する法律が一年間の限時法として成立いたしましたのに歩調を合せまして、本年三月三十一日までの限時法として成立した次第であります。昭和三十一年度におきましても、補助金等は前年度に引き続いて整理する方針をもって目下具体的な検討を行なっておりまして、自転車競技法等の臨時特例に関する法律が効力を失いますと、何らかの善後措置を講じなければ、基本法たる自転車競技法等の目的が達せられなくなる場合が考えられるのであります。この問題につきましては、自転車競技法等及びその特例法の立案の経緯にかんがみまして、いづれ今国会中に本格的に御審議いただけるものと期待いたしております。しかし、それには相当の日数を要すると考えられますので、とりあえず、暫定予算の期間中は、補助金等の臨時特例等に関する法律

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

律と同様に、現行の臨時特例法を延長する措置をとりまして、一時的に法律と予算との矛盾から生ずると予想されます無用の混乱を防止する必要があると考えられますので、この法律案を提出いたしました次第でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いたします。

### 二、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

○内田常雄君 たいだいま議題となりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

さきに第十九国会において制定されました自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、補助金等の臨時特例等に関する法律が一年間の限時法として成立いたしましたのに歩調を合せ、本年三月三十一日までの限時法として成立したものでございます。従いまして、自転車競技法等の臨時特例に関する法律が本月末をもって効力を失いますと、四月以降何らかの善後措置を講じなければ、基本法たる自転車競技法等の目的が達せられなくなるものと考えられるのであります。かかる見地から、暫定予算の期間中はとりあえず現行の臨時特例法の効力を一応延長する措置をとりまして、一時的に法律と予算との矛盾から生ずる混乱を防止することが必要となるのでございます。以上が本法案が提出されました理由であります。

本法案は、去る二十四日当委員会に付託せられ、二十五日政府委



自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

員より説明を聴取し、二十六日質疑を行い、討論を省略し、採決に付したところ、全員をもって可決せられた次第でございます。右御報告申し上げます。

ざる暫定措置といたしまして、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。右、委員会の結果を御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(三月三十日)

○吉野信次君 ただいま上程されております議案につきまして、商工委員会の審議の経過を説明申し上げます。

御承知の通り、現行の自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、自転車競技法等の国庫納付金制度にかわるべき納入金制度を臨時に設けて、それを財源として自転車産業等の振興費に充てるために、去る第十九国会で制定されて、一カ年の時限立法で本年の三月三十一日に効力を失うことになっておるのであります。従いまして、このままこの法律が何らの措置を講ずることなしに失効いたしますという、いろいろ矛盾と混乱を生ずるおそれなしとしないので、とりあえず暫定予算の期間中、すなわち四月及び五月の二カ月間、この現行の法律の有効期間を延長しようというのが改正の立法の趣旨でございます。

委員会におきましては、いろいろ審議をいたしまして、「自転車競技等射幸行為取締に関する根本の方針いかんというような点につきましても質疑応答があったのであります。通商産業大臣から「六月以降の措置としては十分にこの現行法を再検討した上で、新しい段階に即応した新しい立法措置を講じたい。」という御言明がありましたので、委員会としては一応これを了承して、本案はやむを得

二、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

◎国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律 (昭三〇、三、三一法六)

一、提案理由(三月二十四日)

(国営競馬特別会計法を廃止する法律(昭三〇―法七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(国営競馬特別会計法を廃止する法律(昭三〇―法七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(国営競馬特別会計法を廃止する法律(昭三〇―法七)の委員長報告と一括して掲載)

国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律



### ◎国営競馬特別会計法を廃止する法律

(昭三〇、三、三二法七)

#### 一、提案理由(三月二十四日)

○藤枝政府委員 たいま議題となりました国営競馬特別会計法を廃止する法律案外二法律案の提案の理由を説明申し上げます。まず国営競馬特別会計法を廃止する法律案について、提案の理由を説明いたします。

この特別会計は、昭和二十三年七月十九日競馬の国営移管に伴い、勝馬投票券の発売に関する経理を明らかにするため設けられ、その後、国営競馬全体の収支を明らかにいたしますため、昭和二十四年四月全面改正を行い、現在に至っているものであります。昨年日本中央競馬会の設立に伴い、同年九月十六日に国営競馬が民営に移され、同会に引き継がれることとなりましたので、昭和二十九年限りこの会計を廃止し、その資産及び負債を一般会計に引き継ぐ等必要な措置を講じようとするものであります。

次に期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきまして御説明いたします。

政府は、昭和三十年年度予算に関連して、別途税制改正に関する法律案を本国会に提出する予定であります。この改正は、諸般の状況を考慮し、本年七月一日から実施したいと考えております。

で、租税特別措置法、その他課税の軽減免除の特例を定めた法律の規定のうち、その適用期限が本年三月末日までと定められているものにつきましては、その期限をとりあえず本年六月三十日まで延長することといたしたいのであります。

次に、本法律案の概要を申し上げますと、利子所得、配当所得及び証券投資信託の収益の期中分配金に対する所得税については、本年三月三十一日までは軽減税率により源泉徴収が行われることとなつておるのであります。明年度におきましては、利子所得に対する所得税の免除、配当所得に対する課税の軽減を行いたいと考えておりますので、さしあたり、六月三十日まで三カ月間、この軽減措置を継続しようとするものであります。なお、この措置に伴い、本邦に住所または一年以上居所を有する個人等が本年六月三十日までに支払いを受ける利子所得について、一〇%の税率による分離課税の特例措置を存続しようとするものであります。また、十四インチ以下のブラウン管を使用したテレビジョン受像機に対する物品税の軽減、産業用の重要機械類、児童給食用乾燥脱脂ミルク及び炭化水素油等の関税の減免措置についても、その期限が三月末日限りと定められておりますので、これを三カ月延長しようとするものであります。

最後に、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、昭和二十八年及び昭和二十九年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部改正について、

議の上、これが成立をみたのであります。同法は、本年三月三十一日限り効力を失うこととなっておりますので、その有効期限を昭和三十年年度の暫定予算の期間中延長するため、この法律案を提出した次第であります。

政府といたしましては、目下補助金等につき鋭意検討中でありまして、その結果は、いづれ、本予算の中に盛り込まれることにも、補助金等に対する新たな法的措置として御審議をお願いすることになるであろうと思われのであります。従いまして、政府といたしましては、補助金制度全般にわたる結論を御審議願うに至るまでの暫定措置として、本特例法の期限を暫定予算期間中延長いたすことが妥当であると考えて本法案を提出した次第であります。

以上がこの三法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

○松原喜之次君 たいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、国営競馬特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。

昨二十九年日本中央競馬会法の制定に伴い、国営競馬が民営に移され、国営競馬特別会計に属していた所定の動産及び不動産はすでに日本中央競馬会に引き継がれておりますので、本法案は、昭和二十九年限りこの会計を廃止するとともに、その残存資産及び負債

御説明申し上げます。昭和二十八年及び昭和二十九年におきましては、最近における財政の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるため、国債の償還に充てるための資金の繰り入れの特例といたしまして、国債の元金償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額は、財政法第六条の規定による前年度の歳入歳出決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度当初国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを要しないこととするにとともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九条または日本電信電話公社法施行法第八条の規定により政府に対し負う債務の償還元利金は、国債整理基金特別会計に繰り入れ、当該金額について一般会計から償還資金等の繰り入れがあったものとみなす特別の措置が講ぜられたのであります。他面、政府といたしましては、これらの措置と並行して、国債の償還に関する制度自体につきまして検討を加え来たつたのであります。現在のところ、まだ結論を得る段階に至っておりませんが、とりあえず、昭和三十年年度の暫定予算の期間中も、この特別措置を講ずることといたさうとするものであります。

第二に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正について御説明申し上げます。昭和二十九年におきまして、政府は、国の財政の健全化等の目的から補助金等につきまして整理する必要があると認め、昭和二十九年年度予算において所要の措置を講ずるとともに、第十九回国会に補助金等の臨時特例等に関する法律案を提出し、御審



を一般会計に引き継ぐ等、所要の経過規定を設けることといたして  
おります。

本案につきましては、審議の結果、本三十日質疑を打ち切り、討  
論を省略して直ちに採決いたしましたところ、起立総員をもって原  
案の通り可決いたしました。

次に、期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更す  
るための法律案について申し上げます。

政府の説明によれば、政府は、昭和三十年年度本予算に関連して、  
別途税制改正に関する法律案を本国会に提出し、本年七月一日から  
実施しようとしているのでありますが、本法律案は、それまでの過  
渡的措置といたしまして、租税特別措置法その他課税の減免等の特  
例の適用期限が本年三月末日までと定められているものについて、  
その期限をとりあえず本年六月三十日まで延長することとしよう  
というのであります。

その内容を簡単に申し上げますと、まず第一に、租税特別措置法  
関係については、利子所得、配当所得及び証券投資信託収益の期中  
分配金に対する所得等に関する所得税について、さしあたり六月三  
十日までに三カ月間その軽減等の措置を延長しようとするものであ  
ります。第二に、関税関係につきましては産業用の重要機械、石油  
等についての関税減免措置を、また物品税については十四インチ以  
下のブラウン管を使用してテレビジョン受像機に対して軽減措置を  
それぞれ延長しようというのであります。

次に、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を

変更するための法律案について申し上げます。

まず、そのうち、昭和二十八年年度及び昭和二十九年度における国  
債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部改正  
についてであります。昭和二十八年年度及び二十九年度におきま  
しては、財政の状況にかんがみ、かつ経理の簡素化をはかるため、国  
債の元金償還に充てるため一般会計から繰り入れらるべき金額は、財  
政法第六条の規定による前々年度の歳入歳出決算上の剰余金の二分  
の一相当額にとどめ、国債整理基金特別会計法による繰り入れはこ  
れを要しないこととするともに、国鉄及び電電公社が政府に対し  
負う債務の償還元利金は直接国債整理基金特別会計に繰り入れ、当  
該金額について一般会計から償還資金等の繰り入れがあったものと  
みなす特別の措置が講ぜられたのであります。しかして、とりあえ  
ず昭和三十年年度の暫定予算の期間中もこの特別措置を講ずること  
とするのであります。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部の改正について  
申し上げます。昭和二十九年度におきまして、財政の健全化等の目  
的から補助金等につき整理する必要を認め、第十九国会において補  
助金等の臨時特例等に関する法律が成立施行されたのであります。  
が、同法は本年三月三十一日限り効力を失うこととなっております  
ので、これについても三十年年度の暫定予算の期間中有効期限を延長  
いたそうとするのであります。

右両案につきましては、大蔵委員会に付託せられましてより十分  
審議を尽くしました後、本日午前の委員会において質疑を打ち切り、

討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、起立多数をもって  
両案は原案の通り可決いたしました。  
以上御報告申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○青木一男君 たいま議題となりました三法律案について、大蔵  
委員会における審議の経過および結果を御報告申し上げます。

まず、国営競馬特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。  
国営競馬特別会計は、昭和二十三年七月、従来、日本競馬会の  
施行にかかる公認競馬が国営に移管されるに伴いまして、勝馬投票  
券の発売に関する経理を明確にするために設置されたのであります。  
が、その後、業務に関する歳入歳出等をもあわせて国営競馬全体の  
収支を明らかにするために、昭和二十四年四月に全面改正をして今  
日に至っておりますのでございます。しかるところ、昨年制定せられま  
した日本中央競馬会法に基づいて日本中央競馬会が設立され、同年九  
月から国営競馬が民営に切り換えられ、同会に引き継がれることと  
相なりましたので、本案は昭和二十九年年度限りでこの会計を廃止す  
ることとし、その資産および負債は一般会計に帰属せしめること  
にするとともに、関係法律の規定を整理しようとするものでありま  
す。本案の審議にあたりましては、この会計の廃止に伴い、一般会  
計に引き継がれる資産および負債の明細、昭和二十九年度歳入歳出  
決算見込、民営移行に伴う関係職員の処理等について、熱心なる質  
疑応答があったのであります。その詳細は速記録によって御承知

国営競馬特別会計法を廃止する法律

願います。

質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもって原案通り決定  
いたしました。

次に、期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更す  
るための法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十年年度予算に関連して、別途提出を予定されてお  
ります税制改正案が、本年七月一日から実施されることとなってお  
りますので、昭和三十年三月末日までに期限の到来する租税特別措  
置法、物品税法、関税率法に規定されている課税の特例措置につ  
きまして、暫定的にその適用期限を三カ月間延長し、本年六月三十  
日までその特例措置を継続しようとするものであります。すなわち  
租税特別措置法に規定されております利子所得の課税は、一割の税  
率により源泉徴収を行うほか、居住者等が支払いを受ける利子所得  
については一割の税率による分離課税の制度を存置することとし、  
また配当所得については一割五分の税率により源泉徴収を行うこと  
とし、また証券投資信託の収益の期中分配金については、その三分  
の二相当額に対する源泉徴収の税率を一割といたし、これらの特例  
措置をさしあたり本年六月末日まで継続しようとするものでありま  
す。

次に物品税につきましては、十四インチ以下のブラウン管を使用  
したテレビジョン受像機に対する課税率は六月末日まで一割二分と  
することとし、さらにまた関税率法に規定されている産業用の重  
要機械類、児童給食用乾燥脱脂ミルク、原油等に対する免税措置及



び建築染料、新聞用紙、揮発油等に対する軽減措置についても、その適用期限を六月末日まで延長しようとするものであります。

なお、本案の施行に伴つて、租税の減収額は利子所得、配当所得関係でおよそ二十四億円、物品税関係で一億円、関税関係で三十三億円、合計五十八億円が見込まれております。本案の審議に当つては、重油課税を復活した場合の産業に及ぼす諸影響等、関税問題を中心とし、種々熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は速記録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林剛委員より、「石油に対する関税の特例措置は本年三月末日をもって打ち切るべきであり、この関税収入をもって勤労者、中小企業者等少額所得者の減税の財源に充てるべきである」等の反対意見が述べられ、次いで小林委員より賛成意見、松澤委員より反対意見、山本委員より賛成意見、最後に平林太一委員より賛成意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案について申し上げます。

本案は昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律並びに補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正し、その有効期限がそれぞれ本年三月三十一日までとなつておりますのを、昭和三十年年度の暫定予算期間中、すなわち本年五月三十一日まで延長しようとするものであります。

まず昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度における国債整理基金への繰入の特例に関する法律の一部改正について申し上げますと、国家財政の状況にかんがみ、かつ経理の簡素化をはかるため、昭和二十八、二十九の両年度においては、国債の元金償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額は、財政法第六条の規定による前々年度の歳入歳出決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、前年度首国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを要しないこととするともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九条または日本電信電話公社法施行法第八条の規定により政府に対し負担した債務の償還元利金は、国債整理基金特別会計に直接納付する等の特別措置が講ぜられたのであります。政府としては、これらの措置と並行して、国債の償還に関する制度自体につき検討中であつて、また結論を得る段階に至っていないので、とりあえず昭和三十年年度暫定予算の期間中もこれらの特別措置を存続しようというのであります。

次に、補助金等に関する臨時特例等に関する法律の一部改正について申し上げますと、国家財政の健全化等の目的から、補助金等につき整理の必要を認め、昭和二十九年年度限りの措置として臨時に特例が認められたのであります。政府は目下補助金等につき鋭意検討中であつて、その結果は、いずれ本予算の中に盛り込むとともに、補助金等に対する新たな法的措置を講じたいと考えておるところであります。それまでの暫定措置として、この法律の有効期限を暫定予算期間中延長しようとするものであります。本案の審議

に当りまして、補助金の整理方策、新入学児童に対する教科用図書の給与問題等の諸点について熱心なる質疑応答が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入り、平林剛委員より、「二法律を一括改正することには反対である。特に補助金等に関する特例の期限を延長することは、この法律制定の趣旨にかんがみても賛成しがたい」との反対意見が述べられ、杉山委員より、「政府当局は法案の形式等について今後特別の考慮を払われたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、松澤、片柳両委員よりそれぞれ「国債整理基金への繰り入れの特例の期限延長については賛成であるが、補助金等に関する特例の期限の延長には反対であるので、二法律案の改正を一括してあるこの法案には反対せざるを得ない」との反対意見が述べられ、木内委員より、「本案に賛成する。特に補助金等に関する期限の延長については、法律成立の経過からみても賛成であるが、教科書配付の公約違反のごとき事実があるのは、はなはだ遺憾とするところであつて、特にこの点を警告しておく」との賛成意見が述べられ、最後に平林太一委員より、「本案に賛成する。特に補助金等に関する措置は、きわめて妥当である」との賛成意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。



期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律

◎期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律

(昭三〇、三、三一法八)

一、提案理由(三月二十四日)

(国営競馬特別会計法を廃止する法律(昭三〇―法七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(国営競馬特別会計法を廃止する法律(昭三〇―法七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(国営競馬特別会計法を廃止する法律(昭三〇―法七)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 (昭三〇、四、一法九(参))

一、提案理由(三月三十一日)

(町村合併促進法の一部を改正する法律(昭三〇―法一一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院地方行政委員長報告(三月三十一日)

(町村合併促進法の一部を改正する法律(昭三〇―法一一)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。



### ◎海上保安庁法の一部を改正する法律

(昭三〇、四、一法一〇)

#### 一、提案理由(三月二十六日)

○三木国務大臣 ただいま提案されました海上保安庁法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この法律案の要点は、海上保安訓練所を廃止して、従来、海上保安訓練所が行なってきた教育を海上保安学校に統合することであり、従来海上保安庁におきましては、呉市に海上保安大学校及び海上保安訓練所を設置し、舞鶴市に海上保安学校を設置いたしました。海上保安大学校においては幹部となるべき職員に対する高等教育を、海上保安学校においては中堅職員に対する専門教育を、海上保安訓練所においては船舶の下級乗組員となるべき初級職員に対する基本的教育を、それぞれ実施して参りました。

これらの教育機構につきましては、かねてから行政機構簡素化の一環として検討を加えていたものでありますが、海上保安訓練所を廃止して初級職員の教育を海上保安学校において行うこととすれば、教職員の定員及び経費の両面において節約となるばかりでなく、これら二つの教育機関が行なってきた船舶の下級乗組員に対する教育が一カ所に集中されて、教育上便宜な結果が得られ、また、従来海上保安大学校と海上保安訓練所が同一敷地内にあつて幹部教育と下

級職員の教育が混在することから生じていた弊害を除くこともできますので、本年四月以降海上保安訓練所を廃止し、同時にその教育内容を海上保安学校に移すことにいたしたいと存する次第であります。

なお、海上保安庁法の規定の文言中、「法務総裁」が「法務大臣」に改められたこと、刑事訴訟法に法律番号が付記されていないこと、及び市町村の廃置分合により海上保安管区の区域を示す地方公共団体の名称に変更のあったことについて、字句修正の必要がありますので、この際所要の改正を行うことにいたしております。

以上がこの法律案を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上御可決下さいようお願いいたします。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(三月三十日)

○宮澤胤勇君 ただいま議題となりました海上保安庁法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

海上保安庁においては、職員の教育機関として、呉市に海上保安大学校及び海上保安訓練所、舞鶴市に海上保安学校を設置し、海上保安大学校においては幹部職員の養成を、海上保安学校においては中堅職員に対する専門教育を、海上保安訓練所においては船舶の下級乗組員の養成をそれぞれ実施して参りましたが、今回、行政機構簡素化の一環といたしまして、海上保安訓練所を廃止し、かわりに海上保安学校に普通科を設け、もつて下級乗組員の養成に当らしめ

ようとするのが、本法案の骨子であります。

なお、政府は、この海上保安訓練所を廃止統合することによりまして、教育上の弊害を生ずることなしに職員九名の減員と年間約二百萬円の経費を節減できること、並びに減じた職員については配置転換により円滑に処理することを明らかにしております。

本案は、三月二十四日当委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行い、三月二十九日討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

#### 三、参議院内閣委員長報告(三月三十一日)

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず本法律案提案の理由として、政府の説明いたしました点を申し上げます。

この法律案の要点は、海上保安訓練所を廃止して、従来海上保安訓練所が行なってきた教育を海上保安学校に統合することであり、従来、海上保安庁においては、呉市に海上保安大学校及び海上保安訓練所を、また舞鶴市に海上保安学校を設置して、海上保安大学校においては幹部となるべき職員に対する高等教育を、海上保安学校においては中堅職員に対する専門教育を、海上保安訓練所においては船舶の下級乗組員となるべき初級職員に対する基本的教育を、

それぞれ実施してきたのであります。政府はこれらの教育機構については、かねてから行政機構簡素化の一環として検討を加えていた

のであります。海上保安訓練所を廃止して、初級職員の教育を海上保安学校において行うこととすれば、教職員の定員及び経費の両面において節約となるばかりでなく、これら二つの教育機関が行なってきた船舶乗組員に対する教育が一カ所に集中されて、教育上便宜な結果が得られ、また従来海上保安大学校と海上保安訓練所が同一敷地内にあつて、幹部教育と下級職員の教育が混在することから生じていた弊害を除くこともできるので、本年四月以降、海上保安訓練所を廃止し、同時にその教育内容を海上保安学校に移すこととし、なお、この海上保安庁法の改正の機会に、同法中文字句の修正その他所要の改正を行うことにしたのであります。これがこの法律案提出の理由であります。

内閣委員会は、予備審査を含めて二回本法律案を審議いたしました。その審議によつて明らかにせられましたおもな点は、本法律案により海上保安訓練所が廃止される結果、予算上、経費の節約額は年間約百九十余万円であり、また教職員の定員の節約数は、教官三名、事務職員六名、計九名でありまして、これら九名はそれぞれ配置転換を行う予定であるから、失職者を出すことはない見込みであるとのことであります。

なお、本法律案の審議に関連いたしました、木下委員及び野本委員より、日本海、支那海及び北洋方面における海上保安庁所屬巡視船による哨戒の現状及び将来の対策等について質問があり、これに



海上保安庁法の一部を改正する法律

対して海上保安庁長官より説明が加えられました。その詳細は速記録によって御承知願いたいと存じます。

内閣委員会は、本日の委員会におきまして、野本委員より、質疑打ち切り、討論省略の動議が提出せられ、この動議が成立いたしましたので、討論を省略し、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられた次第であります。

以上御報告申し上げます。

◎町村合併促進法の一部を改正する法律

(昭三〇、四、一法一一)(参)

一、提案理由(三月三十一日)

○中田吉雄君 たいま議題となりました町村合併促進法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

一昨年第十六国会におきまして、各党一致の共同提案により制定をいたしました町村合併促進法は、同年十月一日より施行せられましたが、幸い国、都道府県及び市町村をあげての協力一致の体制により、合併は着々進み、促進法施行以来現在に至るまでに、合併件数千八百六十三件、減少町村数五千九十六に達し、すでに当初の計画の八一%強を達成し、わが国市町村数は、この一年有半の間に、実に大よそ九千八百から五千に減少され、その規模は飛躍的に拡大され、適正化されつつあるのであります。

この間、町村合併の促進の実際状況にかんがみ、促進法も再三各位の御賛同のもとに改正され、よくその間の変化に適應して参つたのであります。しかるところ、四月の地方選挙を控えました現段階におきましても、あるいは都道府県議会の選挙のため、あるいは合併条件、その他新町村建設計画の策定の細目決定の遅延等のため、相当な数の町村合併が関係町村間において、おおむね話し合い

町村合併促進法の一部を改正する法律

がつきながら、なお最終決定に至らないものがあるのであります。これがそのまま推移いたしますならば、地方選挙のためその手続が一時頓挫したことになるのみならず、重複して選挙を行う結果となり、その間に混乱も予想されることが少なくないと思うのであります。このような特殊の事情にある町村につきましては、ひとまず町村合併を先行せしめることとしつつ、その後において議員または長の選挙を実施せしめることが、新町村の運営上からも適当であると考えられますので、そのため所要の改正を加えることが必要であると存するのであります。

改正法律案におきましては、かれこれ事情を勘案いたしました結果、関係町村におきまして、都道府県の合併計画に基いて、それぞれの議会の議決を経て町村合併促進協議会を設け、その旨を都道府県知事に届け出ました町村に限り、議員または長の任期が満了することとなる場合におきましても、三カ月の範囲内でその町村合併が行われる日までは、その任期を延長しようとするものであります。なお町村合併、または人口十万未満の市への編入の申請をしたにもかかわらず、関係都道府県の議会の議決がないものにつきましても、同様の措置をとることが実情に即するものと考えられます。これがため第二十三条の三として、町村合併促進法に一條を加えることとしたし、さらに附則におきまして、その町村合併促進協議会の設置の届出の日を四月十九日までとすることとしたしました。町村合併促進協議会が設けられる段階になってくる町村は、おおむね町村合併に関する協議が軌道に乗ったものと考えて差しつか



えなからうと存するからであります。

なお、この特例規定の適用を受けることができるのは、町村に限ることとしたし、市にまでは及ばないこととしたしましたけれども、市と町村との合併におきましては、原則として、編入される町村について考慮されれば足るものと思料するからであります。

以上が改正法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同をたまわるようお願い申し上げます。

次に、ただいま上程されました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、これを提案いたしました理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。

公職選挙法第三十三条の規定によりますれば、市町村の議会の議員及び長の任期満了による一般の選挙は、その任期満了による一般選挙は、その任期が終る前に行われることになっており、議員または長が欠けないように措置されているのでありますが、前国会におきまして成立いたしました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律におきましては、全国的に選挙期日を統一し、市町村におきましては、これらの多くの者の任期が四月二十二日に満了するにもかかわらず、選挙の期日を四月三十日に定めました。その結果、多くの市町村におきましては、議員または長の選挙が前任者の任期満了の後に行われることになったため、次の選挙が行われるまでの間は、議決機関または執行機関が欠ける結果

となったのであります。かくのごとく、多数の市町村において同時に議決機関または執行機関を欠くという事態が法律上の措置によつて生じますことは、制度上適当ではなく、実際の事務処理にも不都合を生ずるおそれがあると思われまので、今回、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正いたし、議員及び長の任期について特例を設け、前に申しましたような不都合を防ごうとするものでございます。

すなわち、前述特例法の末尾に、第七条として新たに一条文を設け、今回の選挙が、議員または長の任期満了後に行われることになつて市町村については、前任者は、選挙により後任者が定まるまでは、引き続き議会の議員または長として在任することとし、議決機関または執行機関が欠けることによつて生ずる市町村事務の空白を防ごうとするものであります。

以上、本法律案の提案理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議のほどをお願い申し上げます。

## 二、衆議院地方行政委員長報告(三月三十一日)

○大矢省三君 ただいま議題となりました町村合併促進法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、町村の合併は町村合併促進法により着々行われておりますが、この四月には地方選挙を控え、また都道府県議会年の四月二十二日に満了し、新たに議員及び長の選挙されるまでの間議決機関または執行機関が欠ける結果となりますので、これによつて生ずるおそれのある制度上または実際の事務処理上の不都合を防ごうとするのであります。

本案は、本日当委員会に付託せられ、同日参議院議員石村幸作君より提案理由の説明があり、質疑を終了、討論を省略して採決をいたしましたところ、全会一致可決すべきものと決した次第であります。

右御報告を申し上げます。

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。

の選挙のために、あるいは合併条件その他新村建設計画策定の細目決定の遅延等によりまして、相当数の町村合併が、関係町村間においておむね話し合いがつきながら、なお最終的な決定に至らないものがそのままに残されるものが生じ、地方選挙の手續で頓挫し、また重複して選挙を行う結果となりますので、この間混乱が予想されるのであります。かような特殊な事情のある町村につき、一まず町村合併を先行せしめることとして、このあとにおいて議員または長の選挙を行うことを実施せしめるため、三カ月間を限度として任期の延長を行うことを適当と認め、本改正案が提出されたのであります。

本改正案は、参議院の提出にかかりまして、本三十一日に参議院より送付せられ、本委員会に付託せられたのであります。当日直ちに提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました後に直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定された次第であります。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。本案は、前国会において成立いたしました本法の一部を改正して、市町村の議会の議員及び長の任期について特例を設けようとするものであります。その理由とするところは、本法によつて、今回は市町村の議会の議員及び長の任期満了による一般選挙は全国的に期日を統一し、来たる四月三十日に執行されることになっておるのであります。当該市町村の議会の議員及び長の任期は多くは本



### ◎捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、四、五法二二)

#### 一、提案理由(三月二十四日)

○三木国務大臣 たいま議題となりました捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、連合国の要請がありまされた場合に、旧捕獲審検所が検定いたしました事件で、連合国人の所有権に係るものがあるものを、国際法に従って、再審査することを目的とする法律であります。捕獲審検の再審査の義務について、平和条約におきましては期限が定められておりませんが、事柄の性質上、平和条約の効力が発生いたしました後、比較的短期間に連合国の要請が出尽すものと予想せられまして、国内法であるこの法律の存続期間は三年と定められ、昭和三十年四月二十七日限り失効することとなっております。しかしながら、再審査の要請に関する連合国の状況にかんがみまして、なおその要請に対する受け入れ態勢を整備しておくことは、平和条約を誠実に履行するために必要なことと考えられます。これがためにはこの法律の一部を改正して、その存

続期間をなお一年延長いたし、その間に、連合国の模様を見たいと存じます。

これが、この法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院運輸委員長報告(三月二十八日)

○原健三郎君 たいま議題となりました捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。現行法は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、旧捕獲審検所が検定いたしました事件に対して、連合国より要請があった場合、これを国際法に従って再審査することを目的とするものであります。この法律案は、再審査の要請状況を見ますと、今後三カ年、すなわち本年四月二十七日までと規定されておるのであります。しかしながら、連合国の再審査の要請状況を見ますと、今後なおその要請があるものと予想されますので、これに対応して、存続期間をさらに一カ年延長いたそうとするものであります。

本法案は去る三月二十四日本委員会に付託され、二十六日政府より提案理由並びにその内容について説明を聴取の後、質疑に入りまされたところ、何らの質疑もなく、引き続き討論を省略して採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決した次第であります。

ます。

以上御報告を申し上げます。

#### 三、参議院運輸委員長報告(三月三十日)

○加藤シヅエ君 たいま議題となりました捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行法は、平和条約第十七条によりまして、日本政府に対し義務づけられました旧捕獲審検所の検定の再審査を目的とするものであります。その存続期間は、条約発効後三年、すなわち本年四月二十七日限りで失効するものと定められております。改正案につきましては、政府の提案理由を簡単に申し上げますと、連合国の再審査要求については、条約上期限が定められていないが、一方捕獲事件について、現に連合国より再審査に関連する照会もあり、今後正式の再審査要求がなされる可能性も考えられるので、この際、本法の存続期間を一年延長して、その要請に対する受け入れ態勢を継続し、その間に連合国の出方をみたいということであります。

一委員会におきましては、連合国の要請による再審査の処理状況等につきまして、質疑が行われましたが、詳細は速記録に譲りたいと存じます。討論の後、採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと、全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



### ◎補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、五、三二法一三)(衆)

#### 一、提案理由(五月三十一日)

○伊東岩男君 たいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

さきに第十九回国会において成立施行を見ました補助金等の臨時特例等に関する法律は、地方公共団体が法令に基いて実施いたしまする施策に伴う経費及び民間団体等に対する補助金等について、その交付の停止または低減の措置を講じたものでありますが、これは本年三月三十一日限りでその効力を失うことになっておりましたので、本年度も、また、予算編成等の経緯により、国債整理基金への繰り入れ及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律によりまして、本年度の暫定予算期間中の四月及び五月の間だけ一時延期されたのでありますが、政府は、本予算提出に伴い、さらにその有効期間を昭和三十一年三月三十一日まで延長せんとする法案を提出して参りました。

しかるに、本衆議院におきましては、六月分の暫定予算の通過を見たのみで、いまだ本予算の審議中のことでもありますので、とり

あえず、その有効期間を、六月分暫定予算に見合うべく、本年六月三十日まで延長する措置をとることを妥当と認め、本案を提出いたしました次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

#### 二、参議院大蔵委員長報告(五月三十一日)

○青木一男君 たいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院補助金等の整理等に関する特別委員長伊東岩男君の提出にかかわるものでありまして、補助金等に関する昭和二十九年及び昭和三十年四、五月分の暫定予算の期間中の特例措置を、昭和三十年六月分の暫定予算の期間中においても引き続き講ずるため、補助金等の臨時特例等に関する法律の有効期限を、とりあえず本年六月三十日まで延長しようとするものであります。

本案の審議に当り、提案者及び政府当局に対し熱心な質疑が行われたのでありますが、そのおもなるものについて申し上げますと、「この法案は、本予算の修正を含みとしたものであるかどうか」という質疑に対し、「六月分暫定予算と見合わせるためのものであって、本予算の内容を削減したり、または増額したりすることは考慮しておらぬ」という答弁がありました。また「望ましい形としては、政府案を撤回して、新たに法案を提出するか、または政府が政府案を

修正すべきものと考えてるが、特に委員会提案となつたのはなぜか」という質疑に対し、「そのような手続をとり得なかつたのは、時間的に余裕がなかつたためである」という答弁がありました。その他詳細につきましては、速記録によつて御了承を願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、木内委員より、「六月分の暫定予算はすでに衆議院を通過しており、衆議院がこの提案をされたことは当然であり、また適当であると考えてるので、本案に賛成する。ただ政府が六月分の暫定予算提出の際、この提案をなすべきであるのに、これをなさなかつたことは遺憾である。この点政府当局に警告する」との意見が述べられ、中川委員より、「六月分暫定予算はすでに衆議院を通過しており、やむを得ない措置と考えるので本案に賛成する」との意見が述べられ、菊川委員より、「この際、本案は廃案とし、さらに補助金等につき個々に検討整理を加えた上、あらためて提案すべきであると考えてるので、本案に反対である」との意見が述べられ、最後に、小林委員より、「本案に賛成するものであるが、予算とららはらの法案の措置については、政府は将来十分慎重を期せられたく、なお期限の定めある法律案の本院への送付方については、特段の配慮を払われることを特に衆議院に要望する」との意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律



昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

### ◎昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、五、三一法一四)

#### 一、提案理由(五月十七日)

○藤枝政府委員 たいま議題となりました昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案外七法律案につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

まず昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出の理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年及び昭和二十九年におきましては、国債の償還等に充てるための資金の繰り入れの特例といたしまして、国債の元金償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額は、財政法第六条の規定による前々年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度初め国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入

れは、これを要しないものとするともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九条または日本電信電話公社施行法第八条の規定により政府に対し負う債務の償還元利金は、国債整理基金特別会計に受け入れ、当該金額について一般会計から繰り入れがあったものとみなす特別の措置が講ぜられました。また、昭和三十年度の四、五月分の暫定予算の期間中におきましては、さきに御審議を経て成立いたしました国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律第一条の規定により、暫定的に、これらの措置が引き続き講ぜられてきたのであります。昭和三十年度につきましても、財政の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるため、年度を通じて右と同様の措置を講ずることが適当であると認め、さきに提出いたしました昭和三十年度の本予算にあわせて所要の法的措置をはかることとしたそうとするものであります。

次に、地方道路税法案外三法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、国民生活の安定及び資本蓄積の促進に資するため、所得税及び法人税の軽減合理化をはかることとし、さきに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提案したのであります。さらに道路整備五カ年計画の実施等に伴う地方道路財源の充実はかかるため地方道路税を創設するとともに、現下の経済情勢等に応じて砂糖消費税法の全文の改正、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する規定の整備及び延滞加算税額等の

率の引き下げを行うこととし、ここに関係法律案を提出することとした次第であります。以下、順次各法律案についてその大要を申し上げます。

まず、地方道路税法案におきましては、国の道路整備五カ年計画の実施に伴う地方団体の道路整備所要財源の増加等の状況に対処するため、都道府県等の道路財源に充てることを目的として、製造場または保税地域から揮発油を引き取る者、その他揮発油税を徴収されることとなる者に対し、揮発油一キロリットルにつき四千百円の税率の地方道路税を課することといたしております。もつとも、この地方道路税の創設に伴い、揮発油税の現行税率一キロリットルにつき一万三千円を一万一千円に引き下げることとしておりますので、揮発油税及び地方道路税の総合負担は、揮発油一キロリットルにつき一万五千円となり、現行より二千円の増加となりますが、揮発油税及び地方道路税の収入が道路整備の費用に充てられること等の事情を考慮し、さらに、最近における地方財政の状況、特に道路費の増加の地方負担に及ぼす影響等に顧みれば、地方道路財源充実のためにこの程度の増徴もやむを得ないと考えている次第であります。

地方道路税は、同じく揮発油の引き取り等に対して課される揮発油税にあわせて徴収し、またはあわせて還付もしくは充当を行う等、できるだけ徴収手続が複雑とならないよう所要の規定を設けております。

なお、地方道路税収入の全額は、都道府県等に譲与されるわけであり、昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰

入の特例に関する法律の一部を改正する法律

れは、これを要しないものとするともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九条または日本電信電話公社施行法第八条の規定により政府に対し負う債務の償還元利金は、国債整理基金特別会計に受け入れ、当該金額について一般会計から繰り入れがあったものとみなす特別の措置が講ぜられました。また、昭和三十年度の四、五月分の暫定予算の期間中におきましては、さきに御審議を経て成立いたしました国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律第一条の規定により、暫定的に、これらの措置が引き続き講ぜられてきたのであります。昭和三十年度につきましても、財政の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるため、年度を通じて右と同様の措置を講ずることが適当であると認め、さきに提出いたしました昭和三十年度の本予算にあわせて所要の法的措置をはかることとしたそうとするものであります。

次に、地方道路税法案外三法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、国民生活の安定及び資本蓄積の促進に資するため、所得税及び法人税の軽減合理化をはかることとし、さきに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提案したのであります。さらに道路整備五カ年計画の実施等に伴う地方道路財源の充実はかかるため地方道路税を創設するとともに、現下の経済情勢等に応じて砂糖消費税法の全文の改正、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する規定の整備及び延滞加算税額等のありませんが、その譲与に関する法律は、別途御審議をお願いすることとなっております。

次に、砂糖消費税法案について御説明申し上げます。

この法案は、最近における税法の立法例にならない、砂糖消費税法の立法例にならない、砂糖消費税法の全文を口語体に改めつつ、所要の規定を整備し、その明確化をはかることとし、その内容についても若干の改正を行おうとするものであります。今、そのおもな点について説明いたしますと、第一に、たる入り黒糖及びたる入り白下糖以外の含蜜糖については、糖度区分による大幅な税率の差異に伴う人為的な品質の低下等を是正するとともに、含蜜糖の適正な税負担を実現するため、従来、糖度が八十度を越えないものは百斤につき九百五十円、その他のものは百斤につき二千五百円の税率で課税しておりましたものを、百斤につき千七百五十円の税率一本で課税することに改めております。なお、最も普通に消費される分蜜白糖に対する現行の税率は、据え置くことといたしているののであります。

第二に、自家用の砂糖類のみを製造する者が製造した砂糖類並びにたる入り黒糖及びたる入り白下糖の製造者が自家用に消費する一定限度のたる入り黒糖及びたる入り白下糖については、特にこれらが零細な農家等において生産消費される事情を考慮して、砂糖消費税を免除することといたしております。

第三に、従来の引き取り課税制度を移出課税制度に改め、砂糖類を移出する際に砂糖消費税を徴収することとするともに、特にた



昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

る入り黒糖及びたる入り白下糖を製造している者については、手続の簡素化をはかるため、毎月製造場から移出した砂糖類に対する砂糖消費税を翌月末日に徴収することといたしております。

次に、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案におきましては、最近の情勢に應じ、従来、保税地域以外の場所から輸入する物品に対する内国消費税の徴収等について規定しておりました酒税等ノ徴収ニ関スル法律の規定を全面的に整備いたすとともに、外交官が輸入する物品等関税を免除される輸入物品に対して、内国消費税を免除する規定を設けるほか、輸入物品に対する内国消費税の賦課、徴収等について規定の明確化をはかつておるのであります。なお、輸入物品に対する内国消費税の犯則事件について、税関の職員にも調査及び処分権限を与えることとし、犯則事件の迅速な処理を行い得る措置を講じております。

最後に、国税徴収法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

国税を正当納期限までに完納しない場合に徴収される利子税額及び滞納の国税を督促状の指定期限までに完納しない場合に徴収される延滞加算税額を計算する場合の率は、それぞれ現行日歩四銭となつておりますが、最近の金利水準等に顧み、これをそれぞれ日歩三銭に改めることといたしております。なお、これに伴いまして、過誤納の国税の還付金等に付する還付加算金の率を現行の日歩四銭から日歩三銭に引き下げるとともに、国税以外の公課について徴収する延滞金の率も現行の日歩八銭から日歩六銭に引き下げることと

いたしております。

以上四法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げましたが、何とぞ御審議のうえ、速かに賛成されんことを切望してやまない次第であります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

政府は、現下の経済情勢及び国民租税負担の状況に顧み、昭和三十年年度予算に関連いたしまして、国民生活の安定をはかり、資本蓄積の促進に資する等のために税制の改正を行うこととし、すでに所得税法の一部を改正する法律案等関係法律案を提出して御審議を願っているものであります。さらに今次の税制改正の一環をなすものとしたしまして、ここに租税特別措置法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

この法律案は、租税特別措置法及び有価証券取引税法の一部を改正しようとするものであります。まず、租税特別措置法の改正について、その概要を申し上げます。

第一に、資本蓄積の促進に資するため、次の通り改正を行うことといたしております。

まず、国民貯蓄の増強をはかるため、本年七月一日から昭和三十年三月末日までの間に支払いを受けるべき預貯金、公社債等の利子所得に対しては、所得税を課さないことといたしております。預貯金等の利子所得については、現在でも相当の優遇措置が講ぜられているのであります。民間資本蓄積の促進をはかることが急務であることといたしております。

あることに顧み、今回、このような措置を講ずることといたしたのであります。なお、この措置と関連いたしまして、さきに述べた期間内に支払いを受けるべき配当所得につきましては、所得税の源泉徴収税率を百分の十五から百分の十に軽減することといたしております。

次に、法人の資本構成を是正して、自己資本の充実をはかり、企業経営の合理化に資するため、製造業、鉱業、建設業、運輸及び通信業等一定の事業を営む法人で本年七月一日において現存するものが、同日から昭和三十一年一月末日までの間に増資を行った場合におきましては、増資登記の登録税の税率を百分の七から百分の一・五に軽減することといたしております。増資の奨励措置といたしましては、現在すでに、増資株式に対する配当金の損金算入が認められているのであります。この特例措置と相待ちまして、自己資本の増大を容易にすることが期待されるのであります。

第二に、輸出の振興に資するため、輸出所得の一部を控除する制度について、次の通り拡充合理化を行うことといたしております。

まず、輸出所得による控除の限度を百分の五十から百分の八十に引き上げることといたしております。現在、輸出所得控除の制度は、一定の輸出取引につき、輸出取引金額の一定割合と輸出所得の百分の五十のうちいずれか低い方の金額を課税所得から差し引くこととしているのであります。今回、輸出所得による控除の限度を百分の八十に引き上げ、制度の合理化をはかることとしているのであります。

次に、プラントを輸出した場合には、現在、輸出取引金額による控除の割合を特に多くすることとし、そのプラントの範囲はこれを法律をもって定めているのであります。最近の輸出の状況に顧み、このプラントの範囲を拡張して、油井管及び送油管、レール、送電用の裸より線並びに送電用または通信用のケーブルについても特別の控除割合を適用することといたしております。

なお、この制度は、昭和三十一年七月末日までの特例措置とされているのであります。この適用期限をさらに昭和三十三年十二月末日まで延長することといたしております。

第三に、住宅建設の促進に資するため、次の通り改正を行うことといたしております。

まず、新築住宅に対する特別償却制度の拡充をはかることといたしております。すなわち、床面積一定坪数以下の家を新築してこれを従業員住宅その他貸家の用に供したときは、現在では、その時から五年間、普通償却額の五割増の特別償却を認めることとしていたするのであります。今回この制度を拡充して、本年七月一日から昭和三十三年十二月末日までの間に新築した一定の条件に該当する家屋につきましては、五年間において、普通償却額の、鉄筋コンクリート造りの家屋等耐用年数が五十年以上の家屋については二十割増、その他の家屋については十割増の特別償却を認めることとしております。この改正によりまして、たとえば、鉄筋コンクリート作りの寄宿舎、アパートなどについては、五年間に取得価額の五割余、木造家屋などについては、五年間に取得価額の七割

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律



昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

余を償却することができることなるのであります。

次に、地方公共団体が本年七月一日から昭和三十三年十二月末日までの間に新築した床面積が一定坪数以下の住宅の所有権保存登記につきましては、この期間内に登記を受けるものに限りに、登録税を課さないこととしております。

また、地方公共団体、住宅金融公庫または住宅の建売業者等が右の期間内において新築した住宅を、これらの者から取得する場合の所有権取得登記につきましては、この期間内に登記を受けるもの限り、現在自家用住宅を新築した場合に認められている特別措置に準じ、その登録税の税率を千分の五十から千分の一に軽減することとしております。

第四に、中小企業対策の一環といたしまして、中小企業等協同組合法の規定による事業協同組同またはその連合会で一定の要件に該当するものにつきましては、現在農業協同組合の場合に認めている特別措置に準じ、その積立金額が出資総額の四分の一に達するまでは、その所得のうち留保した金額に対して法人税を課さないこととし、協同組合経営の基礎の健全化に資することといたしてあります。

第五に、航空事業の助成のため、本年七月一日から昭和三十三年三月末日までの間を限り、航空機の乗客に対する通行税の税率を百分の二十から百分の十に軽減することといたしてあります。

以上に申し上げました事項の外、当事者間の協議により土地等が買い取られる場合におきましても、当該土地等が買い取りの申し出

を拒むときは土地収用法等の規定により収用されることとなるものである場合には、現在土地収用法等によつて土地等が収用された場合について認めていると同様に、譲渡所得に対する所得税の課税を行わず、買い取りの対価を資産再評価法による再評価限度額とみなして、再評価税のみを課税することとする等、所要の規定の整備と簡素化をはかることといたしてあります。

次に、有価証券取引税法の改正について申し上げますと、証券投資信託の信託財産に属する株券の譲渡に対する有価証券取引税につきましては、証券投資信託の育成の見地から、現在、百分の十五の税率を万分の六に軽減して課税しており、この特別措置の適用期限が本年七月末日までとなつておりますが、証券投資信託の奨励策を引き続き講ずる必要があると考えられますので、この適用期限を、昭和三十三年三月末日まで延長することといたしてあります。

次に、開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、開拓者資金融通特別会計におきましては、現在、同特別会計法第四条の規定によりまして、貸付金の償還金は公債及び借入金の償還金の財源にのみこれを充てることとなつておりますが、昭和二十九年年度末における貸付金残高は約百十七億円で、今後毎年相当額の償還金が見込まれますので、今回この貸付金の償還金を新規の貸付金の財源にも充てることとができるようにするとともに、従前の制度に関連する規定を整理しようとするのであります。

改正の第二点は、この会計の事務取扱費につきましては、従来、一般会計において支弁して参つたのであります。この会計の他の経費、すなわち公債及び借入金の償還金の利子、一時借入金の利子、公債の発行及び償還に関する諸費等とともに、貸付金の利子収入等でまかなうことを原則とし、これに不足があります場合には、その不足する金額を、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができることとしようとするのであります。

その他、借入金に関する規定及び予算の添付書類に関する規定の整備のため所要の改正を行おうとするのであります。

最後に、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生保険特別会計法及び船員保険特別会計法の一部を改正しようとするものでありまして、その概要は次の通りであります。

まず、厚生保険特別会計法の一部改正について御説明申し上げます。

第一は、政府の行なっている健康保険の給付費の異常な増高等に伴う支払い財源の不足に充てるため、昭和三十年以降七カ年度間、毎年度十億円を限度として一般会計から健康勘定に繰り入れを行うことができることとしようとするものであります。

第二は、日雇い労働者健康保険事業の保険施設及び福祉施設を行うのに必要な経費について、日雇い健康勘定から業務勘定に繰り入る昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

れを行うことができることとし、これに関連して、業務勘定の決算上の剰余金について、従来、健康勘定及び年金勘定の積立金にのみ組み入れることとなつていたのを、日雇い健康勘定の積立金へも組み入れることができることとしようとするものであります。

次に、船員保険特別会計法の一部改正について御説明申し上げます。

船員保険で行なっている給付のうち、健康保険の給付に対応する給付費の異常な増高等に伴い、その財源の一部に充てるため、昭和三十年以降六カ年度間、毎年度二千五百万円を限度として一般会計から船員保険特別会計に繰り入れを行うことができることとしようとするものであります。

以上がこの八法律案を提出した理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(五月二十八日)

○松原喜之次君 たいま議題となりました昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和二十八年及び昭和二十九年におきまして、国債の償還等に充てるための資金の繰り入れの特例といたしまして、国債の元金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律



昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

償還に充てるため一般会計から繰り入れらるべき金額は、財政法第六條の規定による前々年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを要しないものとするともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対し負う債務の償還元利金は国債整理基金特別会計に受け入れ、当該金額について一般会計から繰り入れがあつたものとみなす特別の措置が講ぜられました。この特別措置は、昭和三十年年度四、五月分の暫定予算の期間中延長されていたものでありまするが、本法案は、本年度を通じて引き続き右と同様の措置を講じようとするものであります。

次に、昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案について申し上げます。所得税の改正につきましては、政府からすでに所得税法の一部を改正する法律案が提出せられ、目下大蔵委員会で審議中であり、同法律案によれば、本年分の所得税の予定納税につきましては、七月より実施を予定せる改正後の所得税法によることを予定しております。しかるに、現行所得税法の規定によれば、予定納税額の通知は毎年六月十五日までに行うことになっており、これに応じて予定納税に関する各種の期限が定められておるのであります。本法律案は、この予定納税額の通知期限、その他六月及び七月に行われる予定納税に関する各種の期限を延期して、減税後の所得税額により予定納税を行うことができるようにしようというのであります。

以上の両法律案につきましては、審議の結果、本二十八日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、両案とも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。右、御報告申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(五月三十一日)

○青木一男君 ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度におきましては、国債の償還等に充てるための資金の繰り入れの特例として、国債の元金償還に充てるため一般会計から繰り入れらるべき金額は、財政法第六條の規定による前々年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを要しないものとするともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九條または日本電信電話公社法施行法第八條の規定により、政府に対し負う債務の償還元利金は、国債整理基金特別会計に受け入れ、当該金額について一般会計からの繰り入れがあつたものとみなす特別の措置が講ぜられたのであります。昭和三十年度におきましても、さきに施行されました国債整理等を行うことができることの措置を講じようとするものであります。

本案につきましては、別段の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。

基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律第一条の規定により、とりあえず四、五月分の暫定予算の期間中、同様の特別の措置が講ぜられたのであります。本案は、国家財政の状況にかんがみ、かつ経理の簡素化をはかるために、昭和三十年年度を通じて同様の特別の措置を講ずることとするため、所要の改正を行おうとするものであります。

本案の審議に当りまして、政府当局に対し、国債償還に関する構想、公債発行についての考え方などについて熱心に質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、木村委員より、「公債発行については、財政法の精神をまげないよう、今後十分注意されたい」との希望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、本国会に別途提出されております所得税法の一部を改正する法律案において、本年分の所得税の予定納税につきましては、改正後の所得税法によることとし、その改正は本年七月一日からの実施が予定されておりますのに伴ひまして、現行法に規定されております予定納税額の通知を本年六月十五日までに行うことは、時間的にかなり無理ではないかと思われまので、今回その予定納税額の通知の期限、その他六月及び七月に行われる各種の期限及び予定申告の期限を変更しまして、税制改正後の所得税額により予定納税

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律



◎昭和三十年分の所得税の予定納税及び  
予定申告の期限等の特例に関する法律

(昭三〇、五、三二法一五)

一、提案理由(五月二十三日)

(資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭三〇―法一一九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(五月二十八日)

(昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇―法一四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(五月三十一日)

(昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇―法一四)の委員長報告と一括して掲載)

◎自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、五、三二法一六)

一、提案理由(五月十一日)

○石橋国務大臣 たいま議題となりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行の自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、昨年第十九国会において御審議を願って成立したものでありますが、その際附帯決議として同法は暫定措置としては、やむを得ない制度であるが、その機構、措置については、政府はすみやかにこれを是正するよう要請せられた次第でございました。政府といたしましては、この要請に基づきまして種々検討を加えました結果、改正の方針といたしましては、現在自転車競技法に基づき適商産業大臣の諮問機関として設置されております競輪運営審議会におきまして、競輪に関する基本問題、たとえば将来における競輪のあり方のごとき問題を調査審議できる措置を講じますとともに、その結論が得られますまでは、自転車振興会連合会等の業務及び会計に関する規定を整備した上、この法律の建前は当分の間、存続せしめることといたしました次第でござ

います。

次に本法案によります改正の内容につきまして御説明申し上げます。改正点の第一は、自転車振興会連合会等は、この法律によります納入金を、財源といたしましたして、主務大臣が定める計画及び指示に基づき、関係の業務を行うことになっておるのでありますが、主務大臣が計画を定めます場合、現在では事実上、関係業界及び一般学識経験者の中から委員を選び、その意見に基づいて計画を定めておりますのを改めまして、本法案におきましては、法律上の制度として機械工業振興協議会を設け、主務大臣はこの協議会に諮問しなければならぬものとするとし、主務大臣の定める計画の妥当性をこれによって確保することといたしました。

第二は、商工組合中央金庫が自転車振興会連合会等から委託された業務に関する会計につきまして、その運営の万全を期するため、予算に準じて、必ず会計検査院の検査を受けさせることといたしました。このほか前に申し上げました通り、競輪運営審議会において競輪の制度に関する重要事項を審議し得るよう特例措置を講じますとともに、この法律を当分の間効力を有することといたしましたのであります。

またこれに伴いまして法律の題名を自転車競輪法等の特例に関する法律と改正いたしました次第であります。以上が本法案によります改正点の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。



## 二、衆議院商工委員長報告(五月二十六日)

○田中角榮君 たいま議題となりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案外二件につき、商工委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

自転車競技法等の実施の実情につき種々検討を加えて参った結果、現行法に基づき通商産業大臣の諮問機関として設置されておる競輪運営審議会におきまして、競輪に関する基本問題、すなわち将来における競輪のあり方等のごときを調査審議できる機能を付与しますとともに、その結論が得られますまでは、自転車振興会連合会等の業務及び会計に関する規定を整備いたしました。この法律は当分の間存続せしめることとしたのであります。

次に、改正の主要点を申し上げます。第一に、自転車振興会連合会等は、この法律によります納入金を財源として、主務大臣が定める計画及び指示に基づき関係の業務を行うことになっておるのであります。法律の制度として機械工業振興協議会を設けて、主務大臣はこの協議会に諮問しなければならぬものとする。こととし、主務大臣の定める計画を調査審議し、その妥当性を確保することとしたのであります。第二は、商工組合中央金庫が自転車振興会連合会等から委託された業務に関する会計の運営を誤りなからしめるため、予算に準じて必ず会計検査院の検査を受けさせることとしたのであります。以上が本法案の提案理由の趣旨及び改正点であります。

本改正案は、去る五月十一日当委員会に付託せられ、同日政府委員より提案理由を聴取し、五月十八日質疑に入り、十八、十九、二十日の三日間にわたり政府委員と当委員の間に質疑応答が行われ、その内容は会議録を御参照願うこといたします。越えて二十四日、質疑を終了後、社会党田中武夫君外十二名より本法案を二カ年とする修正案が提出せられました。よって、本法案並びに修正案につき、討論を省略し、修正案及び修正部分を除く原案に対し採決いたしましたところ、全会一致をもって修正議決いたしましたのであります。

次に、計量法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案案のおもなる改正点の第一は、計量法を改正して、従来国が全額収納しておりました手数料のうち、地方公共団体が行なっている事業の許可、検定等の手数料を当該地方公共団体の収入とする。ことであり、第二は、計量法施行法を改正して、本年九月より検定を実施することになっている十一種の計量器について、さらに三カ年間検定等を延期することとしたこと等であり、

本法案は、四月二十五日商工委員会に付託されましたので、五月九日政府委員より提案理由を聴取いたしました。本法案案の審議は五月十八日より四回にわたり行われ、五月二十四日には参考人より意見を聴取いたしました。それらの詳細は会議録を御参照願います。

五月二十五日、質疑が終了しましたので、直ちに討論を省略して採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって可決すべき

ものと議決をいたしました次第であります。

なお、本法案の議決後、首藤新八君より、計量行政の円滑なる運営を期するために、これに要する経費を全額国庫負担とすべき趣旨の付帯決議案が提出されましたので、本決議案を議題として採決いたしましたところ、全会一致で本法案の付帯決議と議決いたしました次第であります。

次に、ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案について申し上げます。

ニッケル製錬事業助成臨時措置法は、昭和二十六年朝鮮動乱の勃発による世界的ニッケルの不足に対処して、国の強力なる助成によつて国内ニッケルの増産をはかる目的のもとに制定されたのであります。本法の施行によつて、わが国におけるニッケルの生産は年を追つて順調な伸張を示し、今日において何法目的は完全に達成せられたので、同法を廃止しようというのが、本法案の趣旨であります。

本法案は、四月二十五日予備審査のため商工委員会に付託せられたので、五月二十五日政府委員より提案理由を聴取いたしました。が、本法案の趣旨には別に異論もありませんので、直ちに討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと議決をいたしましたのであります。

以上をもって報告を終わります。

## 三、参議院商工委員長報告(五月三十日)

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(計量法等の一部を改正する法律(昭三〇一法一七)の委員長報告と一括して掲載)



◎計量法の一部を改正する法律

(昭三〇、五、三一法一七)

一、提案理由(四月二十五日)

○鈴木(義)政府委員 本日ここに計量法等の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

計量法が施行せられましてから約三年余を経過いたしましたので、この間関係政省令も整備され、計量行政も次第に充実して参りました。しかしながら他面わが国の財政及び経済の現状から、一方において検定、取締り等の計量行政の実務を担当する地方公共団体が、その業務を遂行するに至って幾多の問題を生ずるに至り、他方計量法によって追加されました計量器のうち、一部のものについて検定等の態勢の整備が困難となるに至りました。このような事態に対処いたしますために、関係諸規定を整備する必要が生じたので、ここに計量法等の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案のおもな改正点の第一は、計量法を改正して従来国が全額収納しておりました手数料のうち、地方公共団体の行う事業の許可検定等の手数料を当該地方公共団体の収入とすることとしたこととあります。第二は、計量法施行法を改正して、同法第五十七条の規定により、本年九月から検定を始めることになっております積算体積計等十一種類の計量器につきましては、その検定等の開始を三カ年間延期する。こういう改正であります。

当委員会におきましては、本改正法案の中心になっております手数料を国の方から地方の方に移す、それから直接に本法との関係はございませんが、メートル法の実施の問題、それから計量法と電気測定法との関係というような点がいろいろ問題になりまして、政府との間の質疑が行われたのでありますが、詳細は速記録に譲るところといたしたいと存じます。

かくして質疑を終了いたしましたして、討論を省略いたしましたして、全会一致、政府原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

それから第二の議題は、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案であります。

これは御承知の通り、現行の自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、昨年第十九国会におきまして自転車競技法等の国庫納付金制度にかわるべき納入金制度を設けまして、これを財源として自転車産業などの振興費に充てるために臨時措置として制定されました

計量法の一部を改正する法律

種の計量器について、検定等の開始を三年間延期することとしたこととあります。

なお、そのほかに行政の簡素化をはかるため事業許可の対象となる設備の範囲及び比較検査の対象となる計量器の種類を限定する等若干の条文改正を行うことといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要内容の概略であります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

二、衆議院商工委員長報告(五月二十六日)

(自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇一法一六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(五月三十日)

○吉野信次君 たいだいま二つの法律案が上程されております。これにつきまして商工委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

一つは、計量法等の一部を改正する法律案でありまして、この改正案は、昭和二十六年に制定せられました計量法及び同法施行法のその後の実施の経過にかんがみまして、若干の改正をいたそうというの内容であります。

計量法の方の改正点は二つございまして、一つは、従来国が全額収納しておりました手数料のうちから、地方公共団体の行う事業のもので、去る三月でありましたが、改正いたしましたして、五月末日までその効力を持つておる、こういうのを、今回この特例法を失効いたしました後の善後措置に關しまして、政府におきましていろいろ検討を加えましたが、まだ根本問題、つまり競輪などをどうするかということにつきましては、政府の方でまだ結論が出ておりませんので、今回通商産業大臣の諮問機関としての競輪運営審議会などにおいて、基本問題というものを調査審議できるような措置を講じまして、その結論が得られますまでは、現行の臨時特例法というものを存続させよう、こういう趣旨で本改正案が提出されたのであります。

そのおもなる要点を申し上げますと、第一点は、機械工業振興協議会というものを新たに制度上設けまして、主務大臣が納入金の使途について計画を定めます場合に、その計画が妥当であるかどうかということを確認するために、この協議会に諮問しなければならぬということにしたこととあります。第二点は、商工組合中央金庫が自転車振興会連合会などから委託されました業務に関する会計ににつきまして、運営の万全を期するために会計検査院の検査を受けなければならないということにいたしました点であります。第三は、既存の競輪運営審議会というものを改組拡充いたしましたして、競輪の制度に関する重要事項を調査審議することの規定を新たに加えたこと、こういう点でございます。なお、この法律案につきましては、衆議院において修正が行われましたので、その修正点を申し上げますと、政府の原案では、本法は「当分の間」施行されると、こうなっております。



ましたのを、衆議院の修正案は期限を付しまして、昭和三十三年三月三十一日まで有効とするということにいたしました点でありまして、これに伴って所要の修正が加えられた、こういうのが衆議院の修正案でございます。

本委員会におきましては、競輪というものを現下の情勢のもとにおいて、今の形でそのまま存続するがいかどうかと、こういう基本問題に議論が集中いたしましたので、委員の間の質問、それから参考人の出席を求めまして、世論の動向などを調査いたしました、いろいろ審議いたしましたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて討論採決の結果、本法律案は全会一致をもちまして、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、次の付帯決議を全会一致をもって付することに決定いたしました。その付帯決議は二カ条ございまして、第一、競輪、競馬、オート・レース、モーター・ボート・レース等、一切の射的的行為は現下の社会情勢にかんがみ、すみやかに禁止もしくは制限せらるべきものであり、特に、競輪について政府は現行制度に検討を加え、その改廃に関し次の通常国会までに適切な措置を講じなければならぬ。二、競輪施行者並びに自転車振興会等の運営及び経理の現状は遺憾の点少なくないと認められるから、政府はすみやかに必要な措置を講じ、これが監督を強化し、競輪の健全な運営をはかるように善処しなければならない。こういうのであります。

右、委員会の結果を御報告申し上げます。

### ◎簡易生命保険法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、七法一八)

#### 一、提案理由(四月三十日)

○松田国務大臣 たいいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び郵便年金法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

まず簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。現在簡易保険の保険料計算の基礎として用いております死亡生残表は、昭和五年四月から同十年三月に至る五カ年間の簡易保険経験死亡率を基礎として作成したものであります。戦後における衛生思想の普及及び医薬の目ざましい進歩に伴いまして、最近国民の死亡率が著しく低下いたしました関係上、簡易保険の被保険者の実際の死亡率は予定した死亡率を相当下回つて参りまして、昭和二十九年に厚生省が発表した第九回生命表の死亡率に似て参つております。従いまして従来の死亡生残表をそのまま使用いたしますことは実情に沿わないことと相なりますので、今回第九回生命表の男子死亡率をもととして作成した死亡生残表を採用することにいたしますとともに、最近における金利の動向等にかんがみまして、予定利率を従来の年三分五厘から年四分に引き上げようとするものであります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律

次に保険金の倍額支払い条項の改正について申し上げます。現在被保険者が不慮の事故等を原因として二カ月以内に死亡したときは、保険金の倍額支払いをすることにいたして居るのであります。最近における医薬の進歩は受傷から死亡までの期間を長引かせる傾向にありますので、死亡までの期間を三カ月に延長いたしますとともに、保険金の倍額支払いに関する外国及び民営保険の契約条項並びに倍額支払い制度の趣旨等を考慮いたしまして、被保険者が十才未満で死亡した場合には倍額保険金の支払いはしないことにいたそうとするのであります。

なお昨年伝染病予防法が改正されました、日本脳炎が同法第一条第一項の伝染病中に含まれることになりましたため、保険金の削減条項に所要の改正を加えますとともに、従来解釈上疑義の生ずるきらいがありました保険約款改正の効力に関する規定につきましても、これを明確にするため所要の改正を加えようとするものであります。

次に郵便年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。年金の最高限度額は現在年額十二万円になって居るのであります。最近の経済事情の推移にかんがみますと、この金額をもってしては制度本来の機能を十分に發揮することができない事情でありますので、これを年額二十四万円に引き上げようとするものであります。

次に、年金を受け取るべき権利につきましては、現在年額一万二千円まで、またこれを越えるものについてはその越える額の二分の



一を加えた額まで差し押えを禁止し、また返還金を受け取るべき権利につきましては、五万円までは差し押えができないことになっているのでありますが。物価の上昇等を考慮いたしますときは、この金額は低きに失するので、この差し押え禁止限度額を、年金につきましては年額二万四千円、返還金につきましては簡易保険の保険金最高額と同額の十五万円に引き上げることといたそうとするものであります。

次に、年金受取人等の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる旨の規定を設けたこととありますが、これは、郵便年金制度創設の趣旨にかんがみましてこの施設を設け、年金受取人等の老後における生活の安定をはかり、もって郵便年金制度本来の機能を十分に發揮しようとするものでありまして、この施設の利用に関する費用は原則として利用者の負担とし、特に省令で定める費用につきましては国の負担とすることにいたそうとするものであります。なおこれに伴い郵政省設置法の一部を改正し、福祉施設の設置管理に関する事項を所掌に加えようとするものであります。

また年金約款の改正の効力に関する規定を改めたこととありますが、これは従来明確でなかったものを明らかにしたのみで、何らその内容に変更を加えたものではないのであります。

以上で二法律案の概略の御説明を終わりますが、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます次第であります。

に死亡したときは保険金の倍額を支払うことになっておるのを、二カ月以内を三カ月以内に改めるとともに、被保険者が十歳未満で死亡したときは保険金の倍額支払いをしないことに改めることとあります。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、政府におきまして、最近の社会、経済情勢の推移にかんがみ、年金の最高制限額を引き上げるとともに、年金受取人等の福祉を増進するための施設を設ける等の必要を認めまして、所要の改正をしようとするものであり、その要点は次の三点であります。

第一点は、年金の最高限度を現行の年額十二万円から二十四万円に引き上げることとあり、第二点は、差し押え禁止限度額の改正であります。現行法では、年金を受け取るべき権利につきましては、年額一万二千円まで、また、これをこえるものにつきましては、そのこえる額の二分の一を加えた額まで差し押えを禁止し、返還金を受け取るべき権利につきましては五万円まで差し押えを禁止しておりますのを、年金につきましては年額一万二千円を二万四千円に、返還金につきましては五万円を十五万円に、それぞれ引き上げようとするのであります。第三点は、年金受取人の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる旨の規定を新たに置いたこととあります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、貯蓄の増強と預金者の利便をはかることを目的とするものでありまして、そのおもな内容は次の三点であります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律

二、衆議院通信委員長報告(五月二十六日)

○松前重義君 たいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、この四つの法案につきまして、通信委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、法案提出の理由及び内容でございますが、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、政府におきまして、最近における国民死亡率の低下の傾向にかんがみ、保険料の計算の基礎を改めるとともに、保険金の倍額支払いの規定を整備する等の必要を認め、所要の改正を行おうとして提出いたされたものでありまして、そのおもなる内容は次の二点であります。

第一点は、保険料計算の基礎に関する規定の改正でありまして、保険料計算の基礎を改め、現行の簡易保険経験死亡率をもととする死亡生残表のかわりに、厚生省の発表した第九回生命表男子死亡率をもとといたしまして作成いたしました死亡生残表を採用することと、予定利率を従来の年三分五厘から年四分に引き上げることとあります。なお、この死亡生残表の改正により、保険料は平均八%程度の引き下げを見、予定利率の改正とあわせて、三十年度には、収支の差額におきまして二十一億三千万円程度の減少が見込まれておるのであります。第二点は、保険金の倍額支払い条項の改正でありまして、現在の被保険者が不慮の事故等を原因として二カ月以内

第一点は、一預金者の貯金総額の制限額を現行の十万円から二十万円に引き上げることとあり、第二点は、これに伴う改正でありまして、積立貯金につき、一回の預入金額現行百円以上四千元以下を、百円以上八千元以下に改めるとともに、小切手による預入を新たに認めておるのであります。第三点は、定額郵便貯金の預入金額につき、現行の最低百円から最高一万円までの八種のうち、二百円と三百円を削り、新たに三万円と五万円を加えることとあります。

最後に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案は、国民金融公庫または中小企業金融公庫の貸付金の償還をする者の利便をはかり、これらの償還金に対しても、地方公共団体、住宅金融公庫の貸付金の償還金同様、特殊郵便振替貯金の取扱いを行い、一般の料金よりも低廉な料金による取扱いをしようとするものであります。

以上、四法案につきまして法案の提出理由及び内容の概略を御説明申し上げますが、本委員会は、四法案の付託以来しばしば会議を開き、政府から提案理由の説明を聞きまして後、政府との間に、簡易生命保険法の改正に関しては、保険金の俵額支払いの対象から十歳未満で死亡した者を除く問題、郵便年金法の改正関係におきましては、年金を受け取るべき権利に対する差し押え限度の問題、年金受取人等のための福祉施設の増強等につきまして、熱心に質疑応答が重ねられたのでありますが、それらの詳細につきましては会議録に譲りたいと存じます。

かくて、委員会は、去る二十三日、四法案の質疑を打ち切ったの



であります。その際、各派を代表して橋本委員より、十歳未満の俵額支払いは、金額において増加しても、倍額支払い全体に対する金額の比率はむしろ減少の傾向にある、サービスの変更は国営の事業の信用のためにみだりに行うべきでない、保険加入者全体に及ぼす影響が顕著になったときは倍額支払い制度自体を検討すべきであるという理由で、第三十一条第二項の改正規定中から第四号を削除する修正案が提出せられ、次いで簡易生命保険法の一部を改正する法律案を上程、討論を省略の上、各派共同提案にかかる修正案及び右修正部分を除く原案を一括採決の結果、全員一致をもってこれを可決、よって簡易生命保険法の一部を改正する法律案は修正議決を見た次第であります。次に、本法案に対し、井手委員より、最近の経済情勢の推移と国民の熾烈な要望にかんがみ、政府はできるだけ早い機会に保険金最高制限額を引き上げるよう措置すべきであるという付帯決議案が提出せられ、採決の結果、全員一致をもってこれを議決。最後に、郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につき、討論を省略、直ちに一括採決いたしましたところ、同じく全員一致をもって可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院通信委員長報告(五月三十一日)

○滝井治三郎君 たいいま議題となりました簡易生命保険法の一部

りますので、死亡までの期間を三カ月に延長いたそうというものであります。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一点は、最高制限額の引き上げでありまして、年金の最高限度額は、現在年額十二万円になっておりますが、最近の経済事情の推移にかんがみ、この金額をもっては、制度本来の機能を十分に發揮することができない実情でありますので、これを年額二十四万円に引き上げようとするものであります。

第二点は、差押禁止限度額の引き上げでありまして、年金を受取るべき権利につきましては、現在年額一万二千円まで、またこれをこえるものについては、そのこえる額の二分の一に相当する額まで差押えを禁止し、また返還金を受け取るべき権利につきましては、五万円までは差し押えができませんことになっておりますが、物価の上昇等を考慮いたしますときは、この金額は低きに失しますので、この差押禁止限度額を年金については倍額の二万四千元、返還金については簡易保険の保険金最高額と同額の十五万円に引き上げるものであります。

第三点は、年金受取人等の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる旨の規定を設けようとするものであります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の第一点は、郵便貯金の一預金者の貯金総額の制限額の引き

簡易生命保険法の一部を改正する法律

を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。改正の第一点は、保険料計算の基礎を改正して、料金の引き下げをはかったことでありまして、現在簡易保険の保険料計算の基礎として用いております死亡生残表は、昭和五年四月から同十年三月に至る五カ年間の簡易保険経験死亡率を基礎として作成したものであります。戦後における衛生思想の普及及び医薬の目ざましい進歩に伴いまして、最近国民の死亡率が著しく低下いたしました関係上、簡易保険の被保険者の実際の死亡率は予定した死亡率を相当下回って参りまして、昭和二十九年に厚生省が発表した第九回生命表の死亡率に似て参っているものであります。従って従来の死亡生残表をそのまま使用することは実情に沿わないことと相なりますので、今回第九回生命表の男子死亡率を元として作成した死亡生残表を採用することにいたしますとともに、最近における簡易保険資金運用利回りの実績にかんがみまして、予定利率を従来の年三分五厘から年四分に引き上げようとするものであります。

第二点は、保険金の倍額支払条項の改正であります。現在被保険者が不慮の事故等を原因として二カ月以内に死亡したときは、保険金の倍額支払いをすることになっているのでありますが、最近における医薬の進歩は、受傷から死亡までの期間を長びかせる傾向にあるのであります。

第二点は、貯金総額の制限額の引き上げに伴う改正でありまして、積立郵便貯金の一回の預け入れ金額につきましては、その最高金額を現行の四千元から八千円に引き上げ、また定額郵便貯金の預け入れ金額について、現行の八種のうち二百円及び三百円を削り、新たに三万円及び五万円を加えようとするものであります。

第三点は、積立郵便貯金についても、通常郵便貯金及び定額郵便貯金と同様、新たに小切手による預け入れを認めようとするものであります。

最後に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、国民金融公庫または中小企業金融公庫の貸付金の償還をする者の利便をはかるため、現在住宅金融公庫の貸付金の償還金について認められていると同様、特殊郵便振替貯金の取扱いを認めて、一般の料金よりも低廉な料金による取扱いをいたそうとするものであります。

通信委員会における質疑のおもなるものを申し上げますと、まず、簡易生命保険法の一部改正につきましては、「最近国民の死亡率が著しく低下した以上、保険事業は予定より相当多くの剰余金を生ずるはずであるが、この剰余金はいかに処分するか」との質問に



対し、「剰余金は契約者に還元する建前から、利益配当として還付金をふやす方向に持つて行くとともに、さらに別に将来は保険料引き下げに資したい」との答弁があり、また「この剰余金でサービス方面、たとえば保健所、診療所等、国民の福祉、厚生施設に力を注ぐべきではないか」との質問に対しましては、政府は、「被保険者の福利厚生は、保険事業の本質上からも必要と考えるので、むしろ事業費として今後ますます力を注ぎたい」との答弁がありました。また「簡易保険資金運用利回りの予定利率の引き上げは、昨今の金利引き下げの機運のあるとき、かえってこれを引き上げること当局は自信があるのか」という問に対しましては、「戦前よりの実績及び今後の見通しとして、少くとも四分を下回ることは想像できないものと思う」との答弁がありました。

次に、郵便貯金法の一部改正につきましては、「最近郵便貯金の増加進度がにぶっているように聞くが、郵政当局の今後の見通しいかん」との質問に対し、「本年三月及び四月における不成績は一時的なものと思うので、今後大いに努力して、今年目標を達成したい」との答弁がありました。また貯金特別会計の赤字について郵政当局はその原因を再検討し、これが解消に努力するよう要望がありました。その他質疑の詳細につきましては、速記録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、右四法律案を一括して議題に供し、討論に入りましたところ、左藤委員より、「現行の簡易生命保険金の最高制限額は、最近のわが国経済の実情にかんがみ、国民生活の安定、福

祉の増進をはかる上に不十分である。よつて政府は、すみやかにこの制限額を引き上げるよう措置すべきである」との付帯決議を付して、衆議院送付案に賛成する旨の発言があり、永岡委員より、これに賛成の発言がありました。かくて討論を終え、採決の結果、全会一致をもつて左藤委員発議の付帯決議を付し、可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

### ◎郵便年金法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、七法一九)

#### 一、提案理由(四月三十日)

(簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇―法一八)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院通信委員長報告(五月二十六日)

(簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇―法一八)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院通信委員長報告(五月三十一日)

(簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇―法一八)の委員長報告と一括して掲載)



◎郵便貯金法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、七法二〇)

一、提案理由(五月九日)

○松田国務大臣 ただいま議題となりました郵便貯金法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず郵便貯金法の一部を改正する法律案について申し上げますと、この法律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額並びに積立郵便貯金及び定額郵便貯金の預け入れ金額を引き上げるとともに、積立郵便貯金について新たに小切手による預け入れの取扱いをすることによって、預金者の利便をはかり、あわせて貯蓄の増強をはかろうとするものでありまして、その内容は次の通りであります。

第一点は、郵便貯金の一預金者の貯金総額の制限額は、昭和二十七年四月十万円に引き上げられて現在に至ったのでありますが、この金額が現在の物価、国民所得の水準等から見ても低過ぎ、制度の目的達成及び貯蓄の増強に支障を生じておりますので、これを引き上げる必要があると存するのであります。その引き上げの程度は、昭和九年から十一年までを基準とする最近の消費者物価指数及び分配国民所得、郵便貯金の増加高等の指数を根拠として、昭和九年当時の百倍である二十万円に引き上げようとするものであります。

第二点は、貯金総額の制限額の引き上げに伴う改正でありまして、積立郵便貯金の一回の預け入れ金額につきましては、その最高金額を現行の四千元から八千元に引き上げ、また定額郵便貯金の預け入れ金額につきましては、現行の八種のうち二百円及び三百円を削り、新たに三万円及び五万円を加えようとするものであります。

第三点は、郵便貯金の小切手による預け入れは、現在通常郵便貯金及び定額郵便貯金について取り扱われ、積立郵便貯金については取り扱われていないのでありますが、今回の改正が実施されますときは、積立郵便貯金の一回の預け入れ金額は最高八千元に引き上げられますので、小切手による預け入れが予想されること及び定額郵便貯金の局外における預け入れの取扱の実績に照らし、事務取扱の上支障がないと認められることなどの理由により、新たに取扱いをしようとするものであります。

次に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして申し上げますと、この法律案は、国民金融公庫または中小企業金融公庫の貸付金の償還をする者の利便をはかるのが目的でありまして、現在地方公共団体が徴収改す地方税等の徴収金や住宅金融公庫の貸付金の償還金などについて、特殊郵便振替貯金の取扱いをいたしておりますが、これらの公庫の貸付にかかる償還金につきましても、右と同様に一般の料金よりも低廉な料金による取扱いをいたそうとするものであります。

二、衆議院通信委員長報告(五月二十六日)

(簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇一法一八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院通信委員長報告(五月三十一日)

(簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇一法一八)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎競馬法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、一四法二一)(参)

#### 一、提案理由(六月三日)

○江田三郎君 ただいま議題となりました農林水産委員会の提出にかかる競馬法の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。

御承知のように競馬施行者は、勝馬投票券を発売し、その収益によつて畜産の振興、民間の社会福祉事業の振興または地方財政等に寄与することになっておりますが、最近主として地方競馬を対象として、勝馬投票券の購入の取次を業とする者が増加し、その営業所数は、全国を通じて一千数百カ所に上り、取扱金額は数十億円に達していると推定されております。これら馬券取次業者の多くは、単なる取次の名において、いわゆる、のみ行為を行なっておりまして、競馬の健全な施行を損害するのみならず、社会公海上からも閑却できない状態にあると思われのであります。この点につきましては、現行競馬法に、勝馬投票類似の行為をさせて利をはかった者に対する罰則規定がありますが、単なる取次行為の名のもとに、投票類似行為を行う場合には、その立証がきわめて困難なため、取締りの実効が上らない実情であります。かような事情は、かつて競馬と同種の競技である競輪においても見られ、車券取次業者

の弊害、はなはだしいものがりましたが、昭和二十七年六月議員立法によつて、これが禁止措置がとられ、さらにこれにならつて、小型自動車競走及びモーターボート競走についても同様な措置がとられました。ところが、ひとり競馬だけは今日まで放置されておりました。ここにいわゆるのみ行為の不正行為が集中してきたのであります。ここにかんがみ、競馬に対しても、競輪等にとられたと同様な法的措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

しかして、本法案の内容は、すでに自転車競技法においてとられたと同様、現行競馬法に「業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者」に対する罰則規定を設け、これによつて勝馬投票券の購入の取次に伴う、いわゆるのみ屋等の不正及び弊害を防止しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出するに至りました理由及びその内容であります。農林水産委員会におきましては、慎重検討の結果、右は当面きわめて重要な措置であると考へまして、委員会の総意をもつて提出することに決定したものであります。

何とぞ御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院農林水産委員長報告(六月九日)

○綱島正興君 ただいま議題と相なりました、参議院提出、競馬法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

現在、競馬の施行者は馬券を発売し、その収益によつて畜産の振興及び地方財政等に寄与することになっておるのであります。最近主として地方競馬を対象として馬券購入の取次を業とする者が増加したし、しかも、これらのほとんど全部はいわゆるのみ行為を行なっておりますことは天下周知の実事でありまして、検察庁の調査によりまして、去る三月現在で、東京、静岡を筆頭に各地に千数百の業者が蠢動し、年間平均百億円以上を取り扱つておるありさまであります。これを放置いたすにおいては、競馬の健全なる施行を阻害するはもろろん、社会公海上においてもきわめて悪影響をもたらすものと思われのであります。しかるに、のみ行為の禁止は現行法にも規定せられておりますが、検察当局においてもその証拠はなかなかつかみがたく、馬券の取次業そのものを禁止しなれば、のみ屋の防遏は困難な事情にあります。よつて、これと同様の事情が見られた競輪その他同種競技においてもすでに取次業禁止の措置がとられた例にならしまして、この際競馬についても同様の立法措置を講じようとして本案が提出されたのであります。すなわち、業として勝馬投票券の購入の委託を受け、または財産上の利益をはかる目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者は、三年以下の懲役もしくは三十万円以下の罰金に処するといふ罰則規定を競馬法に設け、もつて、のみ行為防遏に万全を期せうとしたものであります。

本案は参議院の提出でありまして、農林水産委員会には六月三日に付託となり、同八日、提案者を代表して参議院農林水産委員長江

競馬法の一部を改正する法律

田三郎君より提案理由の説明を聞きました後、稲富、川俣、助川、大森等の各委員より、場外馬券問題、アラブ馬問題、競馬の平日開催の自粛問題等、現在の競馬が直面している重要問題に関し、提案者並びに政府当局に対して質疑が行われましたが、のみ屋対策の実施は早急を要しますので、競馬に関する一般問題の質疑は後日に譲ることとしたし、本案に対する質疑は一日をもつてこれを打ち切り、討論を省略いたしました。採決を行いましたところ、委員会は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしましたのであります。詳細は速記録に譲ることとしたしまして、大要の御報告を申し上げます。

何とぞ御審議の上、御賛同を賜りたいと存じます。

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。



律案を可決せられますようお願いいたします次第であります。

### ◎ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律 (昭三〇、六、一五法二二)(参)

#### 二、参議院商工委員長報告(五月二十日)

○吉野信次君 ただいま議題になりました法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

#### 一、提案理由(五月十二日)

○國務大臣(石橋湛山君) ただいま上程せられましたニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案の提案理由を御説明いたします。

政府は、昭和二十六年、朝鮮動乱の勃発による世界的なニッケルの不足に対処し、国内におけるニッケルの増産をはかるべく、同年六月、ニッケル製錬事業助成臨時措置法の制定を待つて、同法の助成を受ける事業者を指定し、指定業者が不測の事態によってこうむる損失に対し一定額を限度として国家補償を行うこと等を内容とした育成に乗り出したのでありますが、その後、わが国におけるニッケルの生産は、年を追って順調な伸張を示し、同法の目的としたニッケルの増産は、今日において完全に達成されるところに、品質的にも国際水準に比し何ら遜色のない純良な製品が生産され、また最近では西欧諸国の旺盛な需要にこたえ、多量の国産ニッケルを輸出する等わが国のニッケル製錬事業は、今後同法の助成を待つことなく自立し得る見通しがつきましたので、ここに同法を廃止することにいたしましたと考えます。

以上の趣旨をおくみ取りいただきまして、慎重御審議の上、本法

度におきましては五百九十三万ドルの多額のものを外国に輸出している、こういう状況でございます。こういうわけでございまして、せっかくこの法律で住友金属鉱山を指定いたしましたけれども、実質においては、国家補償を行うことなくして、法律所定の目的を達したのでございまして、住友金属鉱山に対しまして、二十八年九月にすでにその指定を解除しておりますので、従いまして、この法律は、もはや必要がない状態でございますから、今回この法律を廃止せんとするのがただいま議題になっております法律案でございます。

商工委員会におきましては、若干の質問もございましたが、これは速記録によって御了承を願いたいと思えます。いろいろ御審議の結果、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

#### 三、衆議院商工委員長報告(五月二十六日)

(自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇一法一六)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎船舶積量測定法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、一五法二三)(参)

#### 一、提案理由(五月十九日)

○政府委員(河野金昇君) 船舶積量測定法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

船舶の純積量を算定するに当っては、現行の船舶積量測定法によりますと、機関室等の積量を総積量から控除することになっておりますが、この機関室の控除積量は、機関室の積量と総積量との割合が一定の比率以下になりますと急に小さくなり、従つて、純積量が急に大きくなって、はなはだしく均衡を失するようになつてくるのであります。

最近の船舶は、技術の進歩によつて推進機関が次第に小型化してきてきたので、機関室の積量が前に述べました一定の比率以下になり、純積量が急に大きくなる船舶が著しく増加して参つたのであります。この不合理をなくするためには、機関室の積量が前に述べました一定の比率以下になる場合に、この機関室の控除積量が急に小さくならないような規定に改める必要があります。これがこの法律案を提案いたしました理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

#### 二、参議院運輸委員長報告(六月三日)

○加藤シヅエ君 ただいま議題となりました船舶積量測定法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

船舶積量測定法は船舶の積量を定める基礎法でありまして、この改正案の内容を簡単に申し上げますと、船用機関の技術的発達による船用機関の小型化に伴ひまして、船舶の機関室の積量と船舶の総積量との割合が百分の十三以下の船舶が著しく増加して参つておりますが、現行法におけるこの種船舶についての純積量の算定方法の定めが、より大型の機関の船舶、すなわち前述の割合を超える船舶の場合に比し、著しく均衡を失しておりました、その結果噸税、つまり船舶のトン数に依じてかける税金の賦課等の場合におきまして、不公平な結果になっておりますので、かかる船舶についての純積量の算定方法を均衡のとれたものに改めようとするのでございませう。

質疑の過程におきまして明らかになりましたおもな事柄を申し上げますと、その一は、英国ではこの改正案と同様な改正について、すでに関係国政府の同意を受け、昨年七月より実施しており、その他の諸外国においても、同様の趣旨の法律改正を取り運び中であること。その二は、わが国がこの改正を実施しても、船舶の積量測定方法については、関係諸国との間に互認協定を結んでいるから不都合は生じないということ。その三は、この改正案によると、日本船舶が

ら徴収する噸税収入は年間約二百五十万円減少するが、日本船舶が外国に支払う噸税は約千四百五十万円減少する見込みであることなどでございます。

討論省略の上、採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致をもつて決定いたしました次第でございます。

#### 三、衆議院運輸委員長報告(六月九日)

○原健三郎君 ただいま議題となりました二法案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、船舶積量測定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、現行法では、船舶の純積量を算定するに当り、機関室の積量を総積量から控除することになっておりますが、この控除積量は機関室の積量と総積量との割合が一定の比率以下になりますと急に小さくなり、はなはだしく均衡を失することになっております。

よつて、かかる不均衡を是正するため所要の改正を行おうとするものであります。

本法案は去る五月十六日予備審査のため本委員会に付託され、同月二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、六月三日本付託され、同月六日質疑に入りましたが、何らの発言もなく、討論を省略し直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて政府原案通り可決した次第であります。

船舶積量測定法の一部を改正する法律

次に、道路運送車両法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、道路運送車両法実施後の実情にかんがみ、行政の簡素化をはかることを目的とするもので、その要旨は次の通りであります。

第一は、自動車の登録事項から原動機番号を削除し、原動機の型式を追加したことあります。第二は、営業用旅客自動車で、整備の状態が良好であり、かつ車齢、走行距離等が法令で定める基準に適合するものについては、現在九カ月となっております検査証の有効期間を一カ年まで伸長することができるようにいたしましたことあります。第三は、自動車の登録、検査及び警備に関する諸規定を改正したことあります。

本法案は本月六日本委員会に付託され、直ちに政府より提案理由の説明を聴取し、七日質疑に入りましたが、格別の発言もなく、次いで討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて本法案は政府原案の通り可決いたしました。

以上、二法案について御報告申し上げます。



◎臨時通貨法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、二〇法二四)

一、提案理由(五月十日)

(農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇—法四九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(六月九日)

(農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇—法四九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(六月十五日)

(農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇—法四九)の委員長報告と一括して掲載)

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、八、六法二五)(参)

一、提案理由(六月九日)

○国務大臣(花村四郎君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を加えようとするものであります。以下簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称は、その大部分が所在地の市町村の名称を冠しております関係上、市町村の廃置分合またはその名称変更に伴い、簡易裁判所の名称もまたこれを改める必要がありますので、神奈川県津久井郡津久井町の設置に伴い、神奈川県中野簡易裁判所の名称を津久井簡易裁判所と改めるのを始めといたしまして、合計三十三の簡易裁判所の名称を変更しようとするものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、裁判所の管轄区域は、行政区画またはこれに準ずべき区域を基準として定められております関係上、市町村の廃置分合等に伴い、関係簡

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

易裁判所の管轄区域に変更を加える必要がありますので、春日部市の設置に伴い、大宮簡易裁判所の管轄に属する埼玉県南埼玉郡旧豊春村の区域を越ヶ谷簡易裁判所の管轄に変更するのを始めといたしまして、合計百三の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。すなわち、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行うとするものであります。

なお、以上説明いたしました簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更につきましては、いずれも、地元市町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんしゃくし、最高裁判所とも協議の上決定したものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。御承知のように、最近、町村合併促進法の施行等に伴い、町村の合併等が全国的に行われております関係上、この法律案における改正箇所もかなり多数に上っておりますが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、ただいま議題となりました出入国管理令の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

まず、出入国管理令第五十四条の改正について申し上げます。出入国管理令に定める退去強制事由に該当するため違反の審査を受け、またはその結果国外に強制退去を命ぜられた外国人は、一定の



収容施設にその身柄を収容することになっておりますが、疾病その他特別の事情により収容を継続することが適当でない場合には、確実な身元引受人にその身元を引き受けさせ、かつ、一定の金額の保証金を納付させて、仮放免を許可することになっております。この保証金の額は法務省令で千円以上三十万円以下と定められておりますが、最近、収容が長期にわたり、かつ、違反の内容も比較的軽微であつて、仮放免をしてもよいと思われるにもかかわらず、適当な身元引受人がない等のため、保証金を納付することができない者が相当あるのであります。そこで、これらの者については、保護団体等に保証金を納付させてその身柄を引き受けさせた上で、仮放免を許可してはいるのであります。この際、保証書をもつて保証金にかえることを許し、もつて仮放免手続の円滑な運営を期したいと存するのであります。

なお、第五十五条第三項の改正は、右に伴う字句の整理であります。

次に、附則第二項について申し上げます。昭和二十七年四月二十八日平和条約が発効いたしましたとき、終戦前から引き続き在留する朝鮮人および台湾人並びにこれらのものの子で終戦後から平和条約発効の日までに生れたものにつきましては、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百二十六号)第二条第六項によりま

の進捗状況等をにらみ合わせて、その時期がきたときに、あらためて措置いたしたいと考えておる次第であります。

以上この法律案の提案理由を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

## 二、参議院法務委員長報告(六月二十二日)

○成瀬幡治君 ただいま上程になりました、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果につき御報告申し上げます。

この法律案は、最近町村合併促進法の施行等による町村の廃置分合等が全国的に行われておりますので、それに伴つて、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を加えようとするものであります。その改正の要点は、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更と同法別表の整理であります。

すなわち第一に、簡易裁判所の名称は、従来その大部分が所在地の市町村の名称を冠しております関係上、市町村の廃置分合またはその名称変更に伴い、簡易裁判所の名称もまたこれを改める必要がおりますので、神奈川県津久井郡津久井町の設置に伴い、神奈川県中野簡易裁判所の名称を津久井簡易裁判所と改めるのを初めといたしまして、合計三十三の簡易裁判所の名称を変更しようとするものであります。

第二に、簡易裁判所の管轄区域については、従来行政区画または

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

て、目下のところ出入国管理令に定める正規の在留資格を有しないままに本邦に在留することが許されているのであります。これらの朝鮮人および台湾人の子で平和条約発効後に生れた者は、出生の際に特別の在留資格が与えられ、その期間は、三年と定められているのであります。そこで、平和条約発効後三年目に当る本年四月二十八日以降は、それらの子は、あらためて在留期間の更新をする必要があるわけであり、事実上その必要が生ずる時期は、来る七月以降となっております。ところが、出入国管理令第六十七条の規定によりますと、外国人が在留期間更新の許可を受けました場合には、手数料として一件につき千円を納めなければならぬのであります。ただいま申し上げました子供の保護者たちは、前にも申し述べました通り、永年日本に居住し、正規の在留資格を持たないままに在留を許されている者で、大部分が貧困者と申してよく、強いてこの手数料を納めさせようとしたら、かえつて在留期間の更新を渋る結果となり、ために不法残留者が続出するおそれが多分にあるのであります。

そこで、政府としましては、これらの事情及びこれらの者とわが国との特殊関係を考慮いたしまして、政令で定める日までは、その手数料を取らずに在留期間の更新ができるようにいたしたいと存するのであります。しかし、その政令の内容といたしましては、とりあえず、平和条約発効後一年の間に在留資格を取得した子供たちの在留期間更新について手数料を取らないこととし、その後、在留資格を取得した子供たちの在留期間の更新については、日韓会谈

これに準ずべき区域を基準として定められております関係上、市町村の廃置分合等に伴い、関係簡易裁判所の管轄区域に変更を加える必要が生じたので、春日部市の設置に伴い、大宮簡易裁判所の管轄に属する埼玉県南埼玉郡旧豊春村の区域を越ヶ谷簡易裁判所の管轄に変更するのを初めといたしまして、合計百三の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。

第三に、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表については、当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

以上が本法律案の改正の要点であります。委員会におきましては、中山委員より法務省及び最高裁判所当局に対して、「簡易裁判所の廃置分合についての根本的計画、交通事件即決裁判事件を取り扱う簡易裁判所の問題、設置後現在に及んでもなお未開庁のままである簡易裁判所の処置、及び裁判官の欠員のままである簡易裁判所の充員対策」について質疑がなされ、関係当局よりこれに対して、「簡易裁判所については先に事物管轄が拡張せられ、同時に民事事件を取り扱わないものも生じたので、その廃合については根本的に検討したい。交通即決裁判事件を取り扱う簡易裁判所としては、東京、大阪のような大都市に限り特別のものを置く方針である。未開庁の簡易裁判所については、その主たる原因は適切な庁舎の敷地が得られないのにあるが、その開庁に努力する。簡易裁判所の欠員については、現在四十九名の欠員があるが、本年中来春までには全部補充の予定であるから、これにより解決の見込



みである」旨の答弁がありました。  
かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に御発言もなく、直ちに採決に入り、全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。

### 三、衆議院法務委員長報告(六月二十三日)

○世耕弘一君 たいま議題となりました出入国管理令の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、出入国管理令の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

この法律案の改正点は二点ありまして、第一は、強制退去を命ぜられ收容されておる外国人を仮放免する場合には千円以上三十万円以下の保証金を納めさせておりますが、最近、收容が長期にわたり、かつ違反の内容も比較的軽微であつて、仮放免をしてもよいと思われるにもかかわらず、適当な身元引受人がない等のため、保証金を納付することができないものが相当あるのであります。そこで、これらの者につきまして、保護団体等の保証書をもって保証金にかえることを許し、もつて仮放免手続の円滑な運営を期したいとするのであります。

第二は、終戦前から引き続き在留する朝鮮人及び台湾人並びに

これらの者の子で終戦後から平和条約発効の日までに生まれた者については、現在出入国管理令に定める正規の在留資格を有しないままで本邦に在留することを許しているのでありますが、これらの朝鮮人及び台湾人の子で平和条約発効後一年の間に在留資格を取得した子供たちの在留期間更新については、政令で定める日まで千円の手数料を免除しようとするのであります。これによつて不法残留者の続出を防ごうとするものであります。

さて、委員会における審議のうち、おもなる質疑を申し上げますと、保護団体とはどんなものをさすのかとの質問に対し、政府より、政治色を帯びないもので、社会的に信頼のできる保護団体であつて、現在実績を持っているものには善隣厚生会がある旨の答弁がありました。また、今回の改正により手数料を免除される者はどのくらいあるかとの質問に対し、今年度の該当者は約八千人である旨の答弁がありました。

かくて、質疑を終了し、討論省略の上採決いたしましたところ、全会一致をもって出入国管理令の一部を改正する法律案は政府原案の通り可決せられた次第であります。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の要旨は次の三点であります。

第一は、市町村の廃置分合等に伴ひまして、三十三の簡易裁判所の庁名を改称しようとするものであります。

第二は、市町村その他の行政区画の変更に伴ひまして、合計百三

の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするのであります。

第三は、従前の市町村の一部合併または分離に伴ひ、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更等あつたものについて、この法律の別表を改正しようとするものであります。

法務委員会におきましては、これら管轄区域の変更は一般国民の利害と密接な関係があるが、いかなる方法で変更の決定をするのかとの質問がありました。これに対して、いずれも地元市町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんしゃくし、最高裁判所とも協議の上決定する旨、政府の答弁がありました。また、今回の改正案の内容は例年に比し特に膨大であり、これは町村合併の促進に基づくものと思ふが、無理な合併をそのまま本案の内容に織り込んで、地元住民に不満の念を抱かせるようなことはないかとの質問に対して、政府より、この点は慎重に考慮し、地元民の意向を十二分に聴取して処置した旨の答弁がありました。

かくて、質疑を終了し、討論省略の上採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。



### ◎道路運送車両法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、二八法二六)

#### 一、提案理由(六月六日)

○河野(金)政府委員 最近における自動車の発達はきわめて顕著でありまして、本法制定当時は三十数万台でありましたが、近々の四年間において百三十万両をこえるに至りました。これに伴い自動車の登録、検査に関する事務もますます増加の一途をたどっております。しかるに一方、定員及び予算は、国家財政の現状からして、車両数の増加に比例してこれを増加するというわけにも参りませんので、このように急激に増加する事務を処理していくためには、業務の重点を保安確保に集約し、複雑な手続等の事務を極力簡素化、合理化し、行政の能率化をはかる必要があるであります。

次に、改正案の骨子について御説明いたします。第一は、自動車の登録事項から原動機番号を削除し、原動機の型式を追加いたしました。原動機は常に良好な状態に整備をして置かなければならないので、整備の際に載せかえられる機会が多く、そのつど変更登録の手続を必要としますので、その煩を省略しようとするものであります。ただ原動機の型式が変わりますと、車両の性能も変つて参りますので、原動機の型式は登録事項としたわけであります。

第二は、営業用旅客自動車の検査証の有効期間は、現在九カ月と

されておりますが、最近車両の需給状況が好転し、かつその整備状態も向上して参りましたので、整備の状態が著しく良好であり、かつ車齢、走行距離等が政令で定める基準に適合するものについては、その有効期間を一カ年の範囲内で伸長することができるよういたしました。なお参考までに申し上げますと、家用旅客自動車にあつては二カ年、貨物自動車については営業用、家用ともに一カ年の検査証の有効期間を規定してあります。

第三は、冒頭に申し上げまして目的に沿うように自動車の登録、検査及び整備に関する諸規定を整理いたしました。

以上によりまして、改正法案の提出理由についての御説明を終りますが、年々増加する車両数に伴う事務量の増加に対処していくためには、ぜひとも法律の改正を必要とすると考えられますので、何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。

#### 二、衆議院運輸委員長報告(六月九日)

(船舶積量測定法の一部を改正する法律(昭三〇一法二三)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院運輸委員長報告(六月二十二日)

○加藤シヅエ君 ただいま上程になりました道路運送車両法の一部を改正する法律案つきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

本法律案は、最近における自動車の発達がきわめて顕著でありまして、本法が制定されました昭和二十六年当時は三十数万両でありましたが、現在は百三十万両に及び、さらに増加の一途をたどっておりますので、これに伴いまして、当然に自動車の登録、検査に関する事務も増加しておりますが、他方予算及び定員は、車両の増加に比例して増加し得ない現状にありますので、増加してゆく事務を円滑に処理するため、複雑な手続等の事務を簡素化、合理化して、行政の能率化をはかろうとするものであります。

次に、本改正案の主なる点を申し上げますと、第一は自動車の登録関係でありまして、自動車の登録事項から自動車の形状、自動車検査証番号及び原動機付番号を削除し、原動機の型式を追加したことあります。

第二は、自動車の検査に関することでありまして、営業用旅客自動車の検査証の有効期間を、整備がよく、かつ車令、走行距離等が基準に適合するものについては、一カ年の範囲内で伸長することができるようにいたします。その他、若干、自動車の登録、検査及び整備に関する規定の整理を行なつております。

委員会におきましては将来における自動車の増加を見込み、自動車の登録、検査事務に携わる職員の定員、予算等につき、政府に対し若干の質疑がなされましたほか、格別の質疑もなく、質疑を終り、討論に入りましたところ、討論省略の動議があり、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

道路運送車両法の一部を改正する法律



◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、二九法二七)

一、提案理由(五月九日)

(郵便貯金法の一部を改正する法律(昭三〇―法二〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院通信委員長報告(五月二十六日)

(簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇―法一八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院通信委員長報告(五月三十一日)

(簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭三〇―法一八)の委員長報告と一括して掲載)

◎商法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、三〇法二八)

一、提案理由(五月十一日)

○小泉政府委員 大臣が予算委員会に出ておられますので私から御説明申し上げます。  
商法の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。

商法につきましては、昭和二十五年法律第六十七号をもつて会社編を中心とする改正が行われたのでありますが、この改正は占領下において早急に行われた関係上、わが国の経済界の実情に対する考慮が十分でなかつたうらみがあり、実施後間もなく経済界の各方面から再改正を要望する声が出て参つたのであります。そこで、政府は、商法の改正について検討する必要があると認めまして、昨年七月六日法制審議会に対し商法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたいという諮問を發するとともに、商法の改正について調査研究に努力して参つたのであります。同審議会においては、現在なお審議を継続しているものであります。会社編の一部につきましては、緊急に改正を要するものと認めまして、その部分については、本年三月二十五日同審議会の答申を見たのであります。

商法の一部を改正する法律

この法律案は、右に申し述べました法制審議会の答申を基礎として立案したものであります。

この法律案の中心をなすものは、新株引受権に関する規定の改正であります。まず株主の新株引受権について申し上げますと、現行商法においては、株主の新株引受権に関する事項は、定款の絶対的記載事項となっており、また、会社が發行する株式の総数の増加についても、その効力発生要件となっており、その結果、株主の新株引受権に関する定款の定めが不備であります。その原始定款または定款変更全部が無効となり、ひいては会社の設立または新株發行の効力にも影響することとなるのであります。しかしながら株主の新株引受権に関する事項をかくように厳格なものとすることは、必ずしもその必要がないばかりでなく、現行法の規定には、解釈上疑義が多く、定款作成について実務上幾多の混乱を招いたことは、御承知の通りでありまして、経済界においてもござつてこの改正を強く要望しており、新株引受権に関する事項を定款の絶対的記載事項から削除することには学界においても全く異論のないところであり、この法律案におきましては、これを定款の絶対的記載事項でないことにいたしました。

しかし株主が新株引受権を自己の手に保留することを欲するならば、定款にその定めをすることができるのであります。いわゆる定款の相対的記載事項ということになり、たゞその定めが不備であります。定款の他の規定や、会社の設立、新株發行の効力には影響がないことなるのであります。そのほかこの法律案におき



ましては、株主の新株引受権に關し定款に定めがない場合には、新株發行に關する取締役会の決議によつてこれを定めることができるものとした。これによつて、授權資本制度の本旨とする新株發行による資本調達機動性を最もよく發揮し得ることになると考へるのであります。

株主に新株引受権を与える場合には、取締役会の決議によるものとしたとしても、少しも弊害はないのであります。株主以外の者に新株引受権を与える場合には、これを取締役会の決議によるものとしたしますと、取締役会がその権限を乱用して不当に新株引受権を縁故者等に付与し、その結果株主の利益を害するおそれがあります。さりとて、株主以外の者に新株引受権を与えることを全く許さないこととしたしますと、資金調達上不便な場合も生じますので、この法律案におきましては、株主以外の者に新株引受権を与えるについては、取締役会の決議のみによらず、株主総会の特別決議をもつて、その新株引受権の目的となる株式の額面、無額面の別、種類、数及び最低發行価額を定めなければならないものとしたのであります。更に、その決議の効力が長く存続してもよいということにしますと、再び現行商法のもとにおけるような弊害を生ずるおそれがありますので、その決議は、決議後最初に發行する新株で、その日から六カ月内に払い込みをしなければならぬ新株についてだけ効力を有するものとしたしました。

次に、株主に新株引受権を与えるにつきましては、その割当株式につき一株に満たない端数、いわゆる端株を生ずる場合があります

が、この端株の処置については従来説が分れておりますので、これを立法的に解決することとし、新株發行事務処理の迅速をはかることを考慮しまして、端株は切り捨ててよいことにいたしました。また、株主に新株を割り当てる場合には、通常いゆる割当日を定め、現行商法には、これに關する明確な規定がありませんので、規定を新設し、名義書換を終つていない株主を保護するため、株主が新株引受権を有すべき場合には、必ず割当日を定め、これをその日の二週間前に公告しなければならないものとし、もしその日が株主名簿の閉鎖期間中であるときには、その期間の初日の二週間前に公告しなければならないものとした。さらに、新株引受権を有する者に対する失権予告付の通知または公告は、現行商法においては、申込期日の三十日前にしなければならぬことになつておりますが、これを二週間前にすればよいことに改めました。これも新株發行の事務の迅速をはかることを考慮したものであります。

新株引受権以外の点につきましては、現行商法の下において生ずる会社の事務処理の不便を除いてその便宜をはかり、その他現行商法の若干の規定の不便な点を改めてあります。これらを列挙いたしますと、株式申込証、社債申込証または転換株式もしくは転換社債の転換請求書は、現行商法においては二通作成することになつてゐるのを一通で足りるものとしたこと、株主名簿の閉鎖または基準日の設定は、現行商法によれば、定款にその旨の定めのあることを必要としてゐるのを、定款に規定がなくてもなし得るものとし、株主

名簿の閉鎖期間及び基準日と株主等の権利を行使すべき日との間がそれぞれ六十日となつてゐるのを二カ月に改め、これらを臨時に定める場合の公告を三十日前にしなければならぬのを二週間前にすればよいこととしたこと、少数株主の株主総会の招集は、現行商法においては、その請求があつた後二週間内に總會招集の通知が發せられないときには、裁判所の許可を得てみずからなし得ることになつてゐるのを、その請求があつた後遅滞なく總會招集は、現行商法においては、その請求があつた後二週間内に總會招集の手続がなされないとき、または、その請求があつた後おそくとも六週間内に總會が開かれるような手続がなされないときに、裁判所の許可を得て少数株主みずからなし得るものとしたこと等であります。

以上がこの法律案における商法の改正の主要点であります。この法律案は、なおそのほかに、この法律施行によつて生ずる経過措置を定めましたが、特に新株引受権に關しては、混乱を生じないように若干の規定を設けたのであります。

さきに述べましたように、現行商法においては、株主の新株引受権に關する定款の定めが不備でありますと会社の設立、新株の發行、定款の他の規定等はすべて無効となるのであります。一部の極端な説に従えば、現存する株式会社の大半がこれに該当することになります。この法律案は、まさにこのような現行商法の欠陥を是正しようとするものでありますから、この法律の趣旨を、この改正法律施行後において実施するのみならず、この改正法律施行前に定めた新株引受権に關する定款の不備がある場合にも及ぼす

のでなければ、徹底を欠くこととなります。そこで、このような定款の規定の不備は、会社の設立、合併、組織変更、新株發行、定款の他の規定の効力には影響を及ぼさないものとしたのであります。

もつとも、株主の新株引受権に關する定款の規定そのものの効力は、現行商法の認める範囲において、そのまま維持させることにし、ただ、この規定を廃止または変更することができぬかについて疑義を生ずるおそれもあるかと考えまして、その点を立法上明らかにいたしました。しかし、株主以外の者の新株引受権については、前述のように、株主総会の特別決議を必要とすることにいたしましたので、現行商法の下において定めた定款の定めは、ほとんど意味がなくなるのみならず、疑義を生ずるおそれもありますので、この改正法律施行後は、すでに申し込みのあつたものを除き、すべて効力を失わしめることにしたのであります。

さらに、この法律案では、非訟事件手続法及び会社更生法の一部を改正してあります。これらは、以上述べました商法の改正に伴い關係規定に所要の整理を加えたものであります。

以上がこの法律案の提案理由の概要であります。なにとぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。



## 二、衆議院法務委員長報告(六月十七日)

○世耕弘一君 たいま議題となりました商法の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のように、去る昭和二十五年第七回国会において行われましした商法中株式会社編の大改正は、わが国経済の復興に資するため、資金調達の機動性發揮を目的とし、授權資本制度並びに投資家たる株主の保護施策を思い切つて採用したものであります。占領下において早急に行われたという特殊事情もありまして、わが国経済社会の実情に沿わないうらみがあり、これを是正せんとする産業経済界の要望にこたえて、今回の改正案が提出せられたのであります。

この法律案の中心をなすものは、新株引受権に関する規定の改正であります。すなわち、新株引受権に関する事項を定款の絶対的記載事項からはずし、また、株主以外の者に新株引受権を与えるには、取締役会の決議のみによらず、株主総会の特別決議をもって、その者に与うべき株式の額面、無額面の別、種類、数及び最低価格を定めなければならないものとしたのであります。さらに、この場合においては、特にその者に対し新株引受権を与えなければならぬ理由の開示あることを要するものとしたのであります。以上の改正によりまして、定款の有効、無効、ひいては会社設立の有効、無効、さらに新株発行の有効、無効等、現行法上生ずる解釈の疑義な

す。  
右、御報告申し上げます。

## 三、参議院法務委員長報告(六月二十七日)

○成瀬幡治君 たいま上程されました商法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行商法の改正について、種々論議がありますが、会社編につきましては、御承知のように昭和二十五年に大幅の改正がございました。しかし、占領中のことでもあり、急速に英米法的な觀念が取り入れられましたうちに、わが国の経済の実情に沿わぬうらみのあるものもあり、実施後間もなく、経済界各方面から再改正を要望する声が上がっていたのであります。そこで政府としましては、これらの実情を勘案し、さしあたって新株の引受権等に関する規定等を整備することは緊急を要するものと認め、本法案を提出してきた次第であります。従つて今回の改正事項は、商法会社編中の一部に限られておりますが、以下、改正案の主要点を申し上げます。

現行法では、株主の新株引受権に関する事項は、定款の絶対的記載事項となっておりますが、今回の改正案では、これを定款の絶対的記載事項から削ることいたしました。これは、この絶対的の規定がありますため、定款の定め不備があった場合、その原始定款または定款変更の全部が無効となり、ひいては会社の設立の効力等にも影響を及ぼすおそれがあり、この点について現行法の他の規定

商法の一部を改正する法律

いしは混乱を解消し得るとともに、取締役会が権限を乱用して不当に新株引受権を縁故者に与える等、株主の利益を阻害する弊害を除去することができるといふのであります。

その他、会社の事務処理上の不便を除くため若干の点を改正いたしております。

さて、委員会におきましては、今回の改正が経済界に及ぼす影響の重大性にかんがみまして、まず、経済界並びに学識経験者より参考意見を聴取し、終始、真摯活発なる審議を重ねました。質疑の詳細につきましては会議録に譲りたいと存じますが、おもなるものを申し上げますと、株主以外の者に新株引受権を与える場合、特別決議をもって与える必要の理由開示を要するものとした点についてであります。必要理由の開示方法いかん、また、この開示なくして引受権を与えた場合、新株発行の効力いかんとの質問に対し、政府より、株式の数、価格等を明示して、与える者の範囲とその必要性を具体的に開示すれば足りる、また、開示がなされなかつた場合でも、新株の発行は有効と思う、ただし、理由が開示されないときは決議取り消しの理由となり、取締役行為の差しとめ請求、不正発行の責任、公募額との差額追徴請求、さらに取締役解任請求の問題等が起り得ると思う旨の答弁がありました。

しかして、今回の改正案は、おおむねわが国経済の実情に適合し、法体系の上からも是認せらるべきものであることが明らかとなりましたので、質疑終了の上、六月十七日、討論省略、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

との関係においても、解釈上の疑義を生じ、実務上にも若干の混乱をもたらししている現状を改めて、実業界の要望に沿わんとするものであります。

かように新株引受権に関する事項を定款の絶対的記載事項から除きますが、株主が新株引受権を自己の手に保留することを欲するならば、定款にその定めをすることができるのであります。ただ定款の相対的記載事項となりますために、たとえその定め不備がありまして、定款の他の規定や会社の設立、新株発行の効力には影響がないこととなります。また、もし定款に新株引受権に関して何ができるものとした場合には、取締役会の決議によってこれを定めることができるものとなりました。これらによって授權資本制度の本旨とする新株発行による資本調達の機動性を發揮し得ることになる次第であります。株主以外の者に対して、この新株引受権を与える場合には、取締役会の決議のみによらず株主総会の特別決議による承認を必要とすることにいたしました。この場合には、株主総会の特別決議によって、その者に与えるべき株式の額面、無額面の別、数、発行価額、発行の時期等が定められなければならないことになっております。ただこの決議の効力を、最初に発行する新株で、その日から六カ月内に払い込みをしなければならぬ新株の発行についてだけあるものとし、この決議の効力をただ長く存続させることによる現行商法下の弊害を生ずるおそれを除くことにいたしました。

さらにこの新株引受権に關しましては、株主に新株を割り当てるに當つて生じた、いわゆる端株は切り捨てることのできることに、及



びいわゆる割当日は、取締役会の決議をもって定め、これをその日の二週間前に公告すること、並びに新株の引受権を有する者に対する失権予告付の通知または公告は、二週間にすればよいことに改めておりましたが、これらの改正によって新株発行の事務の迅速化が期待されるのであります。

その他本法案では、現行商法とは異なつて、株式申込証、社債申込証等は、一通作成すれば足りること、株主名簿の閉鎖または基準日は、定款に規定がなくても取締役会の決議をもって定め得ること、またこれを臨時に定める場合の公告は、二週間前にすればよいこと、少数株主の株主総会の招集は、その請求のあった後遅滞なく招集がなされないときは、裁判所の許可を得てみずからすることができると改めておりますが、かく改めることによつて、会社の事務処理上の不便さは除かれるのであります。

なお本法案では、施行期日を本年七月一日と定めてありますが、付則によつて、この法律施行によつて生ずる経過措置を定め、特に新株引受権に関して混乱を生じないようにしてあります。すなわちこの施行期日前に定めた株主の新株引受権に関する定款の規定に不備がある場合も、会社の設立、合併、組織変更、新株発行等定款の他の規定の効力に影響を及ぼさないこととしました。もつとも新株引受権に関する定款の規定そのものの効力は維持できると、ただしこの規定は、廃止または変更できると定めてあります。しかし株主以外の者の新株引受権については、この改正法律の実施後は、すでに申込みのあったものを除いてすべて効力を失わし

めてあります。  
以上が本改正案の主要点であります。当委員会におきましては、本法案の内容にかんがみ、公聴会を開き、公述人から各界の意見を聴取するかたわら、政府委員に対しても各委員より熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録に譲ることといたします。

かくて討論を省略しまして採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、三〇法二九)

一、提案理由(五月二十四日)

○川島國務大臣 たいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和三十年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行いますとともに、業務の廃止及び減少に伴う余剰定員の縮減を行ひまして、行政機関全級の定員の適正化をはかるうとするものであります。

次に、法律案の内容について申し上げますれば、  
第一に、今回の改正によりまして、第二条第一項の表における各行政機関職員の定員の合計六十三万二千三百十三人に対して六千三百三十六人の増加を行うとともに、二千三百七十七人の縮減を行い、差引四千九十九人を増加いたしました。結局合計六十三万六千三百三十二人となりました。増員及び減員の内容の詳細につきましては、それぞれ各省庁から御説明いたしますが、そのおもなものについて申し上げますれば、増員のおもなものとしては、文部省国立学校の学年進行、学部、学科の増設によるもの七百五十八人、厚生省国立結核療養所及びびらい療養所の増床によるもの五百九

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

十六人、郵政省の郵便取扱業務量及び電話業務量の増加によるもの三千二百七十一人等でありまして、いずれも現業的業務の増加に伴う必要やむを得ないものであります。減員のおもなものとしては、大蔵省国税庁のしやし織維品消費税関係に予定いたしておりました未使用の定員六百八十人、郵政省の電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの四百人、建設省の營繕関係業務量の減少によるもの二百二十人等であります。

なお、奄美群島の復帰に伴い、各行政機関の現地における機関が引き続きいた職員は、従来「奄美群島の復帰に伴う琉球政府の職員引継ぎの暫定措置等に関する政令」で規定しておりましたが、右の職員の定員に関する限り暫定措置も終了いたしましたので、今回の改正を機としてこの定員七百三十七人を、この法律の定員に合併して規定することといたしました。

第二に、総理府本府、警察庁、大蔵省、文部省、通商産業省及び建設省につきましては、事務の縮小等に若干の期間を必要とするものでありますので、それらの事情を考慮の上必見な員数の定員を、昭和三十年七月一日から一カ月ないし九カ月の間、経過的に附則で新定員に附加することといたしました。

第三に、調達庁、文部省及び厚生省の職員であつて、昭和二十九年年度において決定されました人員整理の年次計画によりまして、昭和三十年以降同三十二年間にわたる定員の縮減によって整理されるものにつきましては、その実施を一層円滑にするために、整理される職員の申し出に基いてこれを指名いたしましたして、定員の外に置



くことができることといたしました。この場合、定員の外に置くことができる期間は、十月以内で政令で定めることにいたしております。指名された職員は、その期間中職務に従事しませんが、これらの者には本俸、扶養手当及び勤務地手当を支給することとし、かつ、恩給法及び国家公務員等退職手当暫定措置法の適用につきましても、職務に従事するものとみなして取り扱うようにいたします。

この改正法律は七月一日から施行することといたしておりますが、職員を指名して定員の外に置く関係規定は、公布の日から施行することといたしております。

以上がこの改正法律案の主要なる内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

### 二、衆議院内閣委員長報告(六月二十三日)

(会計検査院法の一部を改正する法律(昭三〇一法一一〇)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院内閣委員長報告(六月三十日)

○新谷寅三郎君 たいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、今回の改正によりまして、各行政機関職員の現在定員の合計六十三

万二千三百十三人に対しまして、新たに六千三百三十六人の増加を行うとともに、二千三百十七人の縮減を行い、差引四千九十九人を増加いたしました。結局定員の合計は六十三万六千三百三十二人となるのでありまして、増員のおもなものは、文部省国立学校の学年進行、学部、学科の増設によるもの七百五十八人、厚生省国立結核療養所及びらい療養所の増床によるもの五百九十六人、郵政省の郵便取扱業務量及び電話業務量の増加によるもの三千二百七十一人等でありまして、いずれも現業的業務の増加に伴うものであります。また減員のおもなものは、大蔵省、国税庁のしやし織維品消費税関係に予定されておりました未使用の定員六百八十人、郵政省の電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの四百人、建設省の営繕関係業務量の減少によるもの二百二十人等であります。なお、奄美群島の復帰に伴い各行政機関の現地における機関が引き続きいた職員は、従来「奄美群島の復帰に伴う琉球政府の職員の引継の暫定措置に関する政令」で規定しておりましたが、右の職員の定員に関する限り暫定措置も終了いたしましたので、今回の改正を機として、この定員七百三十七人をこの法律の定員に合併して規定することとされております。

その第二点は、総理府本府、警察庁、大蔵省、文部省、通商産業省及び建設省につきましては、事務の縮小等に若干の期間を必要とするものがありますので、それらの事情を考慮の上、必要な員数の定員を昭和三十年七月一日から一カ月ないし九カ月の間、経過的に付則で新定員に付加することとされております。

その第三点は、調達庁、文部省及び厚生省の職員であつて、昭和二十九年において決定されました人員整理の年次計画によりまして、昭和三十年以降同三十二年にわたる定員の縮減によって整理されるものにつきましては、その実施が一そう円滑にするために、整理される職員の申し出に基いてこれを指名して定員の外に置くことができることとし、この場合、定員の外に置くことができる期間は十月以内で政令で定めることになっております。指名された職員は、その期間中職務に従事しませんが、これらの者には本俸、扶養手当及び勤務地手当が支給せられ、かつ恩給法及び国家公務員等退職手当暫定措置法の適用につきましては、職務に従事するものとみなして取り扱うことになっております。

以上が本法律案の改正の要点であります。政府は、本法律案を提出した理由といたしまして、本法律案は、昭和三十年における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行いますとともに、業務の廃止及び減少に伴う余剰定員の縮減を行ひまして、行政機関全般の定員の適正化をはかるうとするものであると説明いたしております。

内閣委員会は、前後五回にわたり委員会を開き、また農林水産委員会との連合審査会を一回開き、本法律案の審議に当りまして、川島行政管理庁長官及び大久保国務大臣との間に熱心な質疑がなされたのであります。本法律案の審議の過程におきまして、最も論議の中心となった問題は、常勤労務者及び常勤的非常勤職員の処遇に関する問題であります。これらの常勤労務者及び常勤的非常勤職員は

今日相当多数に上つておりまして、そのうちには、定員法上の職員とその職務の性質及び勤務の状況等において、一般正規の職員と何ら異ならないものが相当ありまして、前内閣当時から、これらの常勤労務者及び常勤的非常勤職員の処遇の問題につき調査を行ひ来たつて、早急に適当な対策を講ずる旨を言明しております。にもかかわらず、今日いまだ具体案が示されないのは遺憾であり、この問題を解決せずして定員法の改正を行うのは当を得ないのではなからうか、この問題に対する現内閣の方針はどうかという点につきまして、多数の委員より、政府の所見を鋭くたゞされたのに対し、川島行政管理庁長官は、「常勤労務者及び常勤的非常勤職員は、その仕事の性質が労務的であり、また仕事が一時的である者が主であつて、これらの者を今直ちに定員法のワケ内に入れることには賛成しがたいが、これらの者の中には、その仕事の性質及び仕事の期間の点で正規の職員と異ならないものもあるもので、これを現状のままに放置しておくことは適当でないことは論を待たない。従つて政府はこの問題を早急に解決する必要があると考へ、すでにこの問題を公務員制度調査会に付議し、同調査会は小委員会を設けてこの問題を調査中であり、小委員会は近く調査を完了して、次いで総会の議に付せられ、七月末か、八月中には政府に答申が出される予定であるので、政府はその答申に基いて早急に具体的対策を講ずる方針である」旨を言明いたしておるのであります。

この問題のほか、本法律案の審議の結果明らかにされた諸点を申し上げますと、その第一点は、現内閣は省の廃合のごとき中央行政



機関の根本的改革を行う考えはない。また人事院につきましては、これが設置せられた趣旨を尊重して、これを改廃し、その権限を縮小する考えは全くないということ。その第二点は、将来社会情勢の変化に伴いまして、省以下の行政機関改革の必要のあることは政府も認めておる。行政制度審議会は制度そのものは今も存在しておるので、政府は委員の人選を新たにしておいて、これらの行政機構改革について調査を進めたい方針であること。その第三点は、国の地方出先機関の統合整理の問題につきましては、国と地方との事務の再配分についてのシャープ勧告が数年前政府になされたことでもあり、また今日においては地方制度改革の問題も論議されておりますので、政府はこれらの問題もあわせて検討した上、適切な解決をはかりたい考えであるが、現在具体案はまだ持つておらないこと。その第四点は、政府職員の人員整理の問題につきましては、昨年の定員法改正によって六万名の人員整理が行われ、政府は、これで一応人員整理は完了したものと考えておるので、この際さらに人員整理を実行する考えはないこと。その第五点は、従前各官庁内で技術職員が事務職員より軽んぜられたきらいがあったが、政府の見るところでは、戦後は漸次その傾向がなくなつたように思われる。現在定員法の上では、この両者の間に全く差別をつけておらず、かえつて昨年の人員整理の際も、事務職員の整理が主となつており、また本法律案の人員増の部分も技術方面の職員が主であること。その第六点は、指名退職制度は、昨年の臨時待命制度と異なり、強制措置をとらず、被整理者との話し合いで行わんとする趣旨であつて、今日この指名

ました。

この付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

現在、行政機関職員定員法のワック外にある常勤労務者及び非常勤職員の中には、その職務の性質、勤務の条件等において、定員法による職員と実質上何ら異なるものが相当多数含まれてい

る。従来、政府は、これらの者の処遇について、早急に検討を加え、適当な対策を講ずる旨言明したにもかかわらず、いまだ今日に至るも何らの措置を講じていないことはまことに遺憾にたえない。政府は、すみやかにこれらの職員の処遇について根本的検討を加え、具体的措置を講ずべきことを要望する。

右決議する。  
次に、社会党第四控室を代表して千葉委員から、「この法律案においては、業務量と人員についての的確な対策がとられていない、特に指名退職制度についても適切な措置がとられていない、特に常勤労務者や非常勤職員の問題は、今日直ちに解決しなければならぬ緊急の問題であるが、野本委員提案の付帯決議案によると、これらの職員について将来解決の道が開かれるよう一歩前進しておるか、この付帯決議案を含めて本法律案に賛成する」旨の発言があり、社会党第二控室を代表して田畑委員より、「本法律案には行政機構や事務能力の問題についての根本的対策が全然盛られていないし、行政機構や公務員制度の問題にしても何一つ対策がない無定見な法案である。付帯決議案の内容については賛成であるが、この問題

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

退職制度の適用ある厚生省、調達庁等におきましては、退職者の人事の取扱いは大体計画通り運ばれておること等でありませぬ。なお、これらの問題のほか、公務員制度調査会の運営と現在の調査の段階、地域給改善、農林省統計調査部、食糧庁の事務量と定員との関係、輸入食糧との着地検査、神奈川食糧事務所のサイロの作業状況と定員との関係等につきましても質疑応答がありました。その詳細は、委員会会議録に譲りますことを御了承願ひたいと存じます。

なおまた、本法律案に関連し、農林水産委員長より内閣委員長に對し、「農林省農林経済局統計調査部、食糧庁及び林野庁等の職員の定員は、はなはだ実情に沿わないものがあり、その結果は、せっかくの施設の機能を阻害し、国家経済上かえつて下利損失を招いている現状であるので、政府においてかような不合理を一刻も早く是正するよう、内閣委員会において考慮を願ひたい」旨の申し入れがありましたことを、この際御報告申し上げておきます。

本日の委員会において質疑も終了いたしましたので討論に入りましたところ、野本委員より、「本法律案の成立する以前に、本法律案の成立を前提として職員の進退がきめられておることは不当であるから、将来、法の權威と秩序を守るべきである。また本法律案においては、行政機構や事務能力率について根本的対策が盛り込まれていないが、この点は十分に検討すべきである。さらに定員法外の常勤労務者や非常勤職員が多数存在しておることはまことに遺憾であるから、すみやかに慎重な検討をなすべきである」との希望が述べられ、次の付帯決議案を付して本法律案に賛成する旨の発言があり

を今日まで放置されてきたことは遺憾である。また指名退職制度が適用され、職員の任意制をとつて民主的に見えるが、実質は強制退職制度である。政府は公務員制度調査会や人事院の勧告に基づいて、常勤労務者及び非常勤職員の処遇につき、すみやかなる善処方を望む」との意見を述べられ、本法律案には反対である旨の発言があり、自由党を代表して植竹委員より、「常勤労務者及び非常勤職員について早急に根本的対策を樹立すべきである」との希望を付して、付帯決議案を含めて本法律案に賛成の旨の発言があり、日本民主党を代表して松原委員より、「冗員の淘汰、冗費の節約は必要だが、そのために定員外の常勤労務者や非常勤職員を多数作ることには避けねばならない。また先般のゴールデン・ウィークの際のごとく、休暇が連続して起るときは有給休暇にすべきであるし、給料もやみでなく、堂々と正規の手続で支給し得る措置を講ずべきである」との希望を付して、付帯決議案を含めて本法律案に賛成の旨の発言がありました。

討論終了後、直ちに採決に入りましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと議決されました。なお、さきに討論中の野本委員より発議されました付帯決議案につきまして採決いたしましたところ、多数をもって、決議とすることに決定せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。



### ◎補助金等の臨時特例等に関する法律の

#### 一部を改正する法律

(昭三〇、六、三〇法三〇)

#### 一、提案理由(五月二十三日)

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十九年度におきまして、政府は、国の財政の健全化等の目的から補助金等につきまして整理する必要を認め、昭和二十九年予算において所要の措置を講ずるとともに、第十九回国会に補助金等の臨時特例等に関する法律案を提出し、御審議の上、これが成立を見たのであります。しかして、同法は、本年度の暫定予算期間中につきましても、さきに本国会に提出し、御審議の上成立を見ました国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律により、一時延長の措置を講じたのであります。

政府といたしましては、補助金等の整理につき検討の結果、同法の対象となつた補助金等につきましては、昭和三十年度におきましても昨年度と同様の措置をとることを妥当と考え、これがため右特例法の有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長するため本法案を提出した次第であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院補助金等の整理等に関する特別委員長

報告(六月二十五日)

○伊東岩男君 ただいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第五〇号)について申し上げます。

本案は、御承知のごとく、さきに暫定予算に伴い六月三十日まで延長したその有効期間を、さらに昭和三十一年三月三十一日まで延長せんとするものであります。

委員会において特に論議されました点について簡単に御紹介いたしますならば、第一に、昨年当分の間として提出した法案を、国会が向う一カ年とし時限立法として修正したのであるが、何ゆゑ政府はさらに一カ年の延長を求めてきたかという点であります。これに対し、政府は、国家財政の規模の圧縮等の理由により、これらの必要性は昨年の事情と少しも変わっていないばかりでなく、一そうその必要を増したものと考へることでありました。第二に、この法律により自主的な地方財政の整備に役立つといわれながら、補助金の整理によって地方は負担が増加し、一部では寄附金によつてま

かなつているところさえある、またこういう臨時措置によつて地方の再建整備ができるかという質疑がありました。これに対し、政府は、今までの補助金によるひもつきはやめて、自主的な一般財源により地方独自の重点的、自主的な使途を講ずるよう交付税として財源を回している、地方関係の一般財源はだんだんと充実しているとの答弁がありました。第三に、また、新たに就学する学童に対する教科書の無償配付制について、政府としての所見及び来年度におけるこれに対する補助の取扱いについてただされたのであります。これに対し、文部大臣より、無償配付制については、これが実施について努力したが、今年度は昨年度と同様の理由で実施し得なかつたことはなほ遺憾に思うが、来年度にはぜひ実現するよう努力する旨の答弁があり、大蔵当局よりも、この趣旨に沿うよう慎重検討する旨の答弁がありました。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第九一号)について申し上げます。

本案は、国立公園法に基く補助金を、新たに昭和三十年度に限りこれを停止すること、及びその他若干の条文の整理を内容としてしているものであります。

本案に対する質疑のおもなる点は、第一に、補助金の停止による国立公園の施設整備等について支障を来たしはしないかという点であります。この点については、従来、この種の事業については、国で行うもの、地方公共団体で行うもの及び民間において行うものの三本立となつているので、補助金の停止によつて地方公共団体に

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

おける自主的財源の確保をはかるとともに、漸次国の直轄事業を増強していく方針を進めたいとの答弁がありました。また、第二に、国立公園として新たに指定した地区に対しては、単に指定にとどまらず、経費等の面でこれを充実せしむるような措置をとるべきであるとの質問に対しましては、この種事業に対する費用は、新指定公園の優先的に行うような方法をとらず、国立公園全般を見て配分するようにしており、現在厚生省等においても当分新指定の予定もないようであるが、国立公園の問題は外客誘致の見地からもきわめて重要であるので、なるべく支障のないように補うていきたいとの答弁がありました。その詳細は速記録に譲ります。

本日、委員会は、討論を省略し、両案を一括して採決をいたしました結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、参議院大蔵委員長報告(六月二十九日)

(あへん特別会計法(昭三〇一法三二)の委員長報告と一括して掲載)



◎あへん特別会計法 (昭三〇、六、三〇法三一)

一、提案理由(五月十日)

(農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇―法四九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(六月二十五日)

○松原喜之次君 たいだいま議題となりました、あへん特別会計法案外三法律案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

あへん特別会計法案は、政府があへん法の規定により行うアヘンの収納、輸入または売り渡しの事業に関する経理を一般会計と区分して行うため、新たにあへん特別会計を設置しようとするものであります。

次に、この法案の内容について概略申し上げますと、この会計におきましては、一般会計からこの会計に引き継がれるアヘンの金額及び一般会計からの繰入金に相当する金額をもってその資本とし、アヘンの売り渡し代金、一般会計からの繰入金、ケシの栽培許可に関する手数料及び付属雑収入をもって歳入とし、アヘンの収納または輸入代金、事務取扱費、災害補償金、都道府県への交付金、一

時借入金の利子その他の諸費をもって歳出とし、その他この会計の予算及び決算の作成並びにその提出に関する手続等、特別会計に必要な事項を規定いたしております。

次に、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、従来保税地域以外の場所から輸入する物品に対する内国消費税の徴収等については規定していた酒税等の徴収に関する法律の規定を全面的に整備するとともに、外交官が輸入する物品等、関税を免除される輸入物品に対して内国消費税を免除する規定を設けるほか、輸入物品に対する内国消費税の賦課徴収等について規定の明確化をはかるうのであります。

次に、国税徴収法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国税の延滞加算税額及び利子税額を計算する場合の率は、現行日歩四銭となつておりますが、最近の金利水準等に顧み、これをそれぞれ日歩三銭に改めるとともに、過誤納の国税の還付金等に付する還付加算金の率につきましても同様日歩三銭に引き下げることにするほか、国税以外の公課について徴収する延滞金の率も、現行の日歩八銭から日歩六銭に引き下げようというのであります。

以上三法律案につきましては、大蔵委員会に付託されて以来、慎重審議を重ねました後、本日六月二十五日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって三法律案とも原

案の通り可決いたしました。

次に、たばこ専売法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、まず、日本専売公社の売り渡す製造タバコの小売価格中には、それぞれ道府県及び市町村タバコ消費税の百分の六及び百分の九を含むことを明らかにし、またタバコ小売人の災害補償につきまして、酒税、物品税等の場合と均衡をはかるため火災を災害に加える等、災害補償の範囲を拡げることとするほか、所要の規定の整備をはかつております。次に、製造タバコの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正して、日本専売公社製造タバコ価格表中、葉巻タバコ、アストリアの型式を改めることとしております。

本法案につきましては、去る六月十六日、民主党の内藤友明委員より修正案が提案いたしました。修正案の内容は、過日の民主、自由両党による予算の修正に伴う国税の減税措置によって生ずべき昭和三十一年度以降の地方交付税額の減少分を補てんするために、原案において製造タバコの小売定価の百分の六となつておりました道府県タバコ消費税につきまして、これを百分の八に改めようとするものであります。

本案は、本日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、内藤君提出の修正案並びにその修正部分を除く原案はいずれも起立総員をもって可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

あへん特別会計法

三、参議院大蔵委員長報告(六月二十九日)

○青木一男君 たいだいま議題となりました十一法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、あへん特別会計法案について申し上げます。本案は、第九国会において成立をみましたあへん法の規定により、政府が行うあへんの収納、輸入または売り渡しの事業に関する経理を明確にするため、一般会計と区分して新たにあへん特別会計を設置しようとするものであります。

内容の概略を申し上げますと、この会計は、厚生大臣が管理することとし、あへんの売渡代金、一般会計からの繰入金、栽培許可手数料等を歳入とし、あへんの収納または輸入の代金、業務取扱費、災害補償金、交付金等をもって歳出とするともに、その他この会計の予算及び決算の作成並びにその提出に関する手続等、特別会計に必要な事項を規定しようとするものであります。

本案の審議におきましては、ケシ栽培の災害補償、あへんの輸入及び国内生産の実情等について質疑応答がありました。詳細は速記録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案について申し上げます。

本案は、従来保税地域以外の場所から輸入する物品に対する内国



消費税の徴収等について規定しておりました「酒税等ノ徴収ニ関スル法律」の規定を全面的に整備するとともに、外交官が輸入する物品等で、関税を免除されるものについては内国消費税を免除する規定を新設するほか、輸入物品に対する内国消費税の賦課徴収等について規定の明確化をはかるうとするものであります。また輸入物品に対する内国消費税の犯則事件については、その迅速なる処理をはかるために、今回税関職員にも、調査及び処分の権限を与えることとしようとするものであります。

本案の審議に当りましては、駐留軍人の横流しに対する取締り方針等について熱心なる質疑応答があつたのであります。その詳細は速記録によって御承知を願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国税徴収法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の国税の徴収状況、金利水準の状況等にかんがみまして、国税の利子税額及び延滞加算税額、または過誤納の還付金等に付する還付加算金を計算する場合の率を、現行の日歩四銭から日歩三銭に改めるとともに、国税以外の公課について徴収する延滞金の率も、現行の日歩八銭を日歩六銭に引き下げようとするものであります。

本案審議に当りましては、滞納の処理状況等について熱心な質疑があつたのであります。その詳細は速記録によって御承知を願います。

いこととしようとするものであります。

本案は格別の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案も、衆議院大蔵委員長松原喜之次君の提出にかかるとして、昨年六月、農業協同組合法の一部を改正する法律によりまして、指導農業協同組合連合会が改組せられ、新たに農業協同組合中央会が設置されることとなつたのであります。この中央会に引き継がれる土地及び建物等の不動産を取得する場合の登記については登録税がかかることになっておりますので、今回改組の実情にかんがみまして、昭和三十一年三月末日までに登記せられるものに限り登録税を免除しようとするものであります。

委員会の審議に当りましては、格別の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、低額所得者の負担軽減を中心とした課税負担の軽減合理化と資本蓄積の促進をはかる見地より、基礎控除額並びに給与所得控除、生命保険料控除及び専従者控除の限度額をそれぞれ引き上げるとともに、税率の引下げ等所要の改正を行おうとするものであります。

本案の内容の主な改正点について申し上げますと、改正の第一

あへん特別会計法

ます。

質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長松原喜之次君の提出にかかるものであります。御承知のごとく近年数次にわたる所得税法の改正と、昨年末医師等に対する診療報酬の必要経費算定についての特例措置によりまして、医師等の所得税については過納の傾向が増加するものと思われまので、今回医師及び歯科医師の社会保険診療収入についての源泉徴収税率を本年七月一日より、現行の二割から五分に引き下げようとするものであります。

本案につきましては、格別の質疑もなく、討論採決の結果、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長松原喜之次君の提出にかかるものであります。現在医療法の規定により公的医療機関の開設者として指定されておるものうち、日本赤十字社、社会福祉法人、国民健康保険組合等に対しましては、その医療事業の用に供する建物及び土地の権利の取得、または所有権の保存登記に際しての登録税については非課税の措置がとられておりますが、ただ厚生農業協同組合連合会についてのみ免除されていない実情となつておりますので、今回この公的医療機関たるの性格等にかんがみまして、登録税をかさな

点は、基礎控除額を現行の七万円から八万円に引き上げるとともに、青色申告者に対する専従者控除の限度額を基礎控除額と同様に引き上げるのほか、給与所得控除の限度額を現行の四万五千円から六万円に引き上げようとするものであります。

第二点は、税率の緩和をはかるため、現行の税率適用区分のうち、課税所得百万円までの部分について改正を行い、課税二百万円をこえる部分に対する税率については据え置くこととし、課税負担の軽減をはかるうとするものであります。

第三点は、生命保険料控除の限度額を一万二千円から一万五千円に引き上げるとともに、保険期間が五年未満の生命保険契約については保険料の控除制度を適用しないこととするほか、契約者配当金はこれを支払保険料から差し引く等、本制度の適正化をはかるうとするものであります。

以上これらの改正は、本年七月一日から実施するものであります。昭和三十年分の所得税は月数按分により計算した初年度分の控除額及び税率を定めておりますが、給与所得に対する源泉徴収については、本年七月一日以降に支給される給与から平年度計算による改正後の控除、税率によって行うこととしております。

なお、本案は衆議院において修正議決されたものでありまして、修正の要旨は主として低額所得者の負担の軽減と均衡化をはかる見地より、寡婦控除、不具者控除等の税額控除額を現行の四千円から五千円に引き上げるとともに、寡婦、不具者等が遺族年金または障害年金を受けるものである場合の税額控除額を現行より千円引き上



げて七千円としております。  
 本案の審議に当りましては、他の税法案とともに公聴会を開く等、慎重に審議したのでありまして、「今後の税制のあり方についていかなる構想を持っているのか」という質疑に對しましては、「本年八月より税制調査会を設け、十分の検討の上結論を出したい」との答弁があり、このほか直接税と間接税との割合、低額所得者の課税負担等について熱心なる質疑応答がございましたが、これは速記録によつて御承知を願います。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
 本案は、資本蓄積の促進に資するため、普通法人に對する課税率を現行の四割二分から四割に引き下げるとともに、清算中の法人が継続したり、合併をした場合には、法人税を課税するのが適當であると思われまゝので、その課税関係の明確化をはかるうとするものであります。また、調整組合及び酒類業組合等については、その性格にかんがみ非収益事業所得に對しては、法人税を課税しないこととするほか、利益の配当等の益金不算入について期限後申告の場合においても認めるように条件の緩和をはかる等、所要の規定の整備をはかるうとするものであります。

なお、本案は衆議院において修正議決されたものでありまして、修正点について申し上げますと、第一に、法人のうち特に中小法人の負担軽減をはかるため、普通法人の課税率を二本建とし、所得金額の年五十万以下のものに對しては三割五分の軽減税率を適用し、五十万円をこえるものは四割の税率を適用してあります。

ついで、本年七月一日から昭和三十二年三月末日までの間、所得税を課さないこととするともに、配当所得についても所得税の源泉徴収税率を現行の一割五分から一割に軽減し、また本年七月一日に現存し、かつ製造業、鉱業等一定の事業を営む法人が、同日から昭和三十二年一月末日までに増資を行なつた場合、増資登記の登録税の税率を現行の千分の七から千分の一・五に軽減しようとするものであります。

第二点は、輸出振興に資するため、輸出所得の一部控除制度について拡充合理化を行うほか、適用期限を昭和三十二年十二月末日まで延長するものでありまして、現在輸出所得控除の制度は、輸出取引金額の一定割合と輸出所得の五割とのうち、いずれか低い方の金額を課税所得から差し引くこととなつておりますが、今回輸出所得による控除の限度を現行の五割から八割に引き上げ、またブランド輸出の状況にかんがみ、その範囲を拡充し、油井管、レール、ケーブル等についても特別の控除割合を適用しようとするものであります。

第三点は、住宅建設の促進に資するため、新築住宅に對する特別償却制度の拡充をはかり、本年七月一日から昭和三十三年十二月末日までの間に新築した一定の条件に該當する家屋の普通償却額は五年間を限つて、鉄筋コンクリート造りの家屋等五十年以上のものは二十割増、その他の家屋については十割増の特別償却を認めようとするものでありまして、これによりますと、鉄筋コンクリート造りの家屋については五年間に取得価額の五割余、木造家屋は取得価額

第二に、公益法人及び各種の協同組合等の特別法人に對しましては、その特殊性を考慮しまして、現行の三割五分を三割に引き下げるとともに、特別法人の清算所得金額のうち積立金及び非課税所得からなる部分の金額以外の金額に對する税率を現行の四割一分から四割に引き下げてあります。また、これらの修正部分は、本年十月一日以降に終了する事業年度分の法人税及び同日以降の解散または合併による法人税から適用することとしてあります。

本案の審議に當りましては、「年所得五十万円以下のものに軽減税率を適用する理由いかん」との質疑に對しましては、「資本金五百万円以下の法人の年平均所得が大体五十万円であるから、この措置によつて中小法人の負担の軽減をはかり得る」との答弁がありました。その他熱心なる質疑応答がなされましたが、その詳細は速記録によつて御承知を願います。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。  
 本案は、資本蓄積の促進、輸出の振興等に資するため、租税特別措置法及び有価証券取引税法について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、租税特別措置法改正点のおもなる内容について申し上げます。第一点は、資本蓄積をはかる見地から、預貯金、公社債等の利子所得及び配当所得について減免措置を講ずるほか、法人の増資を奨励し、資本構成を是正するために、増資登記の登録税課税の軽減をはかるうとするものであります。すなわち預貯金等の利子所得に

の七割余が償却されることとなります。

また、地方公共団体が本年七月一日から昭和三十三年十二月末日までの間に新築した床面積が一定坪数以下の住宅の所有権の保存登記に對しては、この期間に登記を受けるものに限り登録税を課さないこととするほか、地方公共団体、住宅金融公庫または住宅の建売業者等が右の期間内において新築した住宅を、これらのものから取得する場合の所有権の取得登記についても、その期間内に登記を受けるものに限り登録税の税率を現行の千分の五十から千分の一に軽減してあります。

第四点は、中小企業等協同組合法の規定による事業協同組合またはその連合会で一定の条件に該當するものについて、その積立金が出資総額の四分の一に達するまでは、その所得のうち留保した金額に對して法人税を課さないこととし、協同組合経営の健全化に資することとしてあります。

第五点は、航空事業の助成のため、本年七月一日から昭和三十三年三月末日まで航空機の乗客に對する通行税の税率を現行の二割から一割に引き下げようとするものであります。

第六点は、当事者間の協議により土地等が買い取られる場合においても、当該土地等が買い取りの申し出を拒むときは土地収用法等の規定により取用されることとなるものである場合には、譲渡所得に對する課税を行わず、買い取りの対価を資産再評価法による再評価限度額とみなして再評価税のみを課税することとしてあります。

次に、有価証券取引税法の改正点について申し上げますと、証券



投資信託の信託財産に属する株券の譲渡に対する有価証券取引税の特例措置が、本年七月末日で終ることとなっておりますので、証券投資信託の育成をはかる見地から、昭和三十三年三月末日までの適用期限を延長しようとするものであります。なお、本案は衆議院において修正議決されたものでありまして、その修正点を申し上げます。

第一に、納税義務者の選択により、社会保険料控除、医療費控除及び雑損控除にかえて、所得金額または給与の収入金額の百分の五に相当する金額を、一万五千元を限度として所得金額から控除することとしております。ただし、昭和三十年分の所得税については、七月一日から実施するに伴いまして、社会保険料控除等の二分の一に相当する金額と、七千五百円を限度として、所得金額または給与の収入金額の百分の二・五に相当する金額との選択を認めることとしております。なお、給与所得者につきましては、毎月の給与に対する課税は従来通りとし、年末調整を行う場合、社会保険料の額が概算所得控除額に満たないものについては、概算所得控除額を控除して税額調整を行うこととしております。

第二に、利子所得課税との権衡の見地より、昭和三十年及び三十一年分の所得税に限り、配当控除額を現行の二割五分から配当所得の三割に相当する金額に引き上げることとしております。なおこの措置に並行して、所得税法施行細則において、配当所得についての資料提出限度を、現行の三千円から五千円に引き上げる等の措置が講ぜられることとなっております。

が述べられ、木村委員より、「再軍備費のごとき非生産的支出を削って、直接税中心の減税を行うべきであり、また負担の公平、間接税の比重等について遺憾な点が多く、特に利子所得、配当所得の優遇によって資本蓄積を促進させる効果は疑問であり、ひいては過剰投資の傾向を助長するにすぎないものであるから反対する」との反対意見が述べられ、次いで中川委員より、「政府案及び衆議院の修正内容は、ともに現在の経済情勢から見て妥当なものと思う」との賛成意見が述べられました。

採決の結果、右三法案は、いずれも多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)について申し上げます。

本案は、補助金等の臨時特例等に関する法律の有効期限が本年六月三十日までとなっておりますのを、昭和三十一年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九一号)について申し上げますと、本案は、国立公園法に基く補助の特例を設けて、同法第五条第三項の規定を昭和三十年度に限り適用しないことしようとするものであります。地方公共団体が国立公園施設を整備する場合は、国立公園法第五条第三項の規定によって、国は整備費の二分の一を補助することとなっておりますが、これは自然、地方財政に負担をかけることになり、また一面国の財政の健全化をはかる必要もありますので、昭和三十一年度に限

本案の審議に当りましては、利子所得、配当所得に対する優遇措置が資本蓄積の促進に資する効果、利子所得と配当所得との負担均衡、大法人と中小法人との負担均衡、選択概算所得控除の実施による給与者、営業者、農民との負担均衡の問題等について熱心なる質疑応答がなされましたが、詳細は速記録によって御承知願います。質疑を終了し、右三法案を一括討論に入りましたところ、菊川委員より、「現在の租税体系は複雑であるから簡素化すべきであること、公平の原則が薄弱となっていること。配当所得の優遇にかえて、夏季手当、夜勤手当の免税を優先的に考慮すべきであること。民・自共同修正案には不労所得の優遇に重きを置き過ぎ、不明朗な点が見られること等から三法案に反対する」との反対意見が述べられ、山本委員より、「税の理論から見ればとかくの問題はあるが、自立経済再建のために資本蓄積の促進をはかることは根幹をなすものであり、かつ自由党の基本ラインに沿ったものであるから賛意を表する」との賛成意見が述べられ、天田委員より、「今回の改正は低額所得者の負担軽減、課税負担の均衡、資本蓄積の促進という三つの前提に立っているものであるが、そのいずれについても問題があり、また資本蓄積が直ちに日本経済の指向する投資に役立つものであるとは考えられないから反対する」との反対意見が述べられ、小林委員より、「来たるべき税制調査会においては、税制の簡素化、給与者、営業者、農民間相互の負担の均衡等について配慮されたいこと、並びに次回の改正には中小法人の年所得百五十万円以下のものについて税率の軽減をはかられたい」との要望を付して賛成意見

り、整備費補助金の支出を取りやめようというのであります。右二法案の審議に当りまして、新入学児童に対する教科用図書の給与の停止、公民館関係補助金の削減、外航船舶建造融資利子補給の停止等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、詳細は速記録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、右二法案を一括討論に入りましたところ、平林委員より、「補助金はその効果について異論多く、また種々の問題が伏在している。従ってこの法案を通すことは慎重を期さねばならぬ。特に質疑に当って新入学児童に対する教科用図書の給与問題について政府の具体的な明確な答弁が得られなかった。この措置が明確にせられざる限り本案に反対である」との意見が述べられ、山本委員より、「補助金は原則的には整理すべきものと考えているが、地方に財源を与えなければ実行不可能のことであるから、中央、地方を通じて財政の整備をはかるべきである。この点については今後十分検討を願うこととし、さしあたり一カ年延長することに賛成する」との意見が述べられ、天田委員より、「この法律はその成立の経過からいってあくまで時限法であって、これをさらに一年延長されることになるのは、いわば公約違反である。殊に文部、厚生両省のごとき弱き面にしわ寄せされたきらいがあるから、本案に反対である」との意見が述べられ、最後に木村委員より、「本案は姑息な、零細な文教、保健に係る要求の弱い面に補助金を打ち切つて、

そうでない面の補助金にはほとんど手が触れてない。全く本末転倒のものであるので、本案に反対である」との意見が述べられ、採決



の結果、右二法案は、いずれも多数をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。  
以上、御報告を申し上げます。

### ◎租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、三〇法三三三(衆))

#### 一、提案理由(六月十一日)

○松原喜之次君 たいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案について、提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

この三法律案は、いずれも九日大蔵委員会において全会一致をもって起草提出いたしました法案であります。

まず第一に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。現在、医師及び歯科医師の社会保険診療収入に対しては、所得税法第四十二条第二項の規定により百分の十の源泉徴収が行われているのでありますが、近年数次にわたる所得税法の改正に伴って過納となり還付を要するものが生じてきたところへ、さらに昨年末租税特別措置法の改正で医師及び歯科医師に対する診療報酬に関する必要経費の算定について特例が定められ、これに伴って納め過ぎとなるものがさらに増加すると考えられるのであります。この実情を考慮して、今回その源泉徴収率を現行の一〇%から五%に引き下げようというのであります。なお、この改正は、源泉徴収税率のみの変更でありまして、この法律施行による税収は著しい変化はないのであります。

租税特別措置法の一部を改正する法律

次に、登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在医療法第三十一条の規定により公的医療機関の開設者として厚生省より指定せられているものうち、日本赤十字社、社会福祉法人国民健康保険組合等に対しては、その医療事業の用に供する建物及び土地の権利の取得または所有権の保存登記に際しての登録税は、登録税法または国民健康保険組合法の規定によって、これを課さないものとしておりますが、ひとり全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会については免除されていない現状になっております。よって、厚生農業協同組合連合会の医療事業の公的医療機関たるの性格にかんがみ、今回登録税法を改正してこれを課さないこととし、その取扱いを他の公的医療機関と同じくしようというのであります。なお、本法律案による減収は年間約二百万円弱と見積られるのであります。

最後に、農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。去る第十九国会において、農業協同組合法の一部が改正せられて、指導農業協同組合連合会が改組せられ、全国及び都道府県に農業協同組合中央会が設置されることになり、自来その改組が行われていたのであります。中央会に引き継がれる土地及び建物等の不動産に関する登記は、その取得の登記について登録税がかかることになっておりますので、この改組の実態に即してこれを免除しようというのであります。なお、この措置は、昭和三十一年三月三十一日までに登記せられるもの限り免除しようとするのであります。これに



租税特別措置法の一部を改正する法律

よって免除される税額は約三百万円と見積られるのであります。  
大蔵委員会は、以上三法律案の提案を決定するに際しまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により政府に対し意見を求めましたところ、政府においては異存なき旨の意見が開陳せられました。  
以上がこの三法律案の提案理由並びにその内容の概要であります。何とぞ御審議の上賛成されんことを切望いたす次第であります。

二、参議院大蔵委員長報告(六月二十九日)

(あへん特別会計法(昭三〇―法三二)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎租税特別措置法等の一部を改正する法律  
(昭三〇、六、三〇法三三)

一、提案理由(五月十七日)

(昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三〇―法一四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(六月二十三日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三〇―法三四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(六月二十九日)

(あへん特別会計法(昭三〇―法三二)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎所得税法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、三〇法三四)

#### 一、提案理由(五月十日)

(農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇―法四九)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(六月二十三日)

○横路節雄君 たいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。今回の所得税法等の改正は、政府の説明によれば、勤労者、中小企業者等の低額所得者の負担の軽減を中心として直接税の軽減をはかるとともに、資本の蓄積の促進に資する等のために所要の改正を行おうとするものでありますが、所得税法につきましては、まず第一に、基礎控除額を七万円から八万円に引き上げるとともに、青色申告者に対する専従者控除の限度額も基礎控除額と同様に引き上げることとしております。次に、税率につきましては、現行の税率が急激に累進して負担を加重する結果となっておりますので、課税所得

二百万円をこえる部分は現行のままとし、おおむね百万円までの部分について緩和をはかろうというのであります。次に、給与所得控除の限度額は現行四万五千円となっておりますが、この額が必ずしも実情に即しないと認められますので、これを六万円に引き上げようというのであります。また、生命保険料控除につきましても、その限度額を現行一万二千円から二万五千円に引き上げるとともに、短期の生存保険をこの対象から除外することとし、契約者配当金については、これを支払保険料から差し引くなど、課税の適正化をはかろうというのであります。

これらの改正は本年七月一日から実施することとしておりますので、昭和三十年年度の所得税につきましては、月数按分により計算して初年度分の控除及び税率を定めておりますが、給与所得に対する源泉徴収につきましては、本年七月一日以降に支給される給与から平年度計算による改正後の控除及び税率によって行うこととしております。

以上の改正により所得税の負担は相当軽減されるのであります。が、たとえば、基礎控除の引き上げで、夫婦及び子供三人の場合、給与の平均月額一万九千円程度までは所得税を負担しなくてもよいこととなるのであります。また、この措置により、本年度所得税におきましては約二百三十億円の減収が見込まれるのであります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案については、企業の資本蓄積の強化に資するため、普通

法人に対する税率を現行の百分の四十二から百分の四十に引き下げることとするともに、解散した法人が継続または合併することとなった場合における法人税の課税関係を明確にし、また、所得税における外国税額の控除、法人税における配当金の益金不算入等について、その適用条件を緩和して、期限後申告の場合にもこれを認めることとし、なお、調整組合及び酒類業組合については、その性格上、収益事業による所得以外の所得に対しては法人税を課さないこととしようというのであります。

以上申し上げました措置により、法人税において約四十四億円の減収が見込まれるのであります。

最後に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案について、おもな内容は次の諸点であります。

まず第一に、資本蓄積の促進に資するため、本年七月一日から昭和三十二年三月末日までの間に支払いを受けるべき預貯金、公社債等の利子所得に対しては所得税を免除することとするともに、同様に、本年七月一日から昭和三十二年三月末日までの間に支払いを受けるべき配当所得に対しても、所得税の源泉徴収税率を現行の一五%を一〇%に引き下げようというのであります。

次に、輸出の振興に資するため、輸出所得控除の限度を現行の五〇%より八%に引き上げることとしました。また、プラントを輸出した場合には、そのプラントの範囲を拡張し、油井管及び送油管等についても特別の控除割合を適用しようというのであります。

所得税法の一部を改正する法律

次に、住宅建設の促進に資するために、新築住宅に対して特別償却制度の拡充をはかるとともに、地方公共団体等が一定期間内に新築した小住宅に対する所有権取得登記についての登録税を減免しようというのであります。

次に、中小企業対策の一環として、中小企業等協同組合法の規定による事業協同組合等で一定の要件に該当するものについては、農業協同組合の場合に準じ、積立金額が出資の四分の一に達するまでは、その所得のうち留保した金額に対し法人税を課さないこととしようというのであります。

最後に、航空事業の助成のため、昭和三十年七月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間、航空機の乗客に対する通行税の税率を現行の二〇%から一〇%に引き下げようというのであります。

なお、この措置により約五十三億円の減収を見込んであります。以上が三法律案の内容であります。これらの法律案につきましては、五月二十七日には公聴会を開き、学識経験者等広く各層各界の意見を聴取いたし、また委員と政府委員との間にも種々質疑がかわされました。特に今回の改正が真に低額所得者の減税となっているかという点と、利子所得の免税が負担の公平を破り租税全体の体系をくずすことにならないかどうかという点等について、相当疑がなされました。

次いで、六月十一日、前尾繁三郎君外二十五名による三法律案に対する民主、自由両党共同の修正案が提出されました。これは過般行われました予算修正の一環として提出されたものでありまして、



その提案の趣旨は、第一は、所得税について、主として低額所得者の負担の軽減と均衡化並びに合理化をはかること、第二は、これら所得税との均衡上、法人の低額な利益に対して税率を軽減すること、第三は、預貯金利子課税の廃止との均衡上、配当所得に対する課税上の優遇措置を講ずること等であり、その内容のおもな点は、所得税法については、寡婦、不具者等の控除額の引き上げ、法人税については、公益法人及び特別法人に対しての法人税率を現行の三五％から三〇％に引き下げるとともに、普通法人については、その所得金額のうち年五十万円以下の金額に対して三五％の税率を適用しようというのであります。最後に、租税特別措置法については、納税義務者の選択により、社会保険料控除、医療費控除及び雑損控除にかえて、所得金額の五％に相当する金額を一万五千円を限度として所得金額から控除すること、また、昭和三十年分及び昭和三十一年分の所得税に限り、配当控除の割合を現行二五％から三〇％に引き上げようというのであります。以上の修正により、初年度は六十七億円の減収を見込んでおります。

なお、質疑の詳細につきましては速記録に譲りたいと思います。以上三法律案並びに各修正案につきましては、審議の結果、二十一日質疑を打ち切り、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して横山委員は反対の旨、自由党を代表して大平委員は賛成の旨、日本社会党を代表して平岡委員は反対の旨、それぞれ討論せられました。

次いで、それぞれについて採決いたしましたところ、修正案及び

修正部分を除く原案はいずれも起立多数をもって可決せられ、よって三法案は修正議決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(六月二十九日)

(あへん特別会計法(昭三〇―法三一)の委員長報告と一括して掲載)

◎法人税法の一部を改正する法律

(昭三〇、六、三〇法三五)

一、提案理由(五月十日)

(農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三〇―法四九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(六月二十三日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三〇―法三四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(六月二十九日)

(あへん特別会計法(昭三〇―法三一)の委員長報告と一括して掲載)



## ◎関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、六、三〇法三六)(衆)

### 一、提案理由(六月二十九日)

○衆議院議員(松原喜之次君) ただいま議題となりました関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

関税率法の一部を改正する法律の一部改正については、別途政府から関税率法等の一部を改正する法律案が提出されておりまして、目下衆議院大蔵委員会において慎重審議中であります。この政府提出案中には、従来暫定的に關稅を免除されて参りました石油のうち原油、重油及び粗油の一部に対して軽度の税率で關稅を復活することとする改正規定が織り込まれており、この改正規定を本年七月一日から実施することとしたしております。しかしながらこの石油關稅の一部復活ということはきわめて重要な改正でありまして、これが是非ないし当否に關しましては、今後なお日を重ねて充分慎重審議を必要とすると考えられますので、とりあへず六月一杯で切れる關稅の輕減免除に關する現行法律規定の適用期限を本年七月三十一日まで一カ月間延長することといたしたいと考えまして、衆議院大蔵委員会におきましては全会一致をもって本改正案を

起草提出いたしました次第であります。

なお本改正案による減収は約一億三千八百万円と見積られるのでありまして、大蔵委員会は本改正案の提案を決定するに際しまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、政府に対して意見を求めましたところ、政府においては、やむを得ない旨の意見を開陳せられました。

以上がこの法律案の提案の趣旨と内容であります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを切望いたす次第であります。

### 二、参議院大蔵委員長報告(六月三十日)

○青木一男君 ただいま議題となりました関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は衆議院大蔵委員長松原喜之次君の提出にかかるものであります。

今国会に政府より、別途、関税率法の一部を改正する法律案が提出され、ただいま衆議院の大蔵委員会において審議中であることは御承知の通りであります。同法案には、従来暫定的に關稅免除の措置を講じて参りました原油、重油及び粗油の一部に対して、低率の關稅を復活しようとする改正規定が織り込まれており、なお本年七月一日から実施することとなっておりますのでありますが、この点は重要な改正事項であり、衆議院においては今後にわたり時日を

重ねて慎重に審議する必要があるというので、この際とりあえずの措置として、本年六月三十日で期限切れとなる關稅の免除輕減に關する現行法律規定の適用期限を、さらに本年七月三十一日まで一カ月間延長しようとするものであります。しかして本改正案による減収は約一億三千八百万円と見積られています。

委員会は、提案者衆議院大蔵委員長松原喜之次君から提案理由の説明を受け、提案者並びに政府当局に質疑を行いました。

本案審議におけるおもな質疑を申し上げますと、「本案の提案理由の説明に、本案の提案を決定する際して、政府の意見を求めたところ、政府はやむを得ない旨の意見を開陳したとあるが、いわゆる石油關稅の一部復活については業界の主張が対立しており、その点について各党派間の意見が調整されて、現行の暫定免稅措置をさらに一カ月間延長することとなったので、政府としてはやむを得ないということか」との質疑に対し、政府より、「政府としては、石油關稅について、対立意見を十分検討して原案を提出したのであるが、この点は今後の延長期間内に調整してもらえらると思つてゐる」との答弁があり、次に、「本案のごとき期限の定めのある法案については、本院において十分審議し、意思決定ができるように、衆議院の審議を促進されたい旨、すでにしばしば申し入れたにもかかわらず、今後は、両院制度の建前から、本院にも十分審議期間を与えるようにされたいがいかん」との質疑に対し、衆議院大蔵委員長より、「参議院の審議期間を見込まなければならないとの考えで審議を進めて

関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

はいるが、關連法案等があるため意のごとくならぬ事情もあるもので、その点も御考慮いただきたい。今後は十分趣旨に沿うよう努力する」との答弁があり、更に、「本案のごとき關係者の利害が相反するような場合は、その暫定的免稅措置は再び延長されないようにされたい。また本案によつて一億三千八百万円の減収となるがごときは、石油会社が高純益をあげている折柄、負担權衡の点できわめて遺憾な措置であり、政府においても原案通過のため大いに努力されたいがいかん」との質疑に対し、衆議院大蔵委員長より、「本案の通過を願つた上は、政府原案について、できるだけすみやかに審議を運び、再び延長することのないようにしたい。また政府より、「本年度の稅收見込はぎりぎりであつて、この上、減収となることは打撃であるが、やむを得ないものと認めた。今後は一カ月の間に政府原案を通過していただけるよう最善の努力をしたい」との答弁がありました。その他、石油關稅一部復活の根拠とその影響等について質疑がなされましたが、詳細は速記録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より「質疑の過程で明らかになされたごとく、本案のごとき期限つき法案は、将来参議院の審議期間を制約するがごとき審議は避けるといふ衆議院大蔵委員長の言明を順守されることを特に強く要望し、また政府においても強固な心がまえをもつて善処されることを要望して本案に賛成する」との賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。